

規制改革推進のための第1次答申

- 規制の集中改革プログラム -

平成19年5月30日

規制改革会議

目 次

・「規制改革推進のための第1次答申」の決定・公表に当たって	1
・各重点分野における規制改革	
1 質の高い国民生活の実現.....	4
（1）保育、福祉、介護分野.....	4
（2）医療分野.....	8
（3）生活・環境、流通分野.....	16
2 イノベーション・生産性向上.....	18
（1）教育・研究分野.....	18
（2）IT、エネルギー、運輸分野.....	33
（3）住宅・土地分野.....	50
3 国際・オープン経済.....	61
（1）国際経済連携分野.....	61
（2）基準認証、法務、資格分野.....	73
（3）競争政策、金融分野.....	77
4 再チャレンジ.....	88
（1）雇用・就労分野.....	88
5 地域活性化.....	91
（1）農林水産業分野.....	93
（2）地域産業振興、国と地方分野.....	103
6 官業改革.....	110
7 基本ルール.....	127

（参考資料）開催経過、委員名簿、専門委員名簿

．「規制改革推進のための第1次答申」の決定・公表に当たって

1 はじめに

成長力を強化し持続的な発展を遂げていくためには、市場を開き、需要を創造する規制改革をすすめ、自由かつ公正な経済活動のフロンティアを拓げていく必要がある。これにより、新たな付加価値がもたらされ、豊かで活力ある経済社会を築くことが可能となる。十数年来の規制改革への取組は着実に成果をあげ、新たな成長への道筋を切り拓いてきた。しかしながら、個人や企業の多様な挑戦を促す環境整備に向けた課題は、なお山積している。

かかる認識を踏まえ、本年1月に総理の諮問機関として発足した当会議は、国民が成果を肌で実感できる改革を実現する観点から、5月までの短期間に成果を上げるべき項目、即ち、育児休業取得の円滑化、医療のIT化の推進、港湾・航空・物流インフラに関わる制度、運用の改革、資格者等の学歴・年齢要件等の見直し、地方の産業・観光振興等に向けた阻害要因の見直し、独立行政法人等公法人の業務の廃止、縮小、民間開放、規制の見直し時期の設定、強制力のある通知・通達の公表を「ダッシュ7」として掲げ、設置期間3年の調査・審議をスタートさせた。

その後の検討過程において、教育、都市・住宅、消費者保護・消費者向けサービス等の分野における課題を追加し精力的に検討を重ねるとともに、前身機関である規制改革・民間開放推進会議の成果のフォローアップや積み残し課題、未解決案件についても取り組んできた。その成果を「規制改革推進のための第1次答申 - 規制の集中改革プログラム - 」として取りまとめ、本日、ここに答申する。

ただし、ここに至るまでのプロセスは、あくまでも第一弾の取組に過ぎない。今回掲げた改革事項の発展・深化はもとより、設置期間内に取り上げるべき課題はなお多く残されていることから、年末の答申に向け、さらなる検討の充実・強化を図り、一層多くの成果を得ていきたい。

2 主要な改革事項

第一は、医療の改革である。医療分野に個人の自由かつ自律的な選択と公正な競争を導入することが改革の鍵であり、情報公開の徹底や医療の質に基づく診療報酬体系の抜本的改革は急務である。そのためにもIT技術の導入によるデータベースの構築とそれに基づいたエビデンスの生成に向けた基盤整備が必要であり、まずはレセプトの完全オンライン化の着実な達成を図るべきである。

第二は、地域活性化のための改革である。農業の産業としての自立を促すためには、付加価値の高い農産物を生産することが極めて重要である。我が国で、それを可能にするような農業生産性の向上が乏しかったことの一因は、様々な規制が、農産物の販売に

当たって農産物をPRするための表示を妨げてきたことにある。たとえば、味が良い新品種の全国的なブランドとしての表示も、特定の栄養成分を抑えるべく開発された機能性米の表示も制限されてきた。農産物の新種の表示に関するこれらの規制を緩和することによって、消費者と農業経営者をつなぐ新たな市場をつくり、育種企業や農業経営者の創意工夫や新規事業展開を支援すべきである。

また、工場立地において競合関係にあるアジア諸国等における立地規制を踏まえた新たな制度設計が必要となることから、地域経済の活性化に向けた工場誘致や既存工場の更新等が円滑に進むよう、更なる工場立地の制限緩和を検討するとともに、手続の迅速化を図るべきである。

さらに、地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な輸送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現するため導入された特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の登録制度について、制度内容の周知徹底や制度の円滑な普及・促進を図るための相談窓口の明確化等の措置を講ずるべきである。

第三は、雇用・就労分野の改革である。国民ひとり一人の果敢な挑戦を後押しするには、何度も再チャレンジでき、格差を固定させない社会の仕組みを作っていく必要がある。そのためには、国が率先して範を示すことが重要であり、例えば、子育てが一段落した人や、社会人入学して30歳代になって卒業した人や、就職氷河期に不本意な就職をした社会人が国家公務員として採用されるよう、現行採用試験における受験年齢資格制限の緩和等を講ずるべきである。

第四は、国際物流と国際航空の改革である。経済活動のグローバル化が進展し、サプライチェーン（製品が消費者に届くまでの一連の業務の流れ）は国境を越えて効率的な在り方を追求している。激しさを増す国際競争の中で日本が生き残るためには、貿易・物流制度を抜本的に見直し、セキュリティを確保しつつ、スピーディでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流システムを構築することは不可欠である。そのため輸出入・港湾手続の業務プロセスを簡素化・効率化し、一回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続を行うことが可能となる真に利便性の高い次世代シングルウィンドウを構築するとともに、EPA（経済連携協定）の効果を最大限発揮できる原産地規則・原産地証明制度の改善、国際的な流れに対応したセキュリティ管理体制の構築を図り、国際物流システムの円滑化を実現すべきである。

また、世界各国において国際航空市場の自由化が段階的に進展する中、我が国においても、新たな枠組みの中で航空サービスの在り方を位置付けていくための政策転換が急がれる。日本主導のアジア版オープンスカイ政策の導入はもとより、首都圏空港機能の拡大や、成田空港の完全民営化をはじめとする航空制度の改革等を通じて、日本の空のさらなる自由化をすすめるべきである。

第五は、金融市場の改革である。国境を越えた金融市場間の競争が激化する中、我が

国の金融機関の国際競争力を向上させることは、我が国経済全体にとっても喫緊の課題である。こうした要請に応えるためには、欧米と比較しても厳格な銀行と証券会社の間
に存在する、情報や役職員の交流などを遮断するいわゆるファイアウォール規制につ
いて、利益相反の防止策や顧客の保護などに配慮しつつ、速やかに必要かつ十分な見直
しを行い、我が国企業のグローバルな事業戦略展開に付随する金融ニーズに、機動的かつ
的確に応えられるようにすべきである。

3 今後の取組に向けて

本答申では、上記の課題を含めた 14 の分野について、この先 3 年間で取り組むべき改
革の方向を問題意識として提示するとともに、政府内部で合意を得た事項を具体的施策
として掲載した。本答申及び国会議の前身機関である規制改革・民間開放推進会議が取
りまとめた「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」の内容については、今後、
政府において策定される新たな規制改革 3 か年計画に盛り込み、改革の着実な実施を
図っていく必要がある。

国会議としては、国民や企業がその持てる潜在能力や創意工夫を十分発揮できるよう、
引き続き、聖域なき改革に果敢に取り組むとともに、既往の閣議決定により実現をみた規
制改革の成果についても不断のフォローアップを行い、必要に応じてさらなる措置の実
施や見直しを求めていく。併せて、分かり易い情報の発信にも努めたい。

関係者におかれては、今後とも国会議の調査・審議にご支援・ご協力を賜るようお願い
したい。

・各重点分野における規制改革

1 質の高い国民生活の実現

(1) 保育、福祉、介護分野

【問題意識】

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、合計特殊出生率が徐々に低下し、平成17年には1.26（平成17年人口動態統計（厚生労働省））となるなど、急速な少子化が進行しており、予想より早く、平成17年から「人口減少社会」に転じることとなった。政府においても平成6年の「エンゼルプラン」策定以降、様々な対策が講じられており、現在は平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」及び平成18年6月に策定された「新しい少子化対策について」に基づき、対策が推進されているところである。

さらに、平成19年2月に発足した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、「すべての子ども、すべての家族を大切に」という基本的な考え方のもと、具体的な措置の検討が進められているところである。

このような中、当会議としては、第二次ベビーブーム世代がいまだ30代にある当面5年間がとりわけ重要になると認識しており、活力ある経済社会を構築していくためにも当該期間を改革の集中期間と位置付け、少子化の流れに歯止めをかける有効な施策を矢継ぎ早に講じていく必要があると考える。かかる問題意識の下、子育て支援の観点からは、仕事と育児が両立できるような保育サービスの拡充や子育てを行う労働者を支援する企業、政府のサポートが必要である。

現在の保育制度は「保育に欠ける子」を対象を限定し、公費により自らあるいは委託の形でサービスの提供を行う公的扶助色の濃い社会福祉制度として位置付けられている。しかし、前述の課題解決を図るため、行政が果すべき役割は、一定水準以上の保育サービスに就学前の子どもを持つ全ての家庭がアクセスできることを保障することにある。このため、早期に公的扶助色の薄い子育て支援サービスの整備・拡充に向けた施策を講ずべきである。

その際には、施設と利用者との間の直接契約を容認するとともに、保育サービス料金については、低所得者層等への配慮を前提として、サービス内容に見合った対価を利用者が負担する応益負担方式へ転換するなど、利用者との契約に基づき原則自由に設定できることを認めるべきである。このことにより、従来に増して利用者の多様なニーズにきめ細かく対応できる体制が整備されることとなる。

併せて昨年10月から導入された「認定こども園」については、地方裁量型を除いて既存の認可保育所制度と幼稚園制度が併存した制度となっていることから、制度の普及を促すことにより、保育所と幼稚園が融合する素地を作りつつ、早急に、両者の完全一元化を目指すべきである。

また、利用者の負担を公平化するため、運営費等の公的補助を現行の施設への補助から就学前の子どもを持つすべての家庭に対する直接補助方式に転換することも重要である。その際、社会福祉制度としての保育の性格を変え、子育てを広く社会全体で支援するという共助の考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度への転換（「育児保険（仮称）」の創設）についても併せて検討すべきである。

また、仕事と育児の両立に関しては、保育サービスの拡充だけでなく、企業によるワークライフバランスの実現や子育て支援策、さらに、政府の強力なリーダーシップによる政策の実現が必要である。そのような中、平成4年に育児休業法が施行され、子どもが1歳になるまでの育児休業の取得が労働者の権利として保障され、以後も、平成16年の育児休業期間の延長など、より利用しやすい制度となるよう見直しを行ってきた。また、平成7年には、雇用保険制度の中に育児休業給付金制度が創設され、平成12年さらに今年度にも給付額の増額が行われている。

さらに、平成17年には、仕事と家庭の両立等を図るという観点から、次世代育成支援対策推進法が施行された。それにより、一定規模以上の一般事業主については、国が定めた行動計画策定指針に即して、目標、その達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画の策定が義務づけられ、それを各都道府県の労働局に届け出ることとなった。

このような国の制度拡充にあわせ、各企業においても、短時間勤務制度やフレックスタイム制度の導入や事業所内託児施設の設置などが拡大しつつあるが、出産を機に退職している女性が依然として多い。また、育児休業の取得率や取得期間もスウェーデン等に比べて水準が低く、特に男性については1%にも満たない状況にある。

したがって、労働者の価値観やライフスタイルの多様化がいっそう進む中において、それに対応した幅広い選択肢を提供することが重要である。そのためにも子育て世帯に対する児童手当制度や育児休業制度など、関連制度の見直しや運用の改善を行い、さらに企業に対しても積極的な取組を求め、それにあわせた企業支援策、労働者支援策を検討するなど、幅広い視野に立ち、社会的に育児を支援するための仕組みの充実・強化策を講ずべきである。

【具体的施策】

育児休業等の取得の円滑化

労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後に、育児・介護休業法に定める最低基準として、再度育児休業の申出が可能となる場合については、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限定的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。

一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じること十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。

このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別な事情」の範囲等の見直しを検討すべきである。**【平成19年度検討開始、速やかに結論】**

次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し

ア 一般事業主行動計画の情報開示等

一定規模以上の事業主に対しては、一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、都道府県労働局へ所定の様式により届出を行っている。しかしながら、この情報について、企業に行動計画の開示義務はなく、また、労働局もその届出内容を開示していないことから、就労を希望する者をはじめ、広く国民がこれら情報を容易に知り得る環境になっていない。これらの情報が広く国民に公開されることは、就労希望者が企業選択に資することができるほか、実績の公表等が義務づけられていない中で、計画の実効性の担保にも資することができると思う。

このため、各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めることや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する（その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図る）ことなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討すべきである。**【平成19年度中結論、逐次措置】**

イ 一般事業主に対する認定制度の見直し

一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。

一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行うべきである。**【認定状況を踏まえ、逐次措置】**

(2) 医療分野

【問題意識】

日本社会の急速な高齢化の進行、更には医療技術の急速な進展、また医療に対する社会ニーズの多様化且つ高度化を背景に国民医療費の急増が懸念される状況に現在ある。このような現況にかんがみ、規制改革・民間開放推進会議（以下「前会議」という。）では、医療分野へのIT技術の導入による医療業務の効率化を図るとともに、データベースの構築とそれに基づいたエビデンス生成により、質の高い医療を提供すべきことを主張してきた。当会議においても、医療のIT化の推進を医療分野の重要課題として、引き続き推進する所存である。

この医療のIT化推進施策の一つとして、レセプトの完全オンライン請求化が真っ先にあげられる。このレセプトのオンライン請求化については、紙ベースから電子データをベースとした業務に移行することにより、支払業務の効率化を通して、劇的な事務コストの軽減がはかれるのみならず、電子点数表といった電子データの利用・ロジックの整備を行うことにより、審査基準が標準化され、統計的手法を用いての審査が可能になるなど、審査業務そのものの効率化にもつながると考えられる。また、オンライン収集された診療情報の分析は、予防医療への活用、科学的根拠に基づいた医療（EBM）の構築などを通じて医療の質の向上に大きく貢献するものと期待される。

レセプトオンライン請求化は医療改革における出発点であり、今後の医療改革の試金石となるものである。現行定められた期限は、平成23年度までに原則完全オンライン化であり、例外としてレセプト件数の少ない一部医療機関に対してはその後最大2年間の猶予を与えている。オンライン化の効果を発揮するためには、例外なく完全なオンライン化を実現することが肝要であり、上記例外の一部医療機関も含め、期限を待たず出来得る限り前倒しに実行することが肝要であり、当会議としてもその進捗状況を厳しく注視していく所存である。

またレセプトオンライン請求化の進展と同時並行的に、医療機関が保有する電子カルテなどの診療情報についても、これを他の医療機関など外部に提供する場合は、一定のデータ交換規約の標準様式に合わせることを制度化するなど、広範囲な活用を図る必要があり、総体としてIT化効果を最大限に引き出す仕組みを考えたい。

一方、レセプトオンライン請求化によるレセプト審査・支払業務の効率化のために

は、ただ単に業務をオンライン化するだけではなく、その審査・支払の業務フローをオンライン化に合わせて抜本的に見直す必要がある。オンライン化は手段であり、目的は業務の効率化によるコストの劇的な削減と、審査の質の向上、即ちスピードや公正さ、また、精緻化などといった質の向上である。その達成には業務フローの見直しなどソフト部分の抜本的改革が不可欠であることは、他のオンライン化先行分野においての経験則であり、医療分野においても例外ではありえない。

現在、レセプトの審査・支払業務は、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が独占的に受託している状態となっている。本年4月より、保険者がこの2者を選択することが可能となったとはいえ、依然として、保険者が自由に審査・支払業務の委託機関を選択するのを阻害する要因が存在するため、せっかく制度変更があっても、結果的に従前と同じ機関に審査・支払業務を引き続き委託しているのが残念ながら現状である。したがって、その要因分析を行った上で、自由な委託機関選択を実質的に可能たらしめる施策を検討し且つ早急に措置すべきである。

尚、このレセプト審査・支払業務の効率化を図る上で、まず最初にすべきことは、それぞれの機関の業務内容及びその費用構造を明らかにさせた上で、具体的な数値目標を明記した効率化計画を作成させることである。その上で、審査・支払業務における公正な受託競争環境を整備することが絶対条件であると考え。こうした競争なくして審査支払機関の自発的且つ継続的合理化努力は期待できないからである。

レセプトの保険者による直接審査・支払については、患者及び被保険者のエージェントである保険者本来の機能を十分に発揮させることを目的として、前会議においても主張してきたところである。この結果、調剤レセプトの直接審査・支払については、処方せんを発行した医療機関の同意要件が削除されたものの、医科レセプトの保険者による直接審査・支払に関しては依然として医療機関の同意が必要とされており、保険者機能を十分に発揮するには至っていない。

したがって、保険者機能の充実という観点から、保険者が直接審査・支払を行うこと、または審査支払機関へ委託すること、どちらかを自由に選択できるような、換言すれば、レセプト審査・支払における保険者の選択肢を多様化させる措置を早急にとるべきである。レセプトのオンライン請求化を通じた審査・支払業務の効率化及び質の向上の果実は、その業務費用を負担している消費者たる患者・被保険者がまず享受すべきであり、その意味からも保険者機能の強化は喫急の課題である。この観点から、

前会議第2次答申を踏まえ、医療機関の同意要件を早急に撤廃すべきである。

一方で、保険者が被保険者・患者のエージェントとして十分にその機能を果たしているのか疑問とせざるを得ないケースも残念ながらあるという現実も踏まえ、保険者及び保険者の集合団体である健康保険組合連合会の在り方も問われて然るべきであろう。

前会議の第二次答申において、医療機関情報の公開義務化を答申し、情報公開は段階的に進んできているところであるが、患者本位の医療を実現するためには、医療機関による治療成績（死亡率・治癒率など）などの患者が真に求めるアウトカム情報公開を強力に進めて、患者の医療機関選択の円滑化を促し、更には、医療の質に基づく診療報酬体系の抜本的改革、具体的には現行の出来高払い制度から患者の特性に合わせた包括支払制度への移行を検討・実施する時機にきていると考える。なぜなら、年金問題と同様に、少子高齢化の進展が最悪健康保険財政の破綻を惹起するのでは、という大いなる懸念下、所謂、国民皆保険制度をこれまで通り維持しながらも、保険制度の在り方を根本的に問い直すべき段階にきているのではないかと考えるからである。

換言すれば国家が財政的に負担できる限界、ナショナル・ミニマムをどこに設定するかの問題である。この文脈で言えば、保険診療と自由診療を組み合わせた混合診療の解禁や、株式会社による医療機関経営の自由化、経営形態等による税制上の差異の解消などによるイコール・フィッティングを通じた医療経営競争の推進（当然その恩恵は消費者たる患者・国民が第一義的に享受し得るし、一方で生産者・供給者側にとっても、より経営努力をした医療機関が報われ、反対に、努力を怠り消費者に見限られた医療機関は淘汰されるという結果にもなる）などが焔上に登ってくるのは必然であろう。

これまでの、国家が全てをチェックし且つ保障するという、いわば社会主義的システムが最早非現実的であることは議論の余地がない。巨額の公的債務残高を抱える中で国家ができることは限られており、これに代わるべき仕組みのポイントは民活しか有り得ず、そのエンジンは“個の自由な選択と公正な競争”であろう。財・サービスの生産者・供給者が、そのユーザー即ち消費者の厳しい選択に晒されつつ、活発に競争していく過程において、効用の最適化が達成できることを医療分野においても強烈に意識すべき段階にきているという事である。いずれにしろ、医療改革を論じる際に、財政問題を横に置いた議論は極めて無責任であり、国民の支持を得られるとは到底思えない。

医療改革を進めるためには、医療情報のIT化を契機とした取組以外にも、緊急に取り組むべき課題は多い。勤務医の就業環境の改善は、日本の医療崩壊を防ぐための喫緊の課題である。医療計画・医師及び看護師の需給見通しをした上で、医師・看護師等の医療従事者及び周辺業務従事者などの役割分担、病院・診療所の役割分担、などを見直すことで、地域診療所の役割強化を図り、勤務医の負担を軽減することが必要である。

医師の役割を現状に合わせて見直す一例として、昨今注目を浴びている再生医療についていえば、医療とバイオテクノロジー技術との直接的連携の問題であり、現在の医療に関連する法律は医師とエンジニアの役割分担（医工連携）による新規技術開発を想定していない。さらに、薬事法は、大量生産される化合物や医療機器を前提としたもので、患者個別にオーダーメイド的に役務として提供されるものを想定していないとの指摘もある。既存の医療の仕組みが新たなテクノロジーやサービスへの対応ができていないという事実の結果として、日本が最も得意とするこうした先端医療分野でのイノベーション競争において決定的な出遅れとなることを深く憂慮するものである。こうしたことは優秀な日本の医師及びその能力に基づいた知的財産の海外流失を惹起し、その最も犠牲者となり得るのは日本国民そのものであることを今こそ考えるべきであろう。

法や規制を、新たなものに対応できるように変革するというスタンスが大事である。医療の質がイノベーションなどにより高度化し、それに伴って、患者・国民のニーズが多様化・複雑化する中であっては、医療の境界線を見直すという本質的な問題意識が何よりも必要である。

本答申は医療のIT化に焦点を絞ったが、IT化を一つの突破口として、山積する緊急課題に取り組むとともに、上述の様々な医療の構造改革につなぐことが、当会議に課せられた国民に対する義務であると認識している。百の議論より一つの行動である。政治の強いリーダーシップが今ほど求められる時代はないのである。

【具体的施策】

医療のIT化

ア レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施〔平成20年度から順次義務化、

平成 23 年度当初から原則完全オンライン化】

レセプトオンライン請求化に関しては、平成 18 年の厚生労働省令により、平成 20 年度から順次義務化され、平成 23 年度以降、原則全ての医療機関・薬局に関して、義務化されることが規定されている。この省令について厚生労働省は、() オンライン請求化の期限が努力目標ではなく義務であること。() 義務化において現行以上の例外規定を設けないこと。() 義務化の期限以降、オンライン以外の手法による請求に対して診療報酬が支払われないこと。以上三点を、再度、医療機関・薬局に周知徹底すべきである。

イ レセプトのオンライン請求化の促進【平成 19 年度結論】

レセプトオンライン請求化は、今後進めるべき医療の IT 化の試金石となる。したがって、出来得る限り早期に実行することが肝要であり、そのためには医療機関のオンライン請求化を促す仕組み、すなわち、医療機関へのインセンティブ施策を検討すべきである。

そのインセンティブとしてはオンライン請求されたレセプトに関して、医療行為発生後最長約 3 ヶ月間かかっている診療報酬の支払までの期間を短縮することがまず挙げられる。ただし、そのためには、保険料の徴収から診療報酬の支払いまでの資金フローを見直すなどの、保険者側の協力が前提となる。また、現在実施している診療報酬点数における加算について、オンライン請求の、より効果的インセンティブとなるような見直しを実施することを考えてもよい。レセプトオンライン請求化は、合理化を通じた経費節減や、患者・消費者本位のデータ利用促進などに繋がり、これらは明らかに被保険者にメリットをもたらすのであるから、診療報酬においてそれを考慮すべきであると考え。但し、こうした加算は“電算化”ではなく“オンライン化”のインセンティブとすべきであるし、オンライン化が義務化されるまでの措置であるべきだとも考える。

また、保険者についても、例えば支払基金に関しては、今年の 4 月からレセプトを電子データの形態で受け取る場合、支払う手数料が 1 円引き下げられたが、保険者におけるオンライン化の推進の観点から、厚生労働省は審査支払機関に対し、オンラインを導入した保険者と導入しない保険者間の手数料の差を拡大させることについても併せて検討させるべきである。

ウ オンライン請求に対応した電子点数表の完成と電子化に対応した点数計算のロジックの整理【平成 20 年度点数表を完成、平成 23 年度までにロジックの整備】

レセプトのオンライン請求の基礎となる電子点数表について、平成 20 年度診療報酬改定に合わせ早期に完成させるとともに、将来的にはオンラインを利用した、

迅速かつ適正な審査が実施できるよう、電子化をにらみつつ、引き続き点数計算ロジックをより明確にすべきである。なお、電子点数表の作成に当たっては、出来得る限り簡素化し、いつでも、また誰でも、そしてそのままの状態を利用可能なものとするべきである。また電子点数表作成に際しては、病院、保険者、支払基金、国保連それぞれのシステム開発を担う民間と協力して進めていくべきである。

エ レセプトデータの収集・蓄積体制の構築【平成 19 年度中に結論、平成 20 年度から措置】

レセプトデータについては、多くの医療情報が含まれる貴重なデータであり、このデータを収集・蓄積し、分析することは、統計学的・疫学的なデータに基づいた質の高い医療を研究し実践する上で非常に有益であると考えられる。この観点より、レセプトオンライン請求化に合わせ、平成 20 年度末までにレセプトデータの収集・分析体制を構築し、平成 23 年度以降は全国のレセプトデータを収集・蓄積・活用できる体制を構築、運用すべきである。

オ 医療データの利用ルールの確立【平成 19 年度中に結論、平成 20 年度から措置】

レセプトオンライン請求化による診療情報の収集・蓄積に加え、平成 20 年度から特定健康診査の実施により、健康情報についても収集・蓄積されることになるが、これらの収集・蓄積された膨大な診療・健康情報を相互に関連づけるほか、必要に応じて分析上有用な他のデータベースとリンクさせることにより、データウェアハウス化（DWH）が可能となる。

このデータウェアハウスについては、例えば統計法などの取り扱いを参考にしつつ、その恣意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を排除し、民間への開放を前提とした利用ルールを確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分野での利用を図るべきである。

カ 医療機関が診療情報を電子的に外部に出す場合の標準の制度化【平成 19 年度中に結論】

病院・診療所間の医師の偏在などが危惧される中、病院・診療所の役割分担をより明確にし、医療機関間における高度な医療連携を進める必要がある。こうした連携を行う上では、医療機関間における診療情報の共有化が必須条件となるが、医療機関が所有する電子カルテなどの診療情報について医療機関ごとにその様式が異なる、などといったことが情報共有化の障害となっている。

したがって、医療機関が他の医療機関など外部に提供する電子的診療情報については、世界的に普及しているデータ交換規約に様式を統一することを制度化す

べきである。また標準化された電子的診療情報は、患者個人の所有物であるとの原則の下、当該情報について患者個人が自由に管理、あるいは外部組織に保存を委託し、疾病管理に利用するなどその環境整備についても早急に検討を進めるべきである。

キ 医薬品・医療材料への標準コード付与の整備推進【平成 19 年度中に結論・措置】

医薬品・医療材料に標準コードを付与することは、メーカーから医療機関までの流通管理を精緻化し、物流の効率化、医療事務コストの削減につながるとともに、医療機関において体制整備が進めば医薬品の取り違えによる医療事故の防止や、トレーサビリティの確保により、医療安全の向上に寄与するものと考えられる。

この標準コード付与については、医薬品において、国から既に通知が出され、平成 20 年 9 月までに標準コードの整備が図られる予定である。一方、医療材料においては、生産・流通業者の任意に委ねられているため、標準コードを付与する業者、付与しない業者が混在しており、その効果が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。したがって、医療材料においても、国から通知を発出し、標準コード付与の整備を図り、その効果の拡大を図るべきである。

レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

ア 支払基金の業務効率化【平成 19 年末までに業務効率化計画を作成、平成 19 年度末までに手数料適正化の見直しを作成】

現在、健康保険などの被用者保険に係るレセプトの審査・支払業務については、支払基金にて実施しており、医療機関に対しレセプトオンライン請求の前提となる電子レセプトの普及促進を働きかけてきたが、年間約 8 億件にものぼる膨大なレセプトは、電子レセプトが 3 分の 1 を占めるものの、いまだ多くがオンライン化されておらず、また、3 分の 2 をいまだ紙ベースで処理しているため、多くの人手が必要となり、結果として高コストな業務となっている。しかしながら、今後はレセプトオンライン請求の義務化に伴い、支払基金が行っている業務のうち、審査・支払業務などについては、効率化できる。

また、レセプトオンライン請求の進展により、単純な計算ミスやルール逸脱など明らかに保険請求としては不適切な内容を記載したレセプトは、システムを通る過程で自動的に誤りが指摘されるなどの対応がなされるようになる。一方、システムロジックだけでは簡単に対応ができないような、より高度な医学的判断を

必要とする審査については、重点的に審査されるべきレセプトとそうでないレセプトを区分することにより、メリハリをつけた審査を行うようにすべきである。

したがって、厚生労働省は支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、こうした審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画(400床以上の病院のレセプトオンライン請求化が義務化される平成20年度から、原則完全オンライン化が実現する平成23年度までの年度ごとの数値目標を含む工程表など)の作成を促し、この計画に基づく審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかにし、手数料適正化の数値目標を明示させるべきである。尚、こうした業務効率化計画及び手数料適正化の見直しについては、広く国民の知るところとなるよう、具体的且つ分かり易くホームページなどで公表させるべきである。

イ 審査支払機関間における受託競争の促進【平成19年度末までに結論】

審査・支払業務のオンライン化による効率化は、国民が負担する医療保険事務費用を大いに軽減させるという点で極めて重要であり、その確実な遂行のためには審査支払機関間において競争原理を導入することが必須条件である。前会議においては、審査・支払業務の受託競争環境を整備する施策として、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者が支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとすることを提言し、平成19年度から実現化されたところである。

今後更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、厚生労働省は、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を委託することができる旨、周知徹底すべきである。また審査支払機関の公正な受託競争環境を整備するためには、各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定すべきである。

あわせて、保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方の見直しを行うべきである。

(3) 生活・環境、流通分野

【問題意識】

循環型社会の形成

近年、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)(以下「循環基本法」という。)の下、大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の社会の在り方を見直し、循環型社会、すなわち「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」(第2条)の形成が図られているところである。この定義にみられるように、廃棄物の発生抑制・排出抑制、循環的利用、適正処分が目指すべき循環型社会の基本的な優先順位であり、環境負荷が低減される限り循環的利用は適正処分に優先されるべき課題である。しかしながら、現状は未利用循環資源の取扱いには制約が多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律((昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という)に基づく環境保全のための規制によって、結果的に、適正処分が優先され、資源循環の流れがしばしば断ち切られてしまっている面がある。

このような現状から脱し循環型社会の形成を推進するためには、従来のように残余物を処分対象物と看做して対応を考え、有効利用できる廃棄物のみ例外的に扱うというアプローチではなく、循環基本法の趣旨に沿って残余物を再資源化対象物と捉えてできるだけ循環資源として活用し、有効利用できない未利用資源を適正処分するというアプローチを徹底することが重要である。

したがって、廃棄物に該当するか否かの判断基準の在り方、廃棄物の区分(産業廃棄物の業種指定等)の在り方、廃棄物処理業や廃棄物処理施設設置の許可権限の在り方も含めて、廃棄物の適正処理・再資源化推進に係る諸制度について検討していくべきである。

また、「京都議定書達成目標計画(平成17年4月28日閣議決定)」や「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日閣議決定)」にもあるように、森林経営による獲得吸収量の上限值を確保するためには、森林整備、木材供給、木材の有効利用等を一層推進することが重要である。その一環として、木くずに代表されるバイオマス等を最大限活用できる環境整備を行うべきである。

【具体的施策】

ア 放置間伐材の利用促進【19年度中に措置】

放置間伐材は、運び出しにコストがかかることから利用が進んでいない状況にあるが、未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行うべきである。

イ 木くずの運用の明確化【19年度中に措置】

産業廃棄物処理施設の設置は、廃棄物処理法の規定に基づき都道府県知事の許可を必要とする。製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出すべきである。

ウ 産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化【19年度中に措置】

廃棄物処理法上、廃棄物処理施設の設置や域外からの産業廃棄物の搬入等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要な規定は無いが、地方公共団体の条例等によっては事前協議等が必要な場合が存在している。各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図るべきである。

2 イノベーション・生産性向上

(1) 教育・研究分野

【問題意識】

豊かで創造性溢れる国づくりを進めるためには、その基盤となる教育の再生を図ることが喫緊の課題であり、義務教育については、将来を担う児童生徒が真に等しく、その能力・適正に応じて多様な教育サービスを楽しむ環境の整備が欠かせない。そのためには、本来最も尊重すべき児童生徒・保護者（以下「学習者」という。）のニーズや学習者による学校及び教員に対する評価を学校運営に適切に反映する仕組みを整えるとともに、教育現場に十分な権限と責任を与えることが重要である。

また、グローバル化による競争が激化する中において、我が国が持続的な成長を遂げていくためには、高等教育や研究の充実を通じて人材力を強化していく取組が急務である。国公私立の別を問わない競争環境を整備し、大学が行う教育や研究の質を高め、産業界はもとより官界、法曹界、学界等の実社会から高い評価が得られる有為な人材を数多く輩出していく改革が求められており、高等教育や競争的研究資金の配分に関する現行の制度・運用を抜本的に見直す必要がある。

学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

【問題意識】

内閣府が実施した「教育委員会アンケート」（平成 18 年 11 月 27 日）によれば、学校教育法施行規則第 33 条では、「市町村の教育委員会は、（中略）その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする」とされているにもかかわらず、「公表する予定はない」との回答が 14.8%（107 市区）を占めており、又既往の閣議決定では、教員採用について「採用選考方法や基準を公表するように努めることを促す」とされているが、実際に公表している都道府県は石川県、愛知県、徳島県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の 7 県のみで、39 都道府県は「公表していない」と回答する等、法令を遵守しない事項及び既往の閣議決定内容の実効性が上がっていない事項が存在する実態が明らかになった。こうした実態の改善を図るため「規制改革・民間開放に関する第 3 次答申」（平成 18 年 12 月 25 日）（以下「第 3 次答申」という。）では、学校選択制の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等に向けて、

以下に掲げる事項について、「平成 18 年度中に措置」することを文部科学省と合意したところである。当会議は、これらの措置状況について、文部科学省からのヒアリングを行い、フォローアップを実施した。

ア 相当と認められる就学校の変更理由の周知徹底等

< 第 3 次答申記載事項 >

いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等の少なくとも 3 つの理由については、単なる事例の例示ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由である旨が法令所管省庁である文部科学省から示されている以上、当該趣旨が重く受け止められることとなるよう、引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。併せて、当該制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるようにすべきである。また、学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、就学校の変更を適切に行うよう引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。

< 第 3 次答申を受けた措置内容 >

平成 19 年 3 月 30 日付けで「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知）」を発出したことにより周知徹底を図った。

イ 深刻ないじめに対する適切な対応

< 第 3 次答申記載事項 >

特に、いじめへの対応については、新入学時であるか学年の途中であるかにかかわらず、当該保護者から自発的に変更の申立があるなど深刻ないじめの場合には、時機を逸することなく十分配慮するよう市町村の教育委員会を促すべきである。加えて、被害者に対して就学校の変更を強いるような運用が学校現場でなされることのないよう、運用には十分に留意すべきである。

< 第 3 次答申を受けた措置内容 >

平成 19 年 3 月 30 日付けで「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知）」を発出したことにより周知徹底を図った。

ウ 就学指定の変更の要件及び手続の公表

< 第 3 次答申記載事項 >

法令を所管している文部科学省は上記のような、公的教育機関において違法が放置されている状況を直ちに是正する責務があり、指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続をいまだ公表をしていない、対象となるすべての市町村教育委員会において、平成 20 年度入学者向けの就学校指定通

知が送付されるまで指定校の変更に関する必要な要件・手続を定め、その公表が完了することにより、学校教育法施行規則第 33 条の規定が完全に遵守されることとなるよう、是正のための指導を行うべきである。

< 第 3 次答申を受けた措置内容 >

平成 19 年 3 月 30 日付けで「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知）」を発出したことにより是正の指導を図った。

エ 学校評価における匿名性担保の促進

< 第 3 次答申記載事項 >

学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となっているが、同「3 か年計画（再改定）」にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体的評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。

< 第 3 次答申を受けた措置内容 >

平成 19 年 3 月 30 日付けで「『規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申』における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について（通知）」及び「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」を発出したことにより促進を図った。

オ 私立学校の学校評価における匿名性担保の促進

< 第 3 次答申記載事項 >

私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促すべきである。

< 第 3 次答申を受けた措置内容 >

平成 19 年 3 月 30 日付けで「『規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申』

における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について（通知）」及び「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」を発出したことにより促進を図った。

カ 条件附採用期間の制度運用及び分限処分の判定

< 第3次答申記載事項 >

同「3か年計画（再改定）」によれば、条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、児童生徒・保護者による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促すこととされている。また、児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針の策定を促すこととされている。しかしながら、都道府県教育委員会等におけるこれらの理解が十分でないことから、同「3か年計画（再改定）」の内容が着実に理解されるよう改めて周知徹底すべきである。

< 第3次答申を受けた措置内容 >

平成18年3月31日付けで通知を発出しているが、さらに各種会議等で説明し改めて周知徹底を図った。

キ 教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

< 第3次答申記載事項 >

現在、教職大学院については、平成20年4月以降の開校を目途に制度設計が進んでいるが、各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、同「3か年計画（再改定）」の内容を周知すべきである。

< 第3次答申を受けた措置内容 >

平成19年3月1日付けで「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）」を発出し周知を図った。

当会議としては、以上の結果を高く評価するものであるが、「学習者本位の質の高い教育の実現」を図るためには、更なる措置を講じる必要がある。

【具体的施策】

ア 就学に関する事務適正化の運用状況の検証

「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について（平成19年3月30日文科科学省初等中等教育局長通知）」で周知徹底を図った内容に

ついて、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表すべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

イ 条件附採用制度の運用状況の調査・公表

条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表すべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底

【問題意識】

深刻ないじめへの対応については、時機を逸することなく十分配慮するように、「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について」（平成 19 年 3 月 30 日 文部科学省初等中等教育局長通知）により、市町村教育委員会に対して周知徹底が図られているが、一部の教育委員会においては、いじめの被害にあう等児童生徒の保護者が深刻な悩みを抱え就学校変更を市町村教育委員会に対して申し出ているにも関わらず、就学校の変更など認められないかのような姿勢で児童生徒及び保護者に接し、学校見学、授業見学、クラス担任教師との面接、周辺校に関する情報開示すら行わない等、極めて不適切な対応がとられている事例が見受けられる。本来、このような事例においては、市町村教育委員会は学習者の立場に立って、例えば周辺校に関する木目細かな情報提供を行う等十分な情報開示を行った上で適切に対応する必要がある。

【具体的施策】

当該保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底すべきである。【平成 19 年中に措置】

私立学校における学習指導要領の適正な運用の確保

【問題意識】

学習指導要領を遵守すべきことは当然であるが、都道府県の私立学校に対する指導については、私立学校の自主性、独立性にも十分な配慮を行うべきことも当然である。また、公立学校についても、学校現場ごとの実情に応じた柔軟な対応を尊重すべきである。このため、個々の学校ごとの児童生徒の理解度・学習の進み度合い等の実態を踏まえて、発展的な学習のためのカリキュラム編成の柔軟性、授業時数ないし標準単位数等についての画一的形式的な当てはめを前提としない弾力的な運用が確保されるべきと考える。

しかし、一部の都道府県では、例えば、私立中学校及び高等学校における授業時数や標準単位数の運用に当たって、学年毎に厳格な時間数や単位数を遵守させるような硬直的な運用を行うよう指導しているとの指摘もあるため、特色のある教育課程の編成に支障が生じることがないように、学習指導要領の枠内でそれぞれの学校現場ごとの実情を踏まえた柔軟な教育を可能とすべきである。本来、授業時数や標準単位数の設定やその運用は、教育現場において、児童生徒の理解度、学習の進み度合い等に応じて、適正に実施すべきものであり、硬直的な運用により、私立学校の自主性・独立性や、公立学校、私立学校を問わず、その教育のパフォーマンスを損なうことのないよう徹底するとともに、学習指導要領それ自体についても現場ごとの柔軟な運用が確保されるよう適時適切に見直しを行うべきである。

また、学習指導要領の解釈や運用に関わる判断について、教育委員会、私学団体をはじめとする関係者から文部科学省への照会があった場合には、その実質的な趣旨を踏まえた適切な回答を的確かつ迅速に行うこととともに、その趣旨を関係団体等に対して周知すべきである。

教育パウチャー構想の実現

【問題意識】

児童生徒が真に等しく、その能力・適正に応じた教育サービスを受ける機会を与えられるようにするためには、学習者本位の教育を実現する必要がある。このためには、学習者の意向を反映した学校・教員評価制度の確立と並んで学校選択の普及促進が重要であると考えられる。学校選択制の普及促進は、学習者本位の教育の実現に資すると期待されるが、その選択の結果を予算配分にも反映することによって実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することとすれば、学校運営にも規律と緊張感が生まれ、学習者本位の教育の実現にまた一歩近づくことができ

る。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)においては、「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされており、「第 3 次答申」においては「教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う」とされ、「引き続き検討、平成 19 年度以降速やかに結論」という内容で文部科学省と合意したところである。

学習者本位の教育を早期に実現するためにも、教育バウチャー制度について、期待した政策効果をあげるための周辺の制度整備も含めた、我が国に相応しい制度設計や環境整備の在り方を早急に検討し結論を得る必要がある。

教育委員会制度の適切な運用

【問題意識】

規制改革・民間開放推進会議がとりまとめた「第 3 次答申」では、教育委員会制度の見直しについて「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)及び「構造改革特区の第 9 次提案等に対する政府の対応方針」(平成 18 年 9 月 15 日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする」とされたところである。かかる答申の合意事項も踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 19 年 3 月 30 日に閣議決定されている。

当会議としては、今回の法案の内容を評価するものである。制度の適切な運用を担保する観点から、必要となる施策を着実に実施すべきと考える。

教育と研究の質向上に向けた高等教育の改革

【問題意識】

大学改革については、教育再生会議を初めとした諸機関において検討されているところであるが、当会議としては、教育・研究の質向上に向けて競争環境の整備が必要不可欠と考えており、主として教育財政面の見直しについて検討を行ってきた

ところである。

ア 運営費交付金及び私学助成金の配分ルールの見直し

(ア) 教育・研究の峻別

現行の運営費交付金及び私学助成金の算定に当たっては、教育と研究の峻別がなされていない。優れた研究者が優れた教育者とは限らないことから、教育と研究の評価の物差しが異なることは自明である。教育、研究それぞれについて適切かつ厳正な評価を行い、公平で効率的な公費の配分を行うためには、教育と研究は一体というこれまでの考え方から脱却することが重要であり、そのための前提条件として、大学が教育や研究にどの程度のコストをかけているかを把握した上で、大学の会計システムを教育と研究に分離する必要がある。こうした取組を踏まえ、将来的には運営費交付金及び私学助成金については教育目的に特化することを検討すべきである。また、研究目的に交付する公費については、研究持続の安定性に一定の配慮をしつつ、競争的研究資金で充当することが望ましい。

(イ) 教育に関する配分基準等の見直し

a 配分基準・評価の見直し

運営費交付金や私学助成金の配分基準についても見直す必要がある。高度人材育成や国際化に対する大学独自の努力や成果に着目した配分基準の設定という考え方もあり得るが、その際、国が一部の専門家の評価に基づき大学の取組を評価し、公費を配分するという仕組みはとるべきでない。本来的には、多様で自由な民間機関の適正な評価をもとに集まった学生数に応じ配分額を決定する仕組みを採用することにより、結果として公費が重点的に配分されるように見直すべきである。こうした公費の配分方法を見直すときには、教育の質の担保を前提として大学の定員数を独自の判断により柔軟に設定できる制度の導入を併せて検討する必要がある。

こうした公費の配分基準の見直しに当たっては、公正かつ透明で適正な評価を行うための徹底した情報開示の促進や評価の体制・基準を確立していくことが欠かせない。我が国でも米国における「USニュース・アンド・ワールド・レポート」のように情報開示の徹底を通じて民間機関が大学の教育内容や卒業生の社会的な実績等を自由かつ多元的な切り口で評価できる環境を整備すべきである。

また、我が国における大学評価については、入試の難易度等にウエイトが置かれる傾向があるが、本来的には在学期間中に学生が身に付けた学力等の付加価値の多寡により評価されるべきであり、こうした観点からも大学評価基準の在り方を検討すべきである。

さらに、学位の授与等についても適正な質を担保するため、一定の認証・評価が必要と考えるが、そのような認証・評価も民間機関の多様な評価に委ねるべきである。

また、国立大学法人の評価に際しては、教育と研究それぞれの成果を含む状況を分析した上で評価を実施し、その結果を広く公表すべきである。

b 国立大学における授業料体系の見直し

公平性・効率性の確保の観点から、在籍している学生1人あたりに配分される公費の額は学部等に係らず同額とすべきとの考え方もあり、学部等によって差異が生じる経費については基本的には授業料により賄うことも検討すべきである。そのうえで、学部間で差異のない現行の国立大学における同一授業料については大学ごとの自由な設定を認めることについて検討すべきである。

その際、利子付きの貸与奨学金の大幅な拡充を含め、高い授業料が、私立国立を問わず、大学に学ぶ障害にならない制度を検討すべきである。必要に応じて奨学金の債務保証をすることは、国の役割である。

イ 競争的研究資金の配分の見直し

(ア) 評価の見直し

a 厳正な評価体制の構築

競争的研究資金に関しては、本来、研究成果の期待値が最大になるように配分が行われることが望ましく、また、社会的にも最大限の効果をもたらすように厳正な審査・評価体制を構築することが求められている。様々な研究業績は一種の公共財であり、研究費の配分は最終的には政府の責任で決定すべきものである。なお、研究業績に対する事後的な評価に際して、制度や研究分野等の特性に応じ、民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査等を活用すべきである。

b 評価の単位

優れた研究は組織・機関が行うものではなく、優れた研究者またはそのチームが行うものであることから、評価の単位は組織・機関単位ではなく研究者個人または研究チーム単位とすることが、適正な評価を行う上では重要であると考えられる。米国でもハーバードやイエールといったいわゆるアイビーリーグの諸校が多くの研究資金を獲得しているように見えるのは、研究資金を獲得する能力のある優れた研究者や研究チームが、その努力によって獲得した資金がたまたまそれらの大学にも集まった結果に過ぎない。競争的研究資金の採択に当たっては組織・機関の属性にとらわれることなく、真に優れた研究者・研究が評価されることが必要である。

c 厳正な事後評価の実施

事後評価を厳正に行い、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという考え方を採ることにより、優れた研究が優れた研究を生む好循環サイクルを確立することが重要である。

d 研究者のカテゴリーの区分

このような考え方を踏まえ、具体的な競争的研究資金の配分基準の見直しに際しては、主として「若手研究者を対象としたカテゴリー」と「中堅以上の研究者を対象としてカテゴリー」等に分けて基準を設ける必要がある。業績が十分に定まらない若手研究者等については、研究分野及び研究者の特性や制度の趣旨・目的を踏まえた上で適切と考えられる場合はマスキング評価を行うべきと考えるが、その際には、分野ごとの客観的基準を明示すべきである。

なお、マスキング評価については、研究遂行能力・研究環境など実現可能性の判断が難しい、研究計画書から個人を特定できる情報を完全に除去することは難しい、研究費の重複・集中のチェックができない、匿名性ゆえに研究アイデアの盗用のチェックが難しい等の懸念もあるが、これらについては十分に解決・回避が可能であると考えられる。

研究遂行能力・研究環境など実現可能性の判断が難しい点及び研究費の重複・集中のチェックができない点については、学術的な審査に基づく審査はマスキング評価により行った後、チェックすることが可能と考えられる。研究計画書から個人を特定できる情報を完全に除去することは難しい点については、およそ全ての学術論文における審査において同様の論点が存在するが、殆どの場合において匿名性を確保できているという実態にあり、一般的な問題と考えられる。研究アイデアの盗用のチェックが難しい点については、

顕名であっても論文盗用の問題はしばしば見られることであり、匿名性故に格別にチェックが難しくなることはないと考えられる。

また、中堅以上の研究者については、マスキング評価には拠らず、主として過去の研究業績を重視して厳正に評価する仕組みの構築や一定の評価を得た成果に対するポイント制の導入などを図るべきである。なお、若手であっても優れた業績を残した研究者が存在することも勘案すれば、研究者の資質や専門分野に応じて、適切な評価手法を実施すべきである。

(イ) 優れた研究成果を産み出すための体制整備

a 間接経費割合の拡大

優れた研究者を育成・獲得することが大学のインセンティブとして働くようにすることが、大学の意識を変え、優れた研究成果を産み出す源になると考える。そのためには様々な評価をもとに研究者個人の資質を見極め、真に優れた研究成果を上げた研究者に対して研究費が配分される仕組みに転換すべきである。また、間接経費の配分を前提として、それに基づき大学の収入が確保できるような仕組みに改善を図るべきである。

b 研究者の研究環境の整備

一部の研究者については、研究以外の業務の専念義務が課されていることがあり、当人が競争的研究資金への応募ができない事態が発生している。当人のキャリアアップを考えると業務に支障のない範囲で競争的研究資金に応募できる道を開き研究を行えるようにすべきと考える。

競争的研究資金を人件費に充当できるようにすることも研究環境の整備という面では重要である。これによって、より研究に専念できる体制整備に繋がると共に、不正を根絶し、良い研究をすることが当人の所得にも還元されるということによる研究成果の質の向上に対するインセンティブも働くと考えられる。

こうした見直しにより優れた研究者をサポートする研究スタッフや研究助成金のマネジメントを行うスタッフの充実・強化も図られるものとする。

さらに現行の競争的研究資金の一部については、常勤者のみという要件が課されているが、優秀な研究者は非常勤の者にも存在することから、こうした要件は撤廃することが望ましい。

ウ 大学の連携・再編・統合に向けた環境整備

少子化の進展や国公立を問わない競争促進に伴い、大学間の連携・再編・統合を探る動きが活発化することが予想される。建設的かつ革新的な取組が進むよう、またその際に学生が不利益を被らないよう、取得単位の相互認容や大学卒程度認定試験の実施等について検討する必要がある。その際、国が主導して連携・再編・統合等を促すことは厳に慎むべきであり、あくまでも学生の選択の結果に基づき連携・再編・統合等が行われるようにすべきである。

【具体的施策】

以下の事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、イ及びウについて、関係府省においては、今後、総合科学技術会議が、平成 19 年 6 月頃を目途にとりまとめる競争的研究資金の制度改革に関する議論を踏まえ、当会議と調整しつつ検討することとする。

ア 大学における教育研究状況の評価【平成 21 年中に実施】

国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果を国民に対してわかりやすく示すべきである。

イ 研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立（文部科学省・農林水産省・厚生労働省・経済産業省）【平成 20 年度中結論】

競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。

また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスクキング評価」を導入することを図るべきである。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とすべきである。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とすべきである。

ウ 競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築

（ア）文部科学省・農林水産省【平成 19 年度中検討・結論】

競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政

策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図るべきである。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図るべきである。

a 研究者の自由な発想に基づく研究

(a) 審査

学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図るべきである。

(b) 事後評価

上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価すべきである。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図るべきであり、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図るべきである。

また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立することを図るべきである。

b 政策課題対応型研究開発

(a) 審査

政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを

期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について（b）の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勧告して、研究助成の採否を決定するよう図るべきである。

（b）事後評価

採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図るべきである。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図るべきである。

（イ）厚生労働省・経済産業省【平成19年度中検討・結論】

競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うべきである。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うべきである。

a 研究者の自由な発想に基づく研究

（a）審査

研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とすべきである。

学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する（b）の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定すべきである。

(b) 事後評価

上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを厳正に評価すべきである。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用すべきであり、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価すべきである。

また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立すべきである。

b 政策課題対応型研究開発

(a) 審査

政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定すべきである。

(b) 事後評価

採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図るべきである。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立すべきである。

(2) IT、エネルギー、運輸分野

IT分野

【問題意識】

IT分野は、近年、その市場規模が大きく拡大するとともに、国民生活の利便性を大きく向上させる新たなサービスが次々に提供されるなど、人口減少社会下の我が国の経済を新たな成長のトレンドに乗せる大きな力を有している。

このようなIT分野の重要性を踏まえ、当会議の前身機関である規制改革・民間開放推進会議では、競争環境の整備を通じた国民利便の向上の観点から、NHK改革の一層の推進、視聴者利便の向上を図る観点からの地域免許制の見直し、通信分野における公正競争確保のための諸施策の徹底など、様々な問題提起を行ってきたところである。

これに加えて、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等において、IT分野の改革の推進が求められ、現在は、これらを受け、NHK改革やマスメディア集中排除原則の緩和等を内容とする「放送法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるなど、関係者間の具体的な取り組みが精力的に進められているところである。

今後、当会議は、これらの取り組みの更なる加速を図るとともに、将来のあるべき姿を見据え、IT分野の改革の推進に向けた調査審議を行う必要があると考える。その際には、例えば、受信料制度の在り方を含めたNHK改革の推進、地域免許制の在り方を含めた民放の競争環境の整備、通信市場における競争政策の在り方、通信・放送の融合・連携の実態を見据えた法体系の整備、コンテンツ流通の促進等、幅広い事項について議論を深め、改革に向けて大胆な提言を行う。

エネルギー分野

ア 効率的なエネルギー供給に向けた改革の促進

(ア) 電力事業分野

【問題意識】

我が国において、電力などのエネルギー産業における市場メカニズムの導入は、90年代の産業空洞化懸念への対処を契機として、国際的に遜色ないコスト水準を目指すために漸進的に進められてきた。

電気事業における市場メカニズムの徹底は、コスト低下をもたらすだけでなく、同時に供給の信頼度を高めるために極めて有効である。電力需給逼迫時に電力価格が上昇すると、需要家が電力消費量を控える一方、供給側は発電量を増加させようとする。このように価格メカニズムを活用することが、安定供給の確保に役立つ。

供給の信頼度を高めるために、前日取引市場が有効であることはいうまでもない。さらにリアルタイム市場の整備が、緊急の電力需給逼迫を緩和するのに特に有効である。例えば前日の予想を超える気温の上昇があった場合には、リアルタイム価格の上昇が予測されるから、需要側には電力需要量を減らし供給側には発電量を増やすインセンティブを与える。送電権市場の設立も、地域的な需給逼迫の解消に有効であり、安定供給の確保に役立つ。

前回の電気事業制度改革では、小売の部分自由化の拡大や卸電力取引所の設置、託送料金制度の見直し、同時同量ルールの見直し等の託送に係る制度の見直し、さらにはこれらの制度改革にあわせた適正取引に係るガイドラインの見直しを行うなど、順次、競争環境の整備が行われてきた。

しかしながら、これらの制度改革にもかかわらず、電気事業の小売り自由化範囲における新規参入事業者のマーケットシェアは2%程度と依然として低く、また既存の一般電気事業者間の競争に至ってはほとんど生じていない。

さらに、リアルタイム市場も送電権市場もない。リアルタイム市場がないだけでなく、リアルタイムのインバランス精算のメカニズムが、需給逼迫時に強い節約と発電の増量のインセンティブを与えるものになっていない。

安定供給の確保のためには、一層の競争環境を整備する必要がある。整備に向け、計画同時同量制度の導入などのインバランス料金制度の見直し、さらなる託送制度の見直しや卸電力取引所の活性化を図るための制度見直しなどを行う必要がある。

【具体的政策】

a インバランス料金体系の見直しについて

リアルタイム市場整備の第一歩として、インバランス精算制度を見直す必要がある。

需給逼迫時に節約と増産のインセンティブを与えるため、インバランス精

算の単価は、電源のメリットオーダーに基づいて設定する方式に変更し、その上で、電源のメリットオーダーに基づき、不足分には課金し超過分には支払う方式とすることを検討し、結論を得るべきである。【平成19年度中に結論】

b インバランス料金適用範囲の見直しについて

さらに、安定供給の確保のためには、上記のインバランス精算制度をPPSだけでなく、一般電気事業者に対しても適用すべきである。そのため、インバランス精算に関して、一般電気事業者とPPSとを対等に扱う制度へと改めることを検討し、結論を得るべきである。具体的には、一般電気事業者とPPSの双方が前日発電計画を中央給電指令所に提出した上で、両者が対等な形で、計画値とのインバランスに対する精算を行う制度を導入し、その際に、一般電気事業者は、電源に関して、自らの営業に用いる分とアンシラリーサービスなどに用いる分とを適切に区分すべきである。【平成19年度中に結論】

c 卸電力卸取引所の活性化に向けた制度見直しについて

取引所におけるインバランス精算に関して、取引所に参加する売り手と買い手とを結びつける方式を廃止し、発電者が、小売事業者を介さずとも直接取引できる制度へと改めることを検討し、結論を得るべきである【平成19年度中に結論】

d 託送部門の一層の中立性、透明性の確保について

託送部門に対しては、前回の制度改正により、会計分離や行為規制が課されることとなった。一方で、2005年度の送配電部門収支によれば、託送部門における超過利潤が一般電気事業者の合計で約2,000億円に達するなど、一部関係者からその制度の問題点が指摘されている。このため、託送部門の会計分離を徹底するなど、制度の見直しを行うことを検討し、結論を得るべきである。【平成19年度中に結論】

運輸分野

【問題意識】

国民生活の基盤をなす運輸分野については、安全・安心に配慮しつつ、利用者利

便の向上や利用者負担の軽減等の観点から、より低廉かつ良質なサービスの提供が可能となるよう、陸・海・空の様々な輸送モードについて幅広く規制改革に取り組み、需給調整規制の撤廃や運賃・料金の届出制への移行等、これまでに一定の成果をあげてきたところである。

しかしながら、時代の変化に的確に対応するための運輸分野の規制の見直しは、国際競争力の強化、地域の自立、柔軟で豊かな生活環境の創造等の観点から必要不可欠であり、引き続き安全・安心に十分配慮しつつ、より一層の利用者利便の向上や事業活動の効率化・活性化を目指して、規制改革の更なる推進に向けた取組を行っていく必要がある。

こうした中、当会議では、世界に開かれた日本の空を実現する観点から航空分野に焦点をあて検討を行った。かつては富裕層や一部のビジネス客のみが利用する、いわば「贅沢品」であった航空輸送も、新規航空会社の参入や運賃の多様化・低廉化などにより、平成 17 年度においては、国際線旅客数は 5,651 万人、国内線旅客数は 9,449 万人、国際航空貨物取扱量は 319 万トン、国内航空貨物取扱量は 89 万トンを記録するに至り、旺盛な航空輸送需要は今後も増加し続けることが予想されるなど、今日では、我が国の経済活動と国際交流を支える日常生活における国民の足として定着している。

こうした状況下、これまでの航空政策は急激に増加を続ける航空需要に対応することを目的としたハード面での利便性向上に資する整備に主眼が置かれており、航空需要の多様化への対応や利用者の利便性向上といった視点に基づくソフト面での整備が十分に行き届かなかった面がある。

国内航空については、平成 12 年の航空法改正によって、不十分ながらも一定の範囲内での自由化が実現したが、国際航空においては、近年における経済・社会活動のグローバル化に伴いアジア地域が一体的な経済・交流圏として相互依存関係を深める中、諸外国における国際航空自由化政策の進展、LCC（Low Cost Carrier）の発達、24 時間稼働の大規模空港の開業など我が国航空政策を取り巻く情勢は確実に変化しつつある。さらに、空域区分の見直しや、首都圏二次空港の活用、国際競争への対応が不十分な本邦航空会社の競争力回復に制約となっている制度の改革など、課題が山積している。

また、空港の整備・運営についても、供用空港数は 97 空港（18 年度末時点）に達し、事業実施中の空港を含めると配置的側面からみたインフラ整備は概成したものと考えられ、今後は、厳しい財政事情の下、選択と集中に基づく経済社会のニーズに対応した投資の重点化や既存ストックの活用による効率的・効果的な空港整備・運営方法を確立することによって、空港及び航空保安システムの整備及び維持・更新を図っていく必要がある。

加えて、国際的な影響の大きい航空政策において、これまで他国の動きに遅れて追従することや、他国の政策を受身としてとらえてきたことが多かった点は、先進国の一員であり、世界をリードしていくべき我が国にとって、はなはだ不面目であったと言わざるを得ない。このような状況に適切に対応するためには、未来志向に基づき大胆かつスピード感のある改革を、世界にさきがけて実現していく必要がある。かかる認識の下、当会議としての考え方を以下の通り示すものとする。

ア 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築

<現状>

いわゆるオープンスカイ政策に関しては、アメリカは世界77か国・地域とオープンスカイ協定を締結しており、EUにおいては1997年に域内の完全自由化を実現している。本年2月には米・EU間でオープンスカイ協定の暫定合意がなされ、来年3月末から発効予定である。これにより、世界の約6割を占める大西洋航空市場の自由化がなされる見込みである。また、アジア域内においてもASEANにおいては2015年を目標にオープンスカイ実現に向けた調整が続いており、韓国・中国間においても山東省限定で既に航空自由化がなされている。

このように、かつては航空大国アメリカ固有の政策であったオープンスカイ政策が拡大しつつある中、シカゴ・バミュダダ体制に基づく国際航空政策に大きな変化が現れてきており、自由化が先行した地域を中心に、既に多国間の協定も進展しつつある。

<改革の方向>

（ア）取り残される日本

我が国が従来型の保護主義的な二国間協定を基軸とする航空政策に固執すれば、日本と世界の利用者の便益はもとより、今や世界的流れに果敢に挑戦せざるを得ないと決心を固めつつある本邦航空会社の意欲と活力を失わせ、競争力を一層減殺させてしまうことが懸念される。

さらに、日本を抜きにアジアの国際航空市場の自由化、ネットワーク化が進めば、アジアのゲートウェイとして充実した多様な航空ネットワークを確保していくことが困難となり、かつ我が国の経済的孤立化をももたらそう。

したがって、世界との遅れを取り戻すとともに、一層先をみた国際航空政策へと転換していく観点から、旧来の保護主義的な二国間協定については、思い切った自由化の方向に改訂していくことが急務である。

(イ) あるべき自由化の内容

アジア各国との国際航空ネットワークの構築は、地域経済の活性化や消費者の利便性向上などの上で重要な課題である。

これまでの航空政策を大転換し、国際的に遜色のない航空自由化政策（アジア・オープンスカイ）を、スピード感を持って戦略的に推進するべきである。ここでいう自由化は、一方的に我が国の航空権益を放棄することを意味しない。自由化の方向で協定改訂を指向しながらも、各航空権益については、その対価を得ることを考慮した上で交渉されなければならない。その際、従来の交渉では選択肢としてはほとんどかえりみられなかった、二国間の路線への自由参入、以遠権の積極的で前向きな交換、航空運賃の自由化、本邦航空会社からの委託運航やコードシェアなど自国航空会社の権益に配慮した範囲内での外国航空会社による国内運航、航空以外のさまざまな権益、消費者利益や地域の活性化等も選択肢に加えることが重要である。

無論、競争条件のイコールフットイングを図るための基盤整備も重要であり、自由化航空協定を結ぶ各国は、自国航空会社を利する税制上・金融上の支援や補助金の交付等の支援措置を控えるべきであるとともに、燃料や人員に関する規制・制度等の平等基盤化を図るべきことは言うまでもない。

ただし、こうした政策転換は、長期的視野に立って、戦略的に進めていく必要がある。近年のアジア諸国における経済発展と航空自由化の進展にかんがみ、まず、中国、韓国、インド、ASEAN諸国等を始めとするアジアの各国との自由化交渉をすすめ、その展開をみながら、さらにはオセアニアや欧州も視野に入れながら、他の諸国へと拡大していくことが重要である。

(ウ) 外資規制の緩和

実質的な外資参入が世界の趨勢となりつつある今日、外資規制について見直しを図り、利用者と航空会社にとって望ましい外資規制の在り方についても検討するべきである。外資規制の緩和は、世界の資本市場からの幅広い大量な資金調達の可能性を開くとともに、財政的な危機の救済策や新たな経営のノウハウの移入、さらには低コストの委託先の選択肢を広げる点でも、本邦航空会社にとってむしろ有利となる側面があることを考慮すべきである。

また、安全保障や危機管理への対応を資本構成規制という組織規制で担保することは効果的ではなく、航空会社や空港等への直接的な行為規制で対応すべきである。すなわち、「外資が一定比率以下であれば安全保障や危機管理への対応は常に可能であり、それを超えると不可能になる」という理屈は説得力に乏しく、むしろ、それらを損なう可能性がある行為そのものに着目した厳然た

る規律こそ必要とされる。

(エ) 首都圏空港容量制約下での自由化の在り方

我が国においては首都圏の空港容量に制約があるため、自国・相手国双方の航空会社による自由な乗り入れを認めることは物理的に不可能であり、自由化交渉が困難とする意見がある。後述するように首都圏空港容量の拡大は急務である。しかしながら、首都圏空港容量に制約がある下でも、以下のような施策を講ずることにより、国際航空自由化政策の一層の推進を図ることは可能である。

第一に、関西国際空港（以下「関西空港」という。）及び中部国際空港（以下「中部空港」という。）並びに地方空港については、旅客分野・貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数等の制約をなくす「航空自由化」を推進すべきである。

また、それに先立ち、路線開設や増便等を暫定的に認め、実質的には届出化を図るとともに、定期便の前段階である国際プログラム・チャーター便（以下、本問題意識では、「国際チャーター便」という。）を積極的に促進すべきである。

これら空港へのアジアのLCCの進出計画は多数存在することからも、これらの空港の完全な開放は、諸外国のLCCやそれらを活用する本邦航空会社、新規航空会社にとって、大きな利益をもたらすことが期待できる。

第二に、首都圏空港については当面、戦略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討するべきである。

第三に、運賃の自由化である。これにより、LCCの参入をより容易にし、航空市場の活性化を図ることが可能である。

第四に、自国・他国を含めた発着枠の配分に関するルールを透明化することである。

イ 首都圏の空港容量の拡大と羽田の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化等

<現状>

成田国際空港（以下「成田空港」という。）は、昭和53年の開港以来国際航空交通における我が国の表玄関として重要な役割を果たしてきたが、現時点でその処理能力がほぼ限界に達しており、諸外国からの強い増便・新規乗入要請に対応できない状況となっている。

現在、同空港は4,000mのA滑走路と2,180mの暫定平行滑走路の2本で運用を

行っているが、暫定平行滑走路では使用機材の制限等があることから、更に増大する国際航空需要に対応するため、同滑走路の2,500m化が喫緊の課題となっている。

このような中、国と成田国際空港株式会社は、地元との協議を進め、北伸による暫定平行滑走路の2,500m化の早期実現、発着回数の更なる増加に取り組んでいるところである。

一方、首都圏における国内航空交通の中心である東京国際空港（以下「羽田空港」という。）は、全国48空港との間に1日約400往復のネットワークが形成され、国内航空旅客の約6割（5,930万人：17年度実績）が集中する世界屈指の大空港である。特に特定時間帯（6:00～8:30の到着及び20:30～23:00の出発）を除く昼間時間帯（6:00～23:00）においては、就航希望が非常に多いため、国が発着枠の配分を行っており、国内旅客定期便及び羽田空港 - ソウル金浦空港間の国際チャーター便に810枠を配分し、全て使用されている状況にある。

これまでも羽田空港の一層の円滑な運用を図る観点から、関係自治体の理解を得て、安全性に関する検証等を行いながら、滑走路占有時間の短縮等により、発着枠拡大を行ってきたところであるが、新たに4本目の滑走路等を整備し、年間の発着能力を現在の29.6万回から40.7万回に増強して、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上を図るとともに、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保しつつ国際定期便の受入れを可能とする再拡張事業が実施されているところである。

こうした中、成田空港の開港以来の「国内線は距離が短いから近い羽田空港、国際線は距離が長いから遠い成田空港」という内際分離政策は、国際線に占める長距離路線のウエイトが高かった時代にはこの基準はある程度意味があったかもしれないが、現代では、不合理な基準となってしまっている。

首都圏の空港容量に一定の限界がある以上、何らかの方法で発着枠の配分を実施しなければならないが、現状では、羽田空港については、ごく限定的な国際線の運航が認められているに過ぎない。

<改革の方向>

(ア) 内際分離政策の転換と内際間の発着枠の配分方法

首都圏を始めとする大都市圏国際空港は、国内航空ネットワークを海外に繋げる重要な結節点であり、現在は低調な深夜早朝利用を促進し（24時間化）国際空港として、最大限有効活用すべきである。この中で、自由化航空政策を標榜するに当たっては、首都圏空港機能の拡大がもっとも重要である。それだけではなく、日本が極東アジアの経済のハブ（中心）として国際経済競争に生

き残っていくためには、これまで需要に対応した整備をしてこなかった首都圏社会資本の容量を拡大するとともに利用効率を大幅に改善することが必要である。特に、空港間競争は地元需要の大きさに大きく依存することを考慮すれば、需要の最も多い首都圏空港機能の拡大が是が非でも必要である。

したがって、伝統的な内際分離政策を改めるための検討に入ることが望まれる。羽田を完全な国際線空港として開放したとしても、成田に参入を求める航空会社は多数あり、成田の重要度が低下することは決してありえない。その際、成田空港の建設経緯をめぐる千葉県と地元の労苦に報いる方策として、内際分離政策が効率的か否かを検討することも必要であろう。

両空港における発着枠の、国内と国際への配分方法については、現行のように、既得権による配分は合理的でないし、機体の種別や利用目的、重量などによって料金設定を異にすることにも合理性はない。定期的に一定の条件を付した上での公正かつ透明な競争入札制度あるいは混雑料金制度などの価格メカニズムを機能させる方法を採用すべきである。これによって、各発着枠の利用に対してより価値を高く置く利用者・航空会社はその使用权を得ることが可能となる。

仮に、配分方式についての上記のような抜本的な見直しに時間を要するのであれば、当面は、国内線の需要よりも国際線の需要の伸びが大きいことを勘案して、羽田については、国際線への発着枠の配分に比重が置かれるべきであり、かつ、利用者全体の便益の大きさを考慮して、路線需要の大きさも勘案した配分方法を採用すべきである。特に、路線距離のみに応じたペリメータ規制のような硬直的な配分方法は採用すべきではない。

(イ) 羽田空港の容量拡大及び国際空港としての機能拡大

羽田空港における昼間時間帯の現行発着枠については、第4滑走路の供用開始に伴う発着枠の増加とは別に、以下の方法によって更なる発着枠の拡大が可能と考えられる。

第一に、羽田空港を使用する必要のない公用機等の他空港への配分等を通じて、現行の公用機等枠の一部を活用することが望ましい。

第二に、滑走路占有時間の短縮や飛行ルート・管制方式・誘導路・滑走路の改善や見直し等により、発着枠の拡大を図るべきである。あわせて、政府は、関係自治体と調整のうえ飛行ルートの拡大を可能とする決定を行うべきである。

この新たに利用可能となる発着枠を国際定期航空便及び国際チャーター便に割当てべきである。これにより、羽田の早朝・深夜時間帯ないしは特定時間帯に離着陸の一方がかかわる国際線の設定が容易になることにより、現在余裕

のあるそれらの時間帯の一層の活用が可能となる。

また、首都圏の国際空港については、現在進めている再拡張事業の完成前においても、国際化を一層推進する。

具体的には、首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便の就航が可能となるようにするとともに、新たに特定時間帯（余裕のある 20:30 - 23:00 の出発、6:00 - 8:30 の到着の時間帯）についても、国際チャーター便実現のため、関係自治体との協議を開始する。併せて、深夜早朝のアクセスの改善等、24 時間フル活用に向けての可能な限りの施策を推進する。

加えて、昼間の発着枠についても前記の措置によって拡大等を図り、国際チャーター便の増加を認めるべきである。併せて、暫定国際線ターミナルの拡張、C I Q体制の強化、羽田 - 関空 - 海外の路線展開と乗り継ぎ利便の改善を推進するべきである。

さらに、羽田空港への少座席機材の乗り入れ規制については、国際線、国内線とも、消費者の需要が多様化しているなか、単に座席数だけで機材を制約することのないよう、規制の改革が求められる。

以上の措置により、羽田から中国、韓国などの東アジア・極東地域は当然として、その他アジア地域、太平洋諸島地域等への国際定期便ないしは国際チャーター便を、できれば年内、遅くとも 2 年以内を実現すべきである。可能性のある候補地としては、上海虹橋空港は当然として、北京、香港、ホノルル、ムンバイ等があげられよう。

また、羽田空港の昼間時間帯については、2010 年の第 4 滑走路供用開始時には国際旅客便を 3 万回就航させる。さらに、供用開始後は、国内便の需要の動向を見守りつつ、国際旅客便の就航の更なる拡大を図るべく、国際線発着枠を柔軟に見直すべきである。

(ウ) 成田空港の容量拡大及び国際空港としての機能拡大

成田空港については、地元との協議が必要であることを前提としつつ、羽田と同様の様々な工夫によって、平行滑走路の延伸工事が完成する 2010 年以降も、同空港の容量を、2010 年に予定されている 22 万回以上に拡大すべく、必要な措置を講じるべきである。

また、平行滑走路の建設前倒しと誘導路の改善によって、2010 年に予定されている 22 万回の発着枠を同年に先駆けて早期確保するための措置を講じるべきである。

(エ) 二次空港の活用

首都圏空港として現在定期航空便を受け入れているのは、羽田、成田の両空港に限定されている。二次空港の活用は、全体の容量拡大に資するだけでなく、LCCの発展にとっても大きな役割を果たし、航空市場の競争の進展にも資するゆえに、その開発・整備をすすめるべきである。

このなかでも、横田基地の軍民共用化は、現在行われている日米両政府間の検討に一層の努力が傾注されるべきである。このほか、共用化を進めている百里飛行場（茨城空港）の整備を進め、早期完成・活用に努めるべきである。加えて、首都圏のその他の飛行場の活用可能性についても検討すべきである。

(オ) 貨物施設の充実

以上の措置は旅客・貨物の双方にかかわるものであるが、今後、航空貨物の発展が更に期待されることを考慮すれば、国際航空貨物にかかわる施設を中心に、現行貨物の積卸し、蔵置及び検査に関する施設の充実（例えば検疫等の夜間検査支援施設の拡充）及び通関需要に対応した通関体制の整備を図ることが求められる。また、航空貨物にとどまることではないが、輸出入の円滑化を進めるための措置があわせて考慮されるべきである。

ウ 外国資源の活用による航空会社の競争力確保

<現状>

国際的な活動を行う航空会社にとって、資源をグローバルに活用することは、その競争力確保の上で重要である。本邦航空会社の競争力向上を図るためには、競争にさらすことによって、自力で生産性を改善する刺激を与えることが必要であり、現在、航空会社自身も、環境変化を理解して、果敢に挑戦しようとの気概を見せ始めている。

<改革の方向>

航空会社の経営資源を有効活用する観点から、以下の施策を講ずるべきである。

第一に、機材、従業員についての国際基準やFAA（米国連邦航空局）等との相互認証を行い、それが実現した後には我が国独自の審査や認可を排除し、外国資源の活用が容易になるよう措置すべきである。

第二に、現行の運客一体化条件（客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする規則）を廃止し、外国航空会社の従業員の活用を自由にすべきである。

第三に、従業員の在留資格要件の緩和によって、外国人労働力の活用を自由に

すべきである。

第四に、派遣契約制従業員の活用が十分に可能となるよう、労働法制上の規制を撤廃すべきである。

エ 空港整備制度の改革及び民営化による利用者便益の改善と負担の不公平の解消 <現状>

平成 14 年 12 月の行政改革に係る閣議決定等において、成田空港、関西空港、中部空港の国際拠点空港について、完全民営化の方向が示されている。当該方針を受けて、国土交通省において「今後の国際拠点空港のあり方に関する懇談会」が開催され、我が国の国際拠点空港の在り方や、これを踏まえた、完全民営化を見据えての国際拠点空港の適正な運営の確保のための方策の在り方について検討がなされてきたところである。

同懇談会報告においては、空港会社の完全民営化を進めるに当たっては、経営の自由度を確保し、創意工夫を發揮できるようにすることが必要であるが、国際拠点空港の公共的な役割や事業特性から、すべてを自由に委ねることについては、国際拠点空港の政策を踏まえた空港機能の拡充、適正な料金水準の確保、適正な資本構成の確保、環境対策等の適切な実施の確保等について課題や懸念があるとされており、今後詳細な制度設計について検討していくこととされている。

<改革の方向>

(ア) 成田空港を始めとする 3 空港完全民営化に向けた環境整備等

平成 14 年 12 月の行政改革に係る閣議決定等において、完全民営化の方向が示されている成田、関西、中部の 3 空港については、空港経営の自由度を高めつつ、これら 3 空港の公共的な役割が適切に果たされるようにする観点から、経済上の規制の在り方を検討すべきである。

特に、航空需要及び関連需要を喚起していくため、多様化する利用者ニーズとサービスの連続性に配慮した、空港整備と周辺設備を一体的に運営できる組織かつ民間ならではの創意工夫を最大限發揮できる組織となり得るような環境整備を行うべきである。

そのためには、第一に、経営において自由な発想を有する民間人主導の経営体制とすべきである。

第二に、経営の自由度を高めるために、経済上の規制を原則として撤廃すべきである。その際、外国資本についても積極的に受入れることができるよう、外資規制は設けるべきではない。外資規制の目的が、安全保障や危機管理対応にある以上、そのような対応を資本構成という組織規制によって行うことは効

果的ではなく、直接的な行為規制で対応すべきである。

(イ) 空港整備特別会計の見直し等を通じた空港整備・運営の透明性・効率性の向上

空港整備特別会計については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、「道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。」とされている。その上で、「空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされている。この既定方針にしたがって、上記3空港以外の空港についても、民営化と空港整備特別会計の見直しによって、個々の空港の収支の透明性の向上と独立採算を促し、不必要に過大な投資の抑制と効率的な運営を求め、利用者負担の公平化と航空会社の不必要な負担の抑制に努めることが望まれる。

オ 情報開示の徹底と政策形成の透明化

以上に掲げた改革の方向は、我が国の航空政策の一大転換を図るものであり、これらを見据えた今後の取組いかんに、今後の航空政策の基本的枠組みの成否がかかっているといっても過言ではない。

このため、基準の設定や運用に関して、その根拠となるすべての情報を開示するとともに、事業者や利用者などの利害関係者が規制当局の意向や圧力を忖度することなく自由に意見を開陳できる環境を整備すべきである。また、言うまでもないが、航空行政に関するルールに拠らない許認可や規制権限の行使、そのような権限行使に対する不透明な影響力の行使は厳に禁じるべきである。

【具体的施策】

ア 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築

(ア) 航空自由化交渉の推進【平成19年以降継続的实施】

アジア各国との国際航空ネットワークの構築は、地域経済の活性化や消費者の利便性向上等に資する重要な課題であり、「アジア・ゲートウェイ構想」（平

成 19 年 5 月 16 日アジア・ゲートウェイ戦略会議)では、「これまでの航空政策を大転換し、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的に遜色のない航空自由化(アジア・オープンスカイ)を、スピード感を持って戦略的に推進する。」「まず、中国をはじめとするアジアの各国との自由化交渉を推進する。(アジアを優先)」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえた着実な施策の推進を図るべきである。

(イ) 関西空港及び中部空港のオープンかつ戦略的な形でのフル活用【平成 19 年以降継続的实施】

関西空港及び中部空港にあっては、24 時間運用を行っていること、空港容量に制約がないこと、地理的・経済的にアジアに近いことなどの特性を活かしつつ、オープンかつ戦略的な形でのフル活用を図る必要がある。かかる観点から、アジア・ゲートウェイ構想では、「関西空港及び中部空港は、我が国を代表する国際拠点空港として、ふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう、アジア各国との間で互いに、旅客分野、貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数の制約をなくす「航空自由化」を二国間交渉により推進する。併せて、国内空港とのネットワークの充実や機能分担等により、国際競争力の強化のための施策を推進する。」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえた着実な施策の推進を図るべきである。

(ウ) 地方空港における国際定期便等の就航促進【平成 19 年以降継続的实施】

地方空港についても、観光振興等を推進する観点から、アジア・ゲートウェイ構想では、「既に始まっている自由化交渉を加速化するとともに、交渉妥結前でも、路線開設や増便等を暫定的に認める。安全の確認、C I Q、自衛隊等との調整を除き、実質的には届出化を図る。併せて、定期便の前段階である国際旅客チャーター便を積極的に推進する。」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえた着実な施策の推進を図るべきである。

(エ) 国際航空運賃の自由化【平成 19 年度検討・結論】

国際航空運賃について、L C C (Low Cost Carrier)の参入をより容易にし、利用者利便の向上と航空会社の競争を促進する観点から、I A T A 割引運賃の 7 割引の水準に設定されている下限規制を見直し、原則として自動認可とする。

イ 羽田の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化等

(ア) 羽田空港の積極的活用

a 再拡張前の羽田空港の国際化の推進【平成19年以降段階的实施】

首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、再拡張前から国際化を推進する観点から、アジア・ゲートウェイ構想では、「首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便を積極的に推進するとともに、新たに特定時間帯についても、国際チャーター便実現のための協議を開始する。併せて、深夜早朝のアクセスの改善等、24時間フル活用に向けての可能な限りの施策を推進する。加えて、昼間の発着枠についても拡大等を図り、上海虹橋とのチャーター便、北京オリンピック期間中の国際臨時チャーター便等を実現する。併せて、暫定国際線ターミナルの拡張、C I Q体制の強化、羽田 - 関空 - 海外の路線展開と乗り継ぎ便の改善を推進する。」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえた着実な施策の推進を図るべきである。

b 羽田空港の容量拡大について【平成19年検討】

羽田空港における航空需要の増大に対応するため、第4滑走路の供用開始前後を問わず、高速離脱誘導路の整備による航空機の滑走路占有時間短縮等を通じた発着枠拡大に向けた措置を早急に講ずるべきである。

c 再拡張後の羽田空港の国際化の推進【平成19年以降検討、一部平成22年以降も引き続き検討】

2010年における再拡張後の羽田空港の国際化推進の観点から、アジア・ゲートウェイ構想では、「また、2010年に、再拡張事業等により、国際化に積極的に対応する。増大する成田空港(年2万回増加)・羽田空港(年3万回増加)の発着枠については、両空港のアクセス改善等を図りつつ、国内輸送と国際輸送を円滑に繋げ、戦略的・一体的に活用し、国際ネットワークを拡充する。」
「羽田空港については、昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、これまでの距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。併せて、深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便の就航(欧米便も可能)を推進する。」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえた着実な施策の推進を図るべきである。

d 貨物施設の充実【平成19年以降検討・結論】

国際航空貨物にかかわる施設を中心に、現行貨物の積卸し、蔵置及び検査に関する施設の充実を図るべきである。

(イ) 成田空港の発着枠の有効活用【平成19年以降継続的实施】

成田空港については、前年同期における利用率が80%未満であった発着枠について航空会社から回収して再配分するルール(「use it or lose it」ルール)を厳格に適用する等、発着枠の有効活用を引き続き行うべきである。

(ウ) 首都圏空港の容量拡大【平成19年以降検討】

アジア・ゲートウェイ構想では、「首都圏空港(成田空港・羽田空港)の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。」とされたところである。したがって、当該方針を踏まえ、検討すべきである。

(エ) 混雑料金制度などの検討【平成19年以降検討・結論】

空港の使用料については、混雑料金制度など、需要等に対応した弾力的な料金設定について検討する。

ウ 国際拠点空港の完全民営化等の推進

(ア) 成田、関西、中部空港の完全民営化【平成19年以降検討】

空港会社の経営自由度の向上と自主性・創意工夫等の発揮の観点から国の関与を必要最小限にし、なるべく自由な料金設定や資本構成を確保することが必要である。一方、国際拠点空港の公共的な役割や、独占性・代替不可能性といった事業特性から、全てを自由に委ねることについては課題や懸念がある。これらの点に対応するため、料金規制、外資規制、経営体制等の在り方について検討し、完全民営化が所期の効果を発揮できるようにするための措置を講じた上で、成田、関西、中部各空港の完全民営化を達成すべきである。

(イ) 空港整備特別会計の見直し等による空港整備・運営の透明性・効率性の向上【平成19年以降検討】

空港整備特別会計については、行政改革推進法において、「空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされている。この既定方針にしたがって、その他の空港についても空港整備特別会計

において経理される事務及び事業の見直しを図るべきである。

エ 航空会社の競争力向上のための環境整備

第一に、機材、従業員について、F A A（米国連邦航空局）等との相互認証を行い、それにより安全性が担保される範囲で我が国における審査を省略し、外国資源の活用が容易になるよう措置すべきである。**【平成 19 年以降検討】**

第二に、他の航空会社の従業員の活用を容易にするため、運航の安全確保を前提としつつ、現行の運客一体化条件（客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする規則）に代わりうる、機長の指揮命令の実効性の担保手段を検討すべきである。**【平成 19 年以降検討】**

第三に、従業員の在留資格の運用の明確化について、検討すべきである。**【平成 19 年検討・結論】**

(3) 住宅・土地分野

【問題意識】

都市空間の有効利用や市街地環境整備のための制度を見直し、都心集積を促進することにより、活力に満ちた経済効率性の高い都市を創造することや、建築物の信頼性の向上や老朽化した建築物の更新を促進し、安全・安心な住環境を実現すること、及び透明性が高く信頼性の高い不動産市場を形成することなどを実現する施策の充実が求められている。このような観点から、住宅・土地分野においては、これまでのフォローアップ案件を中心にさらなる改革が求められる事項について、精力的に調査・審議を進めてきたところである。

経済効率性の高い都市の創造

都心回帰の流れが顕在化する中、限られた空間の有効活用を図り、経済効率性の高い都市を創造していくことが求められている。こうした要請に応えるため、都市部の細街路の多い地域においては、本来交通目的である道路についても、多目的利用を通じた市街地の効率的な利用や多機能化を図ることが望ましい。例えば、複数街区をまとめた開発を行う場合、道路区域内における建築等の空間利用には安全性の確保等を図る観点から制限が設けられており、開発計画には一定の制約が課せられる。このため、現行の制度下において、複数街区にまたがるような建築物等を建築する場合、街路の一部を廃道して開発するといった計画も見受けられる。したがって、既存の一般道路の有する様々な機能を低下させることなく、周辺も含めた一定規模の街区全体の環境改善に資する道路空間の立体利用を伴う開発等については、具体的な事例や構想を踏まえ、以下の観点を重視しつつ、継続的に検討を行う必要がある。

ア 現在の法制度は道路空間と建築物が立体的に利用できるケースを限定しており、これに反する開発計画を民間部門で立案することは当然に困難である。しかしながら民間部門における具体的なニーズの把握は欠かせないため、立体的利用に係る潜在的なニーズを国土交通省においてもこれまで以上に積極的に把握することが必要である。

イ 道路の管理は不特定多数のために公共的な財を提供するものであり、民地の利用者や近隣のみを利用者の判断に直ちに委ねるべきではなく、広域的な視点が必要である。

ウ 廃道しつつ、通行機能を確保することは、瑕疵等に対する管理責任を民間に負わせることになる。利用者の視点からすれば、道路の管理責任者が途中で変わる

ということは不自然な管理をしているとしか見えず、管理責任の妥当性の観点からすれば、一般交通の用に供する必要性に変わりがないのであれば地方公共団体が既存の市町村道を廃道すべきではない。

エ 路面下に占用されている埋設管等の更新等について、民地が間に入ることは民間の都合による更新作業の延期も考えられることから、それらを防ぎつつ、より円滑に更新等を行うためにも、公共的な財としての道路を提供し続けることが必要である。

オ このような場合における不特定多数の通行者の安全性、快適性及び利便性を確保するという視点も重要である。

以上のような観点から、街全体の環境調和を目指す中で、公道としての責任の全うと民間を含めた道路空間の重層的な利用の調和を図るため、安全や沿道環境への支障や弊害が生じる可能性があればこれを起こさないための仕組みを検討した上で、道路空間と建築物の立体的利用に関し、都市開発における選択肢の多様化を図るべきである。

以上のほかに、エレベーターの床面積の容積率への算入について、エレベーターのかごは一つしか無いのにも係らず、着床する階数分の床面積を算入する方式となっていることは過剰であると考えられることなど、容積率規制の見直しについても継続的に検討を行う必要がある。

安全・安心な住環境の実現

1981年以前の旧耐震基準で建てられたマンションの中には十分な耐震性を有しないものも多いことから、いつ起るともわからない震災への備えとして、老朽化マンション等の建替えの促進に向けた取組を速やかに行っていくことが求められる。

マンション等の区分所有建物の建替え決議がなされた場合に、専有部分の占有者が賃借人であったとき、賃貸借契約の解約申入れ・更新拒絶等をして賃借人に明渡しを求めなければならず、その際、その区分所有建物について建替え決議がされていることは正当事由の考慮要素となりうるものと解されるものの、その基準は法令上、判例上必ずしも明らかではなく、明渡しを求めるために裁判等を利用して解決に長期間を要するのみならず、立ち退き料の支払いを命じられる可能性が大きいなど、建替え事業の進捗を阻む重大な隘路の一つとなっている。

マンションの面積・人数における5分の4もの多数によって建替え決議がなされたということは、老朽化、損傷などにより物理的・機能的に陳腐化し、耐震性等安全性にも重大な問題を抱えているなど、そのマンションの存続をさせるべきでないという評価が示されたということの意味すると考えられる。それにも拘らず、ある

借家人に対して明渡しを求める正当事由がない、又はあっても高額な立ち退き料が必要とされる、あるいはそうでなくても紛争処理に長い期間や労力等が必要になるならば、社会経済的に望ましい土地利用の実現、大多数の入居者の厚生水準の向上が阻止されてしまうことになる。そのような事態は不公正かつ非効率である。

社会経済的な実態を踏まえた合理的な土地利用を実現するという観点から、建替えに賛成する大多数の入居者が、快適で安全な住居に住む権利が奪われることのないよう措置すべきである。

借家人の居住の保護などについては、本来生活保護によって対処すべきものであって、そのような考慮が建替え決議に係る正当事由の解釈に影響することが一切ないよう、立法によって明確に措置しなければならない。

したがって、建替え決議に伴う賃借人の明渡しについて、借地借家法（平成3年法律第90号）の正当事由の該当性について裁判によって個別に判断されるのではなく、立法的に明らかになるようにするとともに、裁判による高額な立ち退き料が求められることがないように、土地収用法（昭和26年法律第219号）の損失補償基準に準じた基準を法令に明示するなど、明渡しの際に必要な立ち退き料が適正な範囲にとどまるように基準を策定するなどの対応が必要である。

公共事業の実施に伴う私権制限である土地収用と、民間同士の権利調整であるマンション建替えとは完全に等しいわけではないが、一団地50戸以上の住宅に収用権が与えられているように、私的な事業にも一定の公的関与が存在する一方、建替え決議の仕組みにも、合意のない私人に対して明渡しや除却などを強制することができる権限が内在しているのも、後者に一定の公共的な合理性が認められるからにほかならない。この意味において、両者の考え方には強い連続性があるのである。しかるに、土地収用法による借家人の退去に対する損失補償に関しては、2年間程度の家賃差額補償と移転費の補償にとどめられており、一方のマンション建替えでは、いわば事業主体に対して判例相場の高額な立ち退き料と同等の補償を強制されることには合理性がないと考えられる。

区分所有建物の建替え決議要件については、平成14年の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）の改正により緩和されたが、緩和後の決議要件においても、区分所有者及び議決権の各5分の4という特別多数決要件は過大であるという意見や、そもそも区分所有者数による多数決要件は不要であり、かつ議決権による多数決要件を2分の1以上の単純多数決によって決議するにすべきであるという意見等があることから、同改正以降に建替えのあったマンションや何らかの支障があって建替えができなかったマンションも含め、また、実務者へのヒアリング等により当初から建替えを断念した事例等も踏まえつつ、老朽化マンションの建替えの実態を調査するとともに、決議要件の緩和

が老朽化マンション等の建替え促進に寄与するのかが等の調査を行い、適切な措置を講ずべきである。

また、区分所有法に関連して、都心部等において土地利用の変遷により現在は業務用敷地や商業施設とする方が望ましいという立地の場合でも、マンションを取り壊して更地として売却するには区分所有者全員の合意が必要であることが過度な負担となっており土地の有効活用を阻害しているといった問題や、団地内に社宅等の一者で所有する建物が存在する場合や、団地内の一角にあるテラスハウス等の敷地を個人やテラスハウスの所有者だけで所有している場合に、区分所有法の団地一括建替え決議や建替え承認決議を利用した建替えが行えないといった課題等についても解消に努めていく所存である。

さらに、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）に関しては、マンションの隣接地所有者や借地マンションにおける底地権者の取扱いや、権利変換計画の認可申請に際して抵当権者の同意が得られない場合の措置に関する問題等について検討し、建替えを阻害している要因がある場合はそれを解消するために必要な措置を講ずべきである。

透明性が高く信頼性の高い不動産市場の形成

当会議の前身である規制改革・民間開放推進会議から、不動産取引の基盤となる登記制度の運用改善に向けた取組を行ってきたところである。所謂「中間省略登記」について、不動産取引の現場の取引費用の低減ニーズに応え、また、不動産の流動化、土地の有効利用を促進するという社会的機能を持つものと考え、不動産に関する物権変動を公示するという不動産登記制度の理念等も踏まえて、制度全体の整合性を考慮しつつ、不動産取引現場のニーズに対応できるよう検討を行ってきたが、不動産取引現場での法制度の解釈や運用について徹底し、誤解や不一致が起きないようにするため、さらに必要な措置を積極的に講じていく必要がある。「甲（売主）

乙（転売者） 丙（買主）」という取引において、「甲 丙」と直接移転登記を行うために「第三者のためにする売買契約の売主から当該第三者への直接の所有権の移転登記」を用いる場合で、かつ乙が宅地建物取引業者である場合について、不動産取引の現場の一部に、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）の規制の適用関係や瑕疵担保責任を負う主体について明確化を求める意見がある。このうち瑕疵担保責任について、常に甲が丙から直接瑕疵担保責任を追及されることになるのではないかとこの誤解が生じているが、乙丙間を無名契約とする場合には当事者間の個別の合意に基づく特約を設けることにより、また乙丙間を他人物の売買契約とする場合には宅建業法上の規定の適用により、丙に対する瑕疵担保責任を乙に課すことができ、結果として、 第三者のためにする売買契約

に基づいて甲は乙に対し瑕疵担保責任を負う（ただし、特約によって瑕疵担保責任を排除することはできる） 乙丙間の無名契約又は他人物の売買契約に基づいて乙は丙に対し瑕疵担保責任を負う（他人物の売買契約の場合は宅建業法により瑕疵担保責任の排除はできない） 甲は丙に対し瑕疵担保責任を負わない（契約当事者の関係にないため）という契約形態をとることができる。

これらの観点から、以下に掲げる施策が着実に実施されることより、経済の活性化やライフスタイルの多様化に応じた国民生活の質の向上が図られることを強く期待したい。

【具体的施策】

一般道路における道路空間と建築物の立体的利用【平成 19 年検討、早期に措置】

経済効率性の高い都市の創造の観点からは、都市部でも細街路の多い地域では、その機能更新の際に複数街区をまとめた開発が必要な場合がある。特に街区の面積が比較的小さい中心市街地を再開発等するとき、複数街区をまとめて一体化し、一定規模の敷地として開発することが求められるケースがあるが、街区間に従前からある一般道路について、通行機能の維持や道路利用者の利便の確保などの観点から廃道することが望ましくない場合が考えられる。このような場合に、街全体の方向性の中で、既存の通行機能を残しつつ、通行者の安全性や利便性、沿道的生活環境等を考慮しながら道路空間と建築物の立体的利用ができるよう、立体的利用が可能となる場合とそのための手続きを明確にし、開発における選択肢を増やすべきである。

したがって、廃道するという方法以外にも、道路空間と建築物の立体的利用が可能となるよう、そのニーズの把握を行うとともに適切な手法を選択することが可能となる方策について検討を行うべきである。

土地収用法の積極的な活用等【平成 19 年検討、早期に措置】

近年、土地の明渡裁決の取消訴訟等において、既に出訴期間を徒過した先行処分たる事業認定の違法性が争われ、明渡裁決等の執行停止が提起されるような事例が見られるが、このような行政処分に関する「違法性の承継」を認める場合には、事業認定の法律効果の安定性を損なうおそれがある。

このため、平成 13 年の改正土地収用法の施行状況やこれまでの判例を注視しつつ、また改正行政事件訴訟法の平成 17 年 4 月の施行に伴い、行政処分の早期確定の必要性はますます強まっている状況を踏まえ、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに

関する規定の設置について、平成 19 年度中に検討し結論を得る。その検討結果を踏まえて、土地収用法等の改正も含めて、違法性の承継を遮断するために必要な措置を講ずるべきである。

大規模店舗等の立地コントロールの適正化【平成 19 年措置】

郊外部において、大規模店舗等の立地を都市計画、建築規制等による新たな法的仕組みでコントロールしようとする試みについて、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護となるようなことがあってはならず、環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率の低下、集積による利便の増進等の土地利用の外部性をコントロールする観点から運用されるようにする必要がある。

大規模店舗等の立地コントロールが適正に行われるようにするためにガイドラインを発出することにより、地方公共団体に対し、技術的助言を行うべきである。

エレベーターに関する容積率規制の見直し等【平成 19 年以降継続的に検討】

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)上、エレベーターの床面積は着床する階数分が容積率に算入されているが、容積率規制の趣旨及び経緯を踏まえ、エレベーターの床面積の容積率への算入方式の在り方について積極的な検討を行うべきである。

公営住宅の管理運営の円滑化【平成 19 年措置】

ア 収入超過者に課される割増家賃の算定方法の適正化

収入超過者に課される割増家賃の算定基準となる近傍同種の住宅の家賃が民間賃貸住宅の市場家賃と乖離している状況を是正し、収入超過者の自主的な退去を促すインセンティブとして有効に機能するようにするため、近傍同種の住宅の家賃の算定の際に、礼金や更新料等の要素を加味している賃貸事例比較法に基づいた算定方法を考慮した上で、どの地域でも市場家賃と同水準となるよう検討し、措置すべきである。

イ 居住状況のミスマッチの解消

単身の高齢者世帯が広い住宅に居住するなど、居住状況にミスマッチが生じている場合に、入居希望者がある地域においては、許容規模を超える住居に居住している入居者の自主的住替えを促すため、許容規模を超える部分については、近傍同種の住宅の家賃と同水準の割増家賃を課すことを義務付けるよう通知を発出すべきである。

区分所有法の建替え決議要件に係る調査【平成19年度一部措置、平成20年度措置】

老朽化マンションや損傷を受けたマンションの建替えの促進が求められている。

マンション建替えの際の決議要件を定めた建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）が平成14年に改正され、建替え決議要件の見直しが図られたところであるが、改正後の決議要件においても建替えのために必要な区分所有者の同意（区分所有者及び議決権の各5分の4以上）が得られなかったために建替えが進まない場合がある、特に人数要件が制約になったり、5分の4という要件が重過ぎたりするという意見を踏まえ、国土交通省との密接な連携の下に、決議要件のあり方の検討のために、同改正以降に建替えのあったマンションや何らかの支障があって建替えができなかったマンションも含め、また、実務者へのヒアリング等により当初から建替えを断念した事例等も踏まえつつ、老朽化マンション等の建替えの実態を調査するとともに、決議要件の緩和が老朽化マンション等の建替え促進にどの程度寄与するのか等を調査すべきである。

建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る調査【平成19年度一部措置、平成20年度措置】

マンション等の区分所有建物の建替えにあたり、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条に規定する建替え決議がされた場合、当該区分所有建物の所有者は建物の取り壊しができるように、専有部分の明渡しをしなければならないところ、専有部分の占有者が賃借人であったときは、賃貸借契約の解約申入れ・更新拒絶等をして賃借人に対して明渡しを求めなければならず、その際、その区分所有建物について建替え決議がされていることは正当事由の考慮要素として位置づけられている。この点について、明渡しを求めるには裁判等によって解決せねばならず、賃借人の存在により建替え計画が停滞してしまう場合があるという意見を踏まえ、所管省庁（法務省・国土交通省）において、建替え決議がされたマンションにおける賃借人の建物明渡しに係る実態を調査すべきである。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の運用の適正化

ア 抵当権者の同意

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。）は、権利変換計画の認可申請に当たり、権利変換計画への抵当権者の同意を求めており、当該同意が得られない場合には、「損害を与えないようにするための措置」等を記載した書面の添付を求めているが、この内容が不明確

なため、事実上抵当権者の同意が必要となっている場合がある。この内容については法律施行時の通知により一定の措置を例示しているが、権利変換の手續の円滑化を図る観点から「損害を与えないようにするための措置」についてさらに具体的な例示を検討し、その成果を認可権者である都道府県に対し周知すべきである。【平成 19 年度検討・結論】

イ 隣接地所有者及び借地型マンションにおける底地所有者の取扱い

隣接施行敷地所有者及び借地型マンションにおける底地所有者が建替後マンションの区分所有権等を取得するためには、参加組合員として事業に参加するか、組合員全員の同意を得て特定分譲を受けることが必要であると考えられているため、当該の者にマンション建替え事業に参画するインセンティブが働いていない。このため、組合員全員の同意がない場合においても、円滑化法に基づき、区分所有権者等と同等に特定分譲を受けることができる旨を周知徹底すべきである。

【平成 19 年措置】

不動産取引に関する運用改善【平成 19 年度前半に措置】

平成 16 年の不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の改正により、「甲（売主）乙（転売者）丙（買主）」という取引において、「甲 丙」と直接移転登記を申請する所謂「中間省略登記」が行われることがなくなったが、当会議の前身である規制改革・民間開放推進会議において不動産登記法改正前と実質的に同様の不動産登記の形態を実現し、現場の取引費用の低減ニーズに応えたとともに、不動産の流動化、土地の有効利用を促進する観点から、検討を進めた。その後、不動産登記制度を所管する法務省との間で、甲乙丙三者が売買等に関与する場合であっても、「第三者のためにする契約」又は「買主の地位の譲渡」により、実体上、所有権が「甲 丙」と直接移転し、中間者乙を経由しないときには「甲 丙」と直接移転登記をすることが当然に可能である旨を確認し、法務省は、その場合の登記原因証明情報について、各登記所や日本司法書士会連合会、不動産取引の関連団体を通じて、関係者への周知を行った。

しかし、乙が宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）で丙が一般消費者である場合には、このような契約形態によれば、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）で設けられている消費者保護を目的とする規定が適用されるか否か、あるいはこのような契約形態が宅建業法第 33 条の 2 の規定（自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約の締結の制限）に違反するのではないかなどの疑義が生じるなど、不動産取引の現場にはなお一部混乱が見受けられる。そのため、国土交通省等の関連省庁においては、一定の契約によって甲から丙

への直接の移転登記を行うに際しての障害となる要素を取り除くとともに、これが広く活用されるようにするために関係団体等に対して一層の周知、啓蒙を図るべきである。

甲から丙への直接移転登記が可能な場合としては、「買主の地位の譲渡」を活用する場合と「第三者のためにする契約」を活用して売主から当該第三者への直接の所有権の移転をする場合との二通りがあり、後者については乙丙間で他人物の売買契約（なお、所有権に関しては、第三者のためにする契約の効力に基づき甲から丙へ直接に移転する旨の特約が付される。）を締結する場合と、無名契約を締結する場合とがありうる。これらのうちどれを選択するかは、最終的に乙丙間の契約当事者の判断によるところである。

ただし、乙丙間の契約を他人物の売買契約とする場合は、宅建業者である乙に重要事項説明や瑕疵担保責任の特例等の宅建業法上の消費者保護を目的とする規制が課されることになるのに対し、乙丙間の契約を無名契約とする場合は、乙が宅建業者であっても乙丙間の契約には宅建業法の規律が及ばず、問題を生じた際に直接的に宅建業法違反の監督処分を行えないという法的効果の違いがある。したがって、一般消費者の保護の観点からは、乙丙間の契約を売買契約として成立させる方式には十分な合理性がある。

ここで、「第三者のためにする契約」を活用し、かつ、乙丙間の契約を他人物の売買契約とする場合、宅建業法第33条の2の規定に抵触することとなるが、乙が他人物の所有権の移転を実質的に支配していることが客観的に明らかである場合等、一定の類型に該当する場合にはこの規定の適用が除外されることが明確となるよう、国土交通省令等の改正を含む適切な措置を講ずる必要がある。なお、前記の特約の付された他人物の売買契約がされた場合であっても、乙に所有権が移転することなく、甲から丙に対して直接所有権が移転するときには、甲から丙へと所有権の移転の登記をすることは当然に可能である。

また、乙丙間を他人物の売買契約とする方式については、甲乙丙全員が一般消費者の場合や乙丙間が宅建業者間の取引である場合など、乙が宅建業者でない場合又は乙丙ともに宅建業者である場合には、宅建業法上問題にはなりえず、もとより可能である。乙が宅建業者で丙が宅建業者でない場合において、乙丙間を他人物の売買契約とする方式を採ることについては、省令等の改正を含む措置が講じられることを待って宅建業法上は可能となるが、それまでの間は、この場合に甲から丙への直接移転登記を行うためには、乙丙間を無名契約とする方式によるほかない。

乙丙間を無名契約とする方式を採ることは、乙が宅建業者であるか否かなど甲乙丙の属性を問わず、また、上記の措置が講じられるか否かも問わず可能である。

「買主の地位の譲渡」を活用する場合、又は「第三者のためにする契約」を活用

し、乙丙間の契約を無名契約とする場合は、不動産登記制度上何ら問題のないことは法務省から既に周知されているが、乙丙間の契約は民法上の典型契約たる宅地建物の売買契約とは異なるため、乙が宅建業者であっても宅建業法の規律を受けないこととなり、丙は消費者保護上不安定な地位にあるため、そのような契約形式による場合には、宅建業者乙に宅建業法上の重要事項説明や瑕疵担保責任の特例等の規制が及ばないことや、瑕疵担保責任については個別の合意に基づく特約によることなど、丙が自らの法的地位を十分に理解した上で無名契約として締結することはもとより望ましいが、無名契約とする場合については、宅建業法で規律するものでない旨についても周知徹底を図るべきである。

なお、乙丙間の無名契約を締結する場合に係る実務上の整理として、乙丙間の無名契約の中では、甲乙間で締結された売買契約の内容のうち、甲乙間の売買代金等の条件の細部については必ずしも記載する必要はない。また、引渡しや登記移転の時期等については、個別の契約の事情に応じて契約当事者間で合意して決めればよい。

定期借家制度の見直しについて【平成 19 年以降逐次実施】

定期借家制度の見直しに関して、居住用建物について当事者が合意した場合における定期借家契約への切替えは良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成11年法律第153号）において禁止されているが、同法の規定により施行後4年を目途に居住用建物賃貸借の在り方について見直しをして、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。また法改正の検討事項として、ア）居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めること、イ）定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、ウ）居住用定期借家契約に関して借主からの解約権（強行規定）の任意規定化、エ）賃貸人及び賃借人が合意すれば更新手続きだけで契約を延長できる更新型借家契約制度の創設及びその際に契約を公正証書によらずとも締結可能とすること等について議論がなされているところである。所管省庁は、関係省庁と連携しつつ、借家制度運用の実態、制度改正に対するニーズ等に関する調査を踏まえ、定期借家市場の活性化、土地の有効利用を一層図る観点から、論点の整理、具体的な方策の策定に資する情報提供をさらに積極的に行うべきである。

競売の民間開放について【平成 19 年度検討・結論】

平成17年12月に発足した「競売制度研究会」において、これまでの米国その他の諸外国における民間競売制度等についての基礎的な調査検討を踏まえ、我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないか、取り入れるべき点があるとすれ

ばどのような内容が考えられるかについて関係機関との緊密な連携の下に検討を行い、結論を得るべきである。

3 国際・オープン経済

(1) 国際経済連携分野

輸出入・港湾手続の見直し

【問題意識】

経済のグローバル化が進展する中、我が国経済の持続的成長を実現するためには、世界の成長センターであるアジアの成長力を取り込み、アジアと共に成長するメカニズムを強化することが不可欠である。日本は、アジアの中核国としてアジア規模での融合的市場の発展に主導的な役割を果たし、開かれたアジア経済圏の構築に向けてリードすべきである。また国内においては、ヒト、モノ、カネ、文化、情報について、さらなるオープン化に努めつつ、産業の国際競争力向上に資する制度の整備・構築を積極的に推進すべきである。

前身の規制改革・民間開放推進会議では、企業のコンプライアンスに対する取組やセキュリティの確保を勘案しつつ、輸出入にかかるリードタイムの短縮を実現すべく、輸出入通関制度の在り方全般について、その検討の必要性を問うてきたところである。

個々の企業は、製品開発から設計、部材調達、製造、販売までの一連のプロセスをチェーンとして構築し、リードタイムの短縮や在庫コストの最適化に努め、生産性向上や業務効率化を図ってきた。とりわけ近年において、こうしたサプライチェーンはITによる高度管理の進展及び経済活動のグローバル化によりますます拡大し、複雑化が進んでいる。サプライチェーン構築にあたり、多国籍に活動する企業は、常にチェーン全体での最適化を志向するため、チェーンの最適化に資さない国はその流れから容易に外されてしまう。従って、我が国をはじめとする貿易立国にとっては、国際物流の円滑化に資する環境整備への官民を挙げた継続的な取組が、産業競争力に今まで以上に大きな影響を与える時代となってきたといえる。

一方、9・11テロを契機とした米国の新しいセキュリティ・プログラム（C-TPAT、24時間前マニフェスト事前提出ルール等）の導入は、我が国企業が自助努力により積み上げてきたサプライチェーン構築及びリードタイム短縮の取組に多大な影響を与えるなど、貨物セキュリティ管理と物流効率化を如何に両立させるかという大きな課題をもたらした。さらに、この米国のC-TPATの導入を契機として、コンプライアンス・プログラムの国際的調和、相互認証の必要性が提起され、世界税関機構（WCO）におけるAEOガイドラインの策定等の取組が行われてい

る。また、自由貿易協定（ＦＴＡ）や経済連携協定（ＥＰＡ）による二国間協定の締結が世界的に活発化する中、特惠関税制度への期待は高く、原産地規則・原産地証明制度は、その効果を最大限発揮できるよう、制度の簡素化ならびに利便性の向上が求められている。

こうした中、我が国における戦略的取組としては「総合物流施策大綱」（平成 17 年 11 月 15 日閣議決定）において、経済社会の変化や構造改革の進展、物流を取り巻く新たな課題への対応の必要性を踏まえ、「スピーディでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現」、「国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現」等が示されている。また、「経済成長戦略大綱」（平成 18 年 7 月 6 日財政・経済一体改革会議）において、この「総合物流施策大綱」に基づき、「ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感を持って戦略的・重点的に整備」し、「アジアワイドのシームレスな物流圏の実現」を目指し、「輸入手続等の標準化・電子化」等を進めることとされた。さらに、これら及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、「国際物流競争力強化のための行動計画」（平成 18 年 12 月 22 日国際物流競争力パートナーシップ会議）が取りまとめられ、「2015 年のアセアン統合を視野に、アセアン域内での物流コスト及びリードタイムを半減する」との目標達成に向け、「我が国輸出入制度の改革とシステム、インフラの整備に関する行動計画」等 5 つの柱の行動計画が策定された。このように、社会構造の変化に対応した国際物流の円滑化に向けた課題は、我が国においても広く官民に認識されるところとなっており、今後はこれら課題に対する抜本的な改革の実行が期待されるところである。

一方、貿易関連手続に関する個別施策としては、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の整備（平成 17 年 2 月）、国際海上交通簡易化条約（ＦＡＬ条約）への対応（平成 17 年 11 月）、特定輸出申告制度の導入（平成 18 年 3 月）、貿易手続のＩＴ化の推進等、近年もさまざまな取組が進展してきた。

しかしながら、これら一連の取組による成果は、各行政当局がそれぞれの所管の範囲内において行う改善に留まることが多かった。特に、情報システムの構築に関しては、これまで各行政当局がそれぞれの事情に合わせて個別にシステム化を進めてきた結果、近年では各システム間の接続は進んできたものの、中核的機能を果たす大規模基幹システムが計画的に構築できておらず、なお多くの課題が残されている。行政手続における真に利便性の高いワンストップサービスの一層の推進は、サプライチェーンにより物の流れが一元的に管理される時代の必須要件として、現在かつてない高まりで希求されており、その実現に向けた抜本的な改革が求められている。

なお、こうした抜本的な改革の推進にあたっては、その終着点が日本国内におけ

る部分最適化を目指すものであってはならない。グローバル規模で競争が行われる時代に相応しい、我が国の産業競争力向上に資する観点からすべての発想を開始すべきである。すなわち、我が国の現状からの改善幅のみをその改革の尺度とするのではなく、改善の結果、我が国の立場が貿易関連制度・手続に一日の長がある他国の将来的な位置と同等以上になり、貿易立国としての国際競争力を高め続けることを目標とすべきである。

冒頭に述べた通り、経済のグローバル化が進展していく中で、アジア経済圏の構築に向けて日本が主導的な役割に位置することが重要である。そのためには、国内のシステムを抜本的に見直し、開かれた日本としてのシステムの構築を急ぐことが極めて重要である。こうした取組は、ヒト・モノ・カネ・文化・情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋になるという安倍内閣が掲げる「アジア・ゲートウェイ構想」を実現する上でも不可欠なものである。我が国の成長を支える産業競争力向上のため、これら貿易手続全般についての検討に当たっては、その適切な整備が国の産業競争力を大きく左右する国家的課題であるという認識を関係するすべての行政機関が共有し、そのうえで関係省庁・地方公共団体の垣根を越えた全体最適化への不断の検討・必要な見直しを図るべきである。

当会議では、この度の答申を公表するに当たり、貿易関連制度・手続について、上述の環境変化への対応を強く意識し、国際的なガイドラインを充足するセキュリティを確保したうえで、トップレベルの物流スピードを実現するための改革を実施することが、我が国の国際競争力向上に資するという観点から検討を行い、以下に具体的な施策を示すこととしたい。

【具体的施策】

アジア・ゲートウェイ戦略会議で取りまとめられた「貿易手続改革プログラム」を踏まえつつ、以下の事項について措置すべきである。

ア 真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」の構築

貿易手続のIT化の推進は、ペーパーレス化等に伴う事務コストの削減が期待できるだけでなく、リードタイムの短縮やセキュリティ管理の適正化が図られ、グローバルなサプライチェーン・マネジメントを実現することが可能となるなど、多くのメリットが存在する。その流れに沿い、平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」では、通関、港湾関連、検疫、乗員上陸許可などの貿易諸手続が簡素化・統一化され、真のワンストップ・サービスの提供が期待されているところである。

しかしながら、これら貿易手続に共通する手続や基礎的情報の共通化・反復利用の推進や、各港湾管理者によって異なる港湾関連手続申請書式の統一化・簡素化など、真に利便性の高いシステムを実現することへの課題は多い。加えて、アセアン・シングルウィンドウなどとの国際的なシステム連携への取組も求められている。

このため、「次世代シングルウィンドウ」については、単なるシステム接続にとどまらず、利用者の視点に立ち、民間ビジネス・ニーズに沿って、真に利便性の高い、簡素で効率的なシステムとすべく、以下に示す措置が図られ、また、不断の見直しを行っていく必要がある。

(ア)「次世代シングルウィンドウ」における業務プロセス改善（BPR）の徹底【平成 19 年度以降継続実施】

平成 20 年 10 月から稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)について、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」(H17.12.28 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)として決定された事項(申請情報の反復申請回避、基礎情報項目の反復利用、情報項目の共通化等)の検討を加速し、業務プロセス改善(BPR)の徹底を図るべきである。

(イ)「次世代シングルウィンドウ」の在り方に関する継続的な見直し【平成 19 年度の早期に検討の場を設置、以降継続実施】

「次世代シングルウィンドウ」については、常に利用者の立場に立って継続的な見直しを行う体制を構築することが、真に利便性の高いシステムの構築に寄与する。したがって、「次世代シングルウィンドウ」の在り方について、平成 20 年 10 月以降も利用者の立場に立って継続的な見直しを行い、「中核となる基幹システム」の在り方や構築方法について検討を行うことを確保するため、官民合同で検討を行う場を設けるべきである。あわせて、「次世代シングルウィンドウ」については、民間のシステムとの相互のデータの受け渡しが行えるよう、システムのオープン化を進めるべきである。

(ウ)「次世代シングルウィンドウ」における港湾手続の統一化・簡素化を目的とした統一モデル様式の作成及びその採用の要請【平成 19 年度中に措置】

「次世代シングルウィンドウ」について、アジアトップクラスに匹敵する IT 化・ペーパーレス化の徹底、複数寄港しても最初の入力で済む高い利便性を目指し、主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・

簡素化を進め、「次世代シングルウィンドウ」への機能追加を図るべきである。

そのためのステップとして、各港共通の手続で、入力情報の利活用の効果が高い手続（入出港届、入港前船舶運航動静等通知、荷役設備その他係留施設の使用許可等）の申請書式の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成した上で各港湾管理者へ通知し、その採用を要請すべきである。

(エ) 各港湾の申請書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」での一元化の推進【平成 20 年 10 月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に措置】

真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を実現するためには、各港湾管理者によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化が不可欠である。したがって、各港湾管理者が、規則等の改正により国の統一モデル様式を採択するとともに、統一申請項目窓口を「次世代シングルウィンドウ」に一元化するよう国として推進すべきである。その際、各港湾管理者の独自の手続については、スケジュールを定め、必要な様式の統一を図った上で、「次世代シングルウィンドウ」に着実に追加していくべきである。一方で、各港湾で固有・特有にならざるを得ない種類の申請については、操作が手間にならないようなシステム間の連携を図るべきである。

また、事後届出や報告等となり必要性が後退している（使用頻度が低い）申請項目は統合・撤廃等を行い、港湾関連手続の簡素化を実現すべきである。

さらに、各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表すべきである。

なお、推進に際しては、「次世代シングルウィンドウ」稼働から 1 年程度で一定の成果が得られるような早期実現の工夫を検討すべきである。

(オ) 「次世代シングルウィンドウ」の国際的なシステム連携について、明確な目標を定め、その実現に向けて交渉を開始する。【平成 19 年度以降継続実施】

国際的なシステム連携について、2005 年 12 月のアセアン首脳会合における合意文書において、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている 2012 年に、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に向けて交渉を開始すべきである。また米国、EU、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むべきである。

(カ) N A C C Sの業務範囲、利用料金、運営形態等の検討【平成 19 年早期に検討の場を設置、平成 19 年中に結論】

現在、別々のシステムとして運用されている N A C C S と港湾 E D I について、一本化を視野に、その具体策とこれを運用する N A C C S センターの運営形態について検討し、結論を得るべきである。

またその検討に関連し、N A C C S の業務範囲、利用料金等については、N A C C S 利用者の代表者全ての関係者が広く参加できるオープンな場において検討すべきである。

イ スピードとセキュリティが両立した国際的に優れた輸出入通関制度の確立

我が国の貿易関連手続は、I T 化や適正な貨物管理技術の進歩、関税法等の改正による制度改善などにより大きな改善を遂げ、リードタイムの短縮、コストの削減を実現してきたところである。しかしながら、9・11 同時多発テロを契機とした米国の新しいセキュリティ・プログラムの導入等を契機として、これまでの産業界のリードタイム短縮の取組が吹き消されてしまう影響が生じるなど、サプライチェーン全体で貨物のセキュリティ管理を図ることの重要性が世界的に認識され、貨物セキュリティ管理と物流効率化を如何に両立させるかが課題となっている。

こうした中、我が国経済の競争力強化の観点からは、事業者のコンプライアンスを重視しながら、国際的な流れに対応した貨物セキュリティ管理体制をサプライチェーン全体で構築し、米国をはじめとする貿易相手国における取扱も含めた物流効率化を推進することが重要である。このため、以下に示す措置を図り、国際的にも高水準の簡素で効率的な通関制度を構築し、物流効率化を推進する必要がある。

(ア) 輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」の意義、効果等の再検証等【平成 19 年度中に結論】

昨今の I T 化の進展と貨物の安全管理制度の整備により、輸出貨物の生産拠点から船積みまで切れ目のない安全管理と追跡が行える体制が現実のものとなっている。その現状を踏まえ、できる限り貨物の立ち寄り箇所を少なくすることによって、物流全体のリードタイムの短縮、コスト削減を実現すべく、輸出におけるいわゆる保税搬入原則について、その意義、効果等を再検証し、そのメリット、デメリット等を整理した上で、「保税搬入原則」をはじめとする今後の現行保税・通関制度全体の改革の方向性とスケジュールを具体的に示すべきである。

(イ) コンプライアンス制度の調和と見直し【平成 19 年度以降継続実施】

関税法に基づく輸出・輸入・保税の法令遵守規則については、関税法改正に合わせて、可能な限り一本化されたところである。しかしながら、これら法令遵守規則及び関税法以外の輸出管理社内規定その他の法令遵守規則については、事業者負担を必要最小限にとどめ、物流効率化を図る観点から、徹底した見直しを行い、不必要な審査を排除し、事業者負担の軽減と物流効率化に向けて継続的な見直しを行うべきである。なお、その際、関税法における包括事前審査制度を含め、既存の承認事業者については、改正後の制度に円滑に移行できるよう配慮すべきである。

(ウ) コンプライアンス優良事業者に対する優遇制度の拡充【平成 19 年度以降継続実施】

貨物セキュリティ管理については、事業者のコンプライアンスと自主管理を基盤とし、コンプライアンスに優れた事業者をできるだけ多く確保していくことが、物流効率化との両立を図る上で不可欠であるとの認識に基づき、コンプライアンスに優れた事業者を認定し、手続の簡素化等のメリットを与える制度を一層拡充すべきである。

具体的には、特定輸出申告制度、簡易申告制度等について、貨物セキュリティ管理と物流効率化の両立を図る観点から、制度利用者の一層の拡大を目指すべきである。そのため、制度見直し後の利用状況を定期的に公表し、制度の利便性向上と事業者のコンプライアンスの充実に向けて、事業者の意見も踏まえ、制度の対象となる事業者の範囲を含め、必要な制度の見直しを継続的に行うべきである。

特に、特定輸出申告制度については、その利用状況が極めて低いまま推移することのないよう、民間への周知徹底を図るとともに、当面、特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を平成 20 年末に 5 割超まで高めていくことを官民の目標とし、取り組むべきである。

(エ) 相互認証を視野に入れた国際連携のための環境整備【平成 19 年度以降継続実施】

我が国からの輸出貨物について、輸入先国において円滑かつ迅速な取り扱いを受けることを当面の最優先課題とし、また、将来的には輸出・輸入両国での貨物セキュリティ管理に関する相互認証を視野に入れて、国際的な相互認証の流れも踏まえ、主要貿易相手国との対話を推進することが必要である。

したがって、貨物セキュリティ管理と物流効率化の両立に関する世界の動向に関し、実態把握のための調査を早急に行うとともに、我が国のコンプライアンス制度を、サプライチェーンの流れに沿って図式化し、これらをベースに、政府間対話の進捗等も踏まえ、将来の貨物セキュリティ管理に関する国際連携に向けて、国際的な相互認証を行い易いよう、WCOにおけるガイドラインなどとの国際的な整合性を確保した我が国のコンプライアンス制度の充実、貨物セキュリティの確保等を官民で検討すべきである。

ウ 原産地規則・原産地証明発給制度の再設計

原産地規則は、貿易取引される商品が原産品であることを確定するためのルールである。また、原産地証明書とは、貿易取引される商品が原産品であることを証明する書類のことを指す。これら原産地規則及び原産地証明書発給制度は、貿易関係手続きの一環として、その発給手続きの簡素化・迅速化は重要な課題である。また、これに加え、近年、各国がその推進に力を入れている経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）に基づき、輸入者が特惠関税を得るために提出が必要となる特惠原産地証明制度において、その使い勝手に関する課題が指摘されている。このため、利用者の立場に立った真に利便性の高い原産地規則及び原産地証明発給制度の実現ならびにその運用のため、以下の措置を図るべきである。

（ア）原産地証明発給手続の実態調査【平成 19 年早期に措置】

現行の原産地証明制度について、貿易関係手続の一環としてその発給手続の簡素化・迅速化は重要な課題である。その実現のためには、利用者からの意見も十分に踏まえつつ、使い勝手の良い制度・運用に向けて、現行の原産地証明書発行の大半を占める商工会議所の活動実態について、その利用者を中心に改善要望について広く調査を行い、実態の把握に努めるべきである。

（イ）経済連携協定（EPA）に基づく原産地規則・原産地証明発給制度の在り方の見直し【平成 19 年度以降継続実施】

EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い勝手のよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直すべきである。また、特定原産地規則の統一化・簡素化やコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積

極的に進めるべきである。

高度人材の移入に資する出入国管理制度の見直し

【問題意識】

前身の規制改革・民間開放推進会議（以下、「前身会議」という。）では、我が国の経済・社会における外国人の移入・在留に係る現状を踏まえ、地方公共団体の外国人関連政策を出入国管理政策と並ぶ第2の柱として位置付けて、政府と地方公共団体が一体となって外国人の権利の保障と義務の履行を図るべきだとして、出入国管理・外国人登録・職業安定等、関連する法令や制度の合理化・適正化に向けた検討を行ってきた。加えて、成長力・競争力を強化する観点から、受入れを促進すべき専門的・技術的分野の外国人労働者に係る法令の運用の明確化、活動範囲の見直し、手続きの緩和について検討し、さらに、外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備についても検討を行ってきたところである。

一方、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）においては、成長力・競争力を強化する取組の一環として、「外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める。優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。」とされた。また、「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定）においては、我が国の潜在成長力を高めるための労働市場の抜本的な制度改革や環境整備の一環として、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れや適正な雇用管理の在り方等について検討を進める。」とされたところである。さらに、「外国人材受入問題に関する第二次提言」（2007年3月20日（社）日本経済団体連合会）においては、「多様な価値観・発想力による組織の活性化、国際競争力の強化の観点から、我が国の多くの企業にとってグローバルな人材マーケットから優秀な人材を獲得することが急務となっている」、「労働需給のミスマッチは、若年者、女性、高齢者等の雇用を通じて解消することが重要であるが、求人募集をしても応募者がいない場合も多く、外国人材も含めた人材の確保が考慮されてよい状況が生じている。」として、専門的・技術的分野並びに将来的に労働力不足が見込まれる外国人材の受入の円滑化、外国人研修・技能実習制度の改善、外国人の生活環境の整備等についての具体策が総合的に提案されている。

こうした中、当会議としては、この度の答申を公表するにあたり、前身会議において示された専門的・技術的分野の外国人労働者に係る法令の運用の明確化、活動

範囲の見直し、手続の緩和について、従来の検討を更に深め、その具体的措置、実施時期を示すこととする。なお、規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(平成18年12月25日)において今後の課題であるとして掲げた「外国人介護福祉士の就労制限の緩和」、「現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ」についても、当会議の最終答申までの間、継続して検討を行っていく。

このような考え方は、21世紀の人口減少社会において、我が国経済の安定的成長と拡大を実現させるとともに、国際競争力を強化する観点から、また、国際的な人の移動の問題はもはや一国ではコントロールできないものであるとの認識の下で、我が国もアジアの一員であり、近隣諸国の人材育成・経済開発にも貢献し、21世紀における少子・高齢化を克服するための一助となるような積極的な方向からの検討を目指すものである。

【具体的施策】

ア 「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化【平成19年度以降逐次実施】

現在、専門的知識や技術的能力を有する外国人が我が国において就労可能とされる在留資格の中に、「技術」、「人文知識・国際業務」がある。これらの在留資格においては、自然・人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務につき、大学卒業の学歴(又はこれと同等以上の教育を受けたこと)を有すること、又は、10年以上の実務経験を有することのいずれかが求められている。

このため、例えば、機械工学等の技術者、通訳、工業デザイナー等が典型事例と考えられるほか、留学生が我が国の大学の福祉系学部を卒業したのち、我が国の社会福祉士の国家資格を取得し、在留資格「人文知識・国際業務」に基づく業務について、我が国での就労が許可される場合がある。その他に、該当する業務に必要な学歴又は実務経験を得た上で国際線及びそれに関連する業務に従事する、いわゆる客室乗務員に関しても、同様に「人文知識・国際業務」を得て我が国での就労が許可される場合があり得る。

こうした事例を踏まえ、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図るべきである。

イ 「企業内転勤」における活動範囲の見直し【平成20年度措置】

出入国管理及び難民認定法が外国人に我が国での就労を認める在留資格の1つ

である「企業内転勤」は、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関が外国に有する事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤し、当該事業所において、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の項に掲げられた活動を行うものとされる。

一方で、いわゆる多国籍企業の我が国における活動は、本店所在地が我が国であると外国であるとを問わず多様なものとなっており、「技術」及び「人文知識・国際業務」に掲げられた内容に止まらない現状にあると考えられることに加え、在留資格「企業内転勤」を得て入国する外国人の数は平成 17 年で 4,184 人と、アメリカやイギリスなど対内直接投資残高の多い国との比較において少ないことから、当該資格に係る規制、及びその運用の改善は対内直接投資を促進する側面を有するとも考えられる。

したがって、「対日直接投資促進策の推進について」（平成 15 年 3 月 27 日及び平成 18 年 6 月 20 日対日投資会議決定）において示された、雇用・生活環境の整備の一環として外国人の入国、在留制度を改善して対日直接投資残高の増加に寄与させるとの観点、さらに「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において示された、優れた外国人研究者の招へい・登用を促進するとの観点も踏まえつつ、企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において 1 年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは 3 年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有すること、又は、従事しようとする研究分野において 10 年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有することが必要とされる在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置すべきである。

ウ 高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し【遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置】

我が国の入国管理制度上、外国人が一旦出国することにより、当該外国人に係る各種の上陸許可の効力や付与されていた在留資格・在留期間・地位は消滅するとされるが、出入国管理及び難民認定法第 26 条は、外国人が我が国を出国する前にあらかじめ再入国許可を得た場合には、再び我が国に入国するに当たって査証を不要とし、再入国した時点でも出国以前の在留資格及び在留期間が継続すると規定している。

しかしながら、専門的・技術的分野の外国人労働者は、我が国に在留することが許可された後であっても、外国へ出張や送出し国への一時帰国の機会が少なくない。その都度、地方入国管理局に申請して許可を得る必要があることは、高度人材の円滑な移動を妨げている面があるとの指摘がある。

したがって、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格ごとの特性なども踏まえつつ、再入国許可制度の見直しについて措置すべきである。

(2) 基準認証、法務、資格

【問題意識】

資格制度全般においては、業務独占資格の見直しによる競争の活性化、必置資格の見直しによる企業のコスト低減化、法曹人口の拡大等、国民の利便性の向上を図るべく見直しを推進しているところではあるが、いまだ見直しの要望が強い資格制度も存在する。

特に業務独占資格については、業務を行うことができる者が限定されており、競争原理が働きにくい環境にあることから、業務独占資格者の質の確保・向上や資格者の職歴や懲罰等の情報の開示等が社会的に求められているといえる。

また近年、厳格な法的規律に服すべき資格者が、それに違反し、多くの国民の安全・財産等が危険にさらされる事態が発生しており、資格制度に対する国民の信頼を損ねる結果となっていることから、不祥事案を抑止するとともに、資格者の提供するサービスの利用者である国民に注意を喚起することによって不測の損害を被ることを防止する観点から、懲戒処分 of 適正な実施も重要である。弁護士以外の業務独占資格においては、資格者はその行った法律違反を含め不適切な行為に対して、所管大臣等から懲戒処分を受けることになっている。しかしながら、懲戒処分に当たっては、処分を行う基準等が明確でなかったり、資格によってはこれまで極端に処分実績が少ないものもあるなど、適正に処分が行われてきたことに疑念を抱かざるをえない部分もある。また、処分の内容については、官報等で公表することとされていない資格もある。

そこで、懲戒処分の基準を明確にすることや不適正な行為を行った資格者に対して懲戒等の処分が厳格に行われるべきこと、処分等の対象となった者の氏名、行為や処分の内容等の広範な手段による公表は、資格者の倫理観・責任感を維持する観点からも当然であり、厳格かつ適正な処分により、他の資格者の不適切な行為に対する抑止力となると考えられるため、まずこれらを実行することが必要である。

したがって本答申においては、基準認証・法務・資格分野のうち、特に資格分野について、資格者に対する法的規律の維持・回復及び、資格制度における利便性の向上が共に国民生活の向上に資するものであるという観点から、懲戒処分等の適正な実施や資格者に関する情報開示等の項目を取り上げ、検討を行った。

また、法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされている。法曹に求められる資質は、今後ますます多様で、高度なものになると

見込まれるが、国民が利用しやすい司法制度の確立のため法曹に携わる素養のあるものを可能な限り多く、資格者として社会に送り出していく観点から、あるべき法曹人口について、3,000人という数字に囚われず、社会的要請等を十分に勘案しながら法曹資格者の増大により、このような要請に応えていくべきである。その際には、司法試験に合格し、司法修習を経ることで法曹としての実務に必要な能力を習得した人材を社会に送り出し、そのうえで職業人として成長するのは、OJT (on The Job Training) による実務の場であり、かつ、市場での淘汰を経て完成されるものであるという観点が必要である。そのためには、チェック機能をマーケットに委ねられるよう必要多数の資格者を社会に送り出し、競争的環境を作り出すべきである。これにより、併せて法曹資格者が必ず法曹職に就かねばならないというドグマからの脱却を図り、リーガルマインドを持つ人材が多様な職業に就く素地も生み出すことができる。一方、法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘引する最も効果的な手段としての司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう選択科目の追加・削除を検討するとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

また、予備試験の制度設計について、予備試験は試験という「点」によるチェックしかないため、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として位置づけられる法科大学院における教育との違いに留意しつつ慎重に進めるべきとの意見がある。一方、法科大学院の場合にも、その教育内容を十分に履修しているかどうかを判断するには、ある時点でのチェックという方式しかなく、結局評価については「点」によるものとならざるを得ないという意見もある。したがって予備試験の制度設計においては法科大学院のプロセス教育の趣旨も踏まえつつ、それを無条件に尊重しすぎるものがないよう留意する必要がある。

さらに、業務サービスの質的向上のためには、その担い手の増加等を通じた競争の活性化が重要であると考えられる。このため多様な主体による法律相談の実現を含めた隣接職種資格者への業務開放等、各種業務分野における競争の活性化により、国民が多様なレベルの業務サービスの選択と享受ができるようになることが必要である。

これらの課題についても、以上のような問題意識を踏まえて今後検討していくこととする。

【具体的施策】

資格制度全般

ア 懲戒処分等の適正な実施【平成 19 年度措置】

業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及びその公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等（根拠法令、通知を含む）で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供するべきである。

また、懲戒理由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行い、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表するべきである。

イ 資格者に関する実務実績等の情報開示の推進【平成 19 年度検討、結論】

業務独占資格については、業務を行うことができる者が限定されており、競争原理が働きにくい環境にある。また、サービスの享受者である国民は、現在のところ業務を依頼する際に、資格者に関する得意分野やこれまでの業績などの情報を入手することが難しく、どの資格者に依頼するのが良いか選択するための判断材料が不十分な状況にある。

今回調査を行った業務独占資格のうち事務系の資格（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士）については、国民への影響度を考慮すれば、その情報公開への社会的要請は特に強いものとする。

そのため、主管省庁は、業務独占資格の上記事務系資格に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備するべきである。

法曹人口の拡大等

ア 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を前倒ししてこれを達成することを検討するとともに、その達成後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的要請等を十分に勘案して、更なる増大について検討を行うべきである。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努

めるべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

イ 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努めるべきである。その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施すべきであり、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行ったうえでその結果を速やかに公表すべきである。【平成 19 年度一部措置、以降継続的に実施】

ウ 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表すべきである。また、今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟な検討がされるべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

エ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定すべきである。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行うべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。【平成 19 年度以降逐次検討・実施】

(3) 競争政策・金融分野

【問題意識】

我が国の経済・社会の活性化のためには、競争政策の推進が一層重要な課題となっている。規制改革の推進はルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済・社会を実現していくという点で競争政策と同一の目標を有し、規制改革の推進と競争政策の強化は、我が国経済社会の構造改革を進めていく上で、車の両輪であると考えられる。

今後とも規制改革の推進において、競争政策が果たす役割は引き続き重要なものであり、競争政策の基本法である独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））のエンフォースメント及びそれを支える公正取引委員会の体制の見直し・強化について、引き続き積極的に取組を進めていくことが必要である。

また、企業活動の国際化の進展や情報通信分野の技術進歩に支えられた消費者向けEコマース市場等の拡大など、経済・社会を巡る環境の変化に対しては、競争政策を推進する上で必要となる規制の在り方を迅速に検討し、対応していくことが不可欠である。競争法の代表である独占禁止法をはじめ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）などの各競争法や各ガイドラインについても、環境変化に迅速な対応を行い、必要な規制の見直しを進めていくべきである。

さらに、競争政策の担い手は独占禁止法をはじめとする各競争法や公正取引委員会だけでなく、各事業法及びその事業所管官庁も重要な競争政策の担い手である。したがって、競争秩序の維持を図る観点から、公正取引委員会は各事業法を所管する官庁と密接な連絡調整を図るとともに、適切な役割分担の在り方について検討を深め、必要な見直しを行っていくべきである。

なお、公正取引委員会は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）を改正し、総付景品の最高額を2倍に引き上げたところである（平成19年3月7日施行）が、諸外国においては、米国、イギリス、カナダ及びオーストラリアでは規制は行われておらず、また、ドイツにおいては近年、規制の廃止を行ったという状況にあることも踏まえ、時代に即した総付景品規制の在り方について引き続き検討すべきである。

次に、我が国の経済・社会の活性化のためには、金融分野においても取り巻く様々な環境変化に対応していくことが求められている。

1996年11月に始まった金融ビッグバンから10年が経過し、数多くの規制緩和等が

金融分野において進められてきた。しかしながら、我が国の経済・社会の活性化のためには、より一層の金融分野の規制改革を進めていくことが求められている。

このような観点から、金融分野については、引き続き伝統的な間接金融から市場型間接金融へと軸足を移して、貯蓄から投資へという流れを促進し、成長産業・企業に資金が円滑に流れる構造を構築していくことが必要である。

我が国の経済・社会の活性化に向けた金融分野の規制改革については、以下の視点及び方向性が考えられる。

第一に、金融機能に着目したシステムの構築である。経営の健全性などの要件を満たした金融機関については、金融サービス利用者の利便性の向上のため、業態の枠にとらわれずに横断的な金融サービスの提供を可能にする必要がある。その際、個々の金融機関においては、業務の多様化・複雑化に対応して総合的なリスク管理が求められるようになってきており、そのような状況の下では、伝統的な他業禁止という考え方は適切とは言えなくなっている。これに代えて、各類型の金融機関の業務の在り方という観点から、その業務範囲に関する規制の見直しがなされるべきである。さらに、金融商品取引法の見直しを引き続き検討するとともに、公的金融機関と民間金融機関の在り方、協同組織金融機関と株式会社銀行の在り方、保険と各種共済の在り方等についても、経済社会に果たす機能面に着目し、制度の現代化及び競争上のルールを平等にする観点等から、必要な見直しを進めていくべきである。

第二に、経済的実質に即した金融業法の再構築である。業法の実効性を高める観点からは、業法のルールを私法上の概念への依存から解放し、経済的実質を一層重視したものにするといった業法の法制を展望する必要がある。例えば、私法上の契約の締結の有無であるとか、株式会社・組合・信託といった私法上の組織形態に関する法形式、あるいは代理・取次ぎ・媒介等といった取引に関する私法上の法形式にとらわれず、経済的実質に即して業法を再構築することが求められており、必要な規制の見直しを進めていくべきである。

第三に、金融市場のルールの明確化である。市場のルールについて、経済法規は行為の「形式」で判断するのではなく、経済的実質を一層重視したものとすべきであるが、一方で、市場参加者にとってルールの明確さと公正さは重要であり、その観点から明確化を図っていく必要がある。「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、市場ルールを明確化するためには、ルールの適用に関する予見可能性を高めることが重要であり、引き続き必要な規制の見直しを進めていくべきである。

第四に、金融市場におけるエンフォースメント（ルールの実効性の確保）の強化である。不公正取引や粉飾決算といった市場におけるルール違反に対しては、厳格な対処が必要であり、こうした違反に対するエンフォースメントの一層の強化が望まれている。不公正取引や粉飾決算等のディスクロージャー違反といったルール違反が次々

と明るみに出てくる現状においては、私人によるエンフォースメント（金融商品取引法や金融商品販売法等の規定に基づく私人による損害賠償請求訴訟等）も次第に注目されつつあるが、同時に、刑事告発に至らない事案について、行政上の措置である課徴金制度の運用を強化することにより、エンフォースメントの実効性を向上させ、ルール違反の抑止力を高めるべきである。例えば、相場操作やインサイダー取引など資本市場における不公正な取引に対しては、一層のエンフォースメントの強化を図るべきである。

第五に、技術革新・国際金融動向への制度対応である。情報通信分野を始めとする技術の進歩や国際金融市場の変化はかつてない速度で進んでいるが、それへの対応は、我が国経済活動にかかわる法的インフラを現在の環境に沿うように現代化するもので、我が国の法制度を世界に遜色のないものにするために不可欠な改革である。金融分野においても、利用者保護にも十分留意しつつ、変化の速度に遅れることなく、必要な検討を進めるべきである。

最後に、金融規制の柔構造化である。年々、金融商品並びに金融取引の高度化・多様化が進む中で、金融規制については各商品の経済的性質や各取引の実態に応じた柔軟な規制を施す必要がある。まず、一般の金融サービス利用者と機関投資家等の専門性を備えた者とを分けて、プロ向けの規制とアマ向けの規制を区分していくべきである。その際、アマ向けについては単に弱者保護という視点から規制を設けることなく、金融取引を促進するために、各取引主体の機会平等が事前確保される取引環境の整備という視点で考えることが重要である。次に、金融機関の自主的な取組を促進し、新たな金融商品及び取引手法にも対応可能なプリンシプル・ベースの規制・監督手法も有効に活用し、明確なルールに基づくルール・ベースの規制・監督手法と相互補完的に運用していく必要がある。また、金融規制の柔構造化に向けて、自主規制機能の望ましい在り方についても、今後検討を進めていく必要がある。

以上のような問題意識に基づき、今回の答申では、銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の問題を検討課題に取り上げるとともに、金融市場の国際競争力向上及び利用者の利便性向上等に向けて、規制改革・民間開放推進会議等において、これまでに答申された事項のフォローアップ、これまでの規制改革・民間開放集中受付月間において、民間事業者等から提出された個別金融分野ごとの規制改革要望の実現に向けた検討について取組を行った。

その結果、競争政策及び金融分野については、以下の具体的施策に掲げる項目について、結論を得ることとなった。

【具体的施策】

競争政策分野

ア 企業結合に係る届出制度の見直し【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論】

企業結合審査に要する資料の提出については、膨大であるとまでは言えないものの、当事会社に対し一定の負担を強いるものとなっている。

したがって、企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行うべきである。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得るべきである。

イ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等【平成 19 年度措置】

消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきている中、総付景品の提供を過度に規制することは適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害することになりかねないことから、公正取引委員会は、平成 19 年 3 月 7 日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号)を改正し、総付景品の最高額を 2 倍に引き上げたところである(同日施行)。

したがって、今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視すべきである。

金融分野

ア 金融横断分野

(ア) 銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討【平成 19 年度検討】

【問題意識】

我が国では、「金融ビッグバン」構想以降、金融サービスや担い手の多様化を

図るための様々な措置が講じられてきたが、デットとエクイティを組み合わせた総合的な金融サービスの提供や、こうしたサービスの提供を行う金融グループ等が総合的リスク管理を十分に実施するための法整備等に関しては、欧米における動きから遅れており、我が国の金融機関の国際競争力の向上、或いは、外国金融機関等の参加を通じた市場の国際的地位向上等に向けて、引き続き取組を進めていく必要がある。

特に、金融持株会社傘下の銀行と証券会社の間には、発行体向けクロスマーケティング規制、役員兼職規制、顧客非公開情報の授受制限等、欧米に比べて厳格な銀行・証券のファイアーウォール規制が存在しており、我が国の金融グループにおける総合的な金融サービスの提供やグループ全体でのリスク管理、或いは、顧客利便性の更なる向上等において機動的対応の制約要因になっているとの指摘がある。また、外国金融機関等が我が国市場に進出する際、このような本国に存在しない独自の規制に対応するための負担が少なくないとの指摘もあり、諸外国における制度等も参考にしながら、利益相反の防止策や競争政策上必要となる措置等、顧客の保護や一般消費者の利益確保等の観点から必要となる実効性ある規制の在り方にも十分留意しつつ、必要な見直しを行うことについて検討が進められるべきである。

【具体的施策】

金融持株会社傘下の銀行と証券会社の間には、欧米に比べ厳格な銀行・証券のファイアーウォール規制が存在しており、我が国の金融機関における総合的な金融サービスの提供やグループ全体でのリスク管理等において機動的対応の制約要因になっているとの指摘がある。また、こうした規制は我が国企業のグローバルかつ機動的な事業戦略展開にも影響を及ぼしかねない等の指摘がある。

したがって、銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うべきである。

イ 預金取扱金融機関

(ア) 銀行社債と金融債の在り方の見直し【平成 19 年度検討】

平成 13 年度以降、長短分離制度の将来について、また、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間の商品性の違いやイコールフットイングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討が行われてきた。

しかしながら、その後、会社法の施行に伴い、社債について、売り出し発行が認められるなど、銀行社債と金融債の商品性の違いが以前に比して縮小している。他方、完全民営化に向けた移行期の政策金融機関や一部の金融機関では金融債の発行が引き続き認められているという現状がある。

したがって、こうした点を踏まえ、今後の政策金融機関の完全民営化後の姿をめぐる議論や銀行の資金調達ニーズ等も踏まえつつ、銀行社債と金融債の将来的な在り方について検討するべきである。

(イ) 銀行等による証券事故処理のためのいわゆる「事故処理分別口座」保有の解禁【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

証券会社は、特定口座等における証券取引の取り扱いにおいて顧客の注文の執行を誤る等の行為があった場合には、当該行為に係る取引を解消し、または顧客注文の本旨に従った履行をするための処理(「事故処理」)を行うにあたり、顧客の税額計算に影響を与えないために、事故処理のための分別口座における処理が認められており、また当該口座で処理された取引については、取引報告書の交付義務の適用除外などの規定が置かれるなどの措置がなされている。

しかしながら、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録を受けた銀行等(「登録金融機関」)については、このような処理等が認められていない。

したがって、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録を受けた銀行等について、証券会社と同様に事故処理ができるよう検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

(ウ) 銀行等による「ラップ口座」契約締結の代理の容認【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

現在、銀行等は、顧客から要望があった場合「ラップ口座」サービスを提供する証券会社を紹介することや広告等を含めた勧誘は行っているが、契約締結権限はない。

「ラップ口座」を通じた資金運用については、富裕層等を中心としてニーズがあり、現状証券会社に認められている「ラップ口座」の契約締結について、銀行等が代理又は媒介を行うことが認められれば、ワンストップショッピングでの顧客利便性の向上が実現可能である。また、「貯蓄から投資へ」という流れの中、より幅広い顧客層による証券市場へのアクセス機会の増大の観点からも、

極めて有効であると考えられる。

したがって、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえながら、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理・媒介を認めることについて、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

ウ 証券

（ア）証券取引法における「子法人等」の定義の改正【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）における「子法人等」等と「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）などその他の法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨を踏まえつつも均衡を図る観点から、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で規定することについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

（イ）証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 4 条第 1 項が規定する適格機関投資家については、同法の金融商品取引法への改題など、これまでに実施した措置による実情等を評価した上で、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）等に基づく政令・内閣府令等を整備する中で、事業会社の適格機関投資家要件の緩和及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

（ウ）外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

証券取引法の審議過程における議論を踏まえつつ、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有している適格機関投資家に売買を限定する場合や、海外の市場に上場している E T F（Exchange Traded Fund：株価指数連動型投資信託受益証券）に限定する場合など、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条

件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び運用報告書の交付義務の在り方について、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

(エ) 財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和【平成19年度結論、以後速やかに措置】

投資運用を行う業者が、恣意性が入らないよう一定の要件を基に限定的に行うインターナル・クロス取引について、投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意」を得るとの要件を緩和するよう、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

(オ) 赤字・赤字規制の廃止【平成19年度結論、以後速やかに措置】

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、いわゆる赤字・赤字規制を廃止することについて、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)等、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

(カ) 有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成19年度結論、以後速やかに措置】

現在、証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をするのは証券取引法により禁止されており、有価証券購入代金の決済をクレジットカードで行うことに関しては、これに該当するおそれが強いため、現在行われていない。

他方、クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済を認めることによって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性の向上に資する面もある。

したがって、これらを踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18

年法律第 65 号)等に基づき、政令・内閣府令を整備するなかで、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」(金商法第 44 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号、第 66 条の 14 第 1 号ホ)としてどのようなものが考えられるかにつき結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずるべきである。

エ 保険

(ア) 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 20 年度までに措置】

昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。

また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。

保険業法 107 条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社又はその子会社が一般事業会社の議決権を 10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を 10 年間に限り 10%超保有することが認められている。この 10 年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則 56 条に規定するベンチャー企業の範囲を合理的限度で拡大することは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものとも考えられる。

したがって、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業などにまで拡大すべきである。

(イ) 保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成 19 年度措置】

企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効であると考えられる。

現在、保険会社は投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事として

も、保険会社の業務範囲規制の観点から問題ない可能性もある。

また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。

したがって、保険会社の投資顧問契約等の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うにあたり十分な態勢を構築することができるかどうかを確認したうえ、19年度中に認めるべきである。

(ウ) 保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大【平成 19 年度結論】

保険料の収納事務、保険金の支払事務といった「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が併せ行うことができる業務は、保険事故の調査等に特に限定されている。当該子会社については保険会社の固有業務の一部を行うものである以上、他業によるリスクの混入を防ぐため、保険業との親近性が強い業務のみ兼営することが認められるというのが規制の理由である。

他方、近年の企業を取り巻く事業環境は、情報セキュリティを始め高度で多様なリスク管理が求められており、企業に求められる十分なリスク管理体制を整備していくためには、一定の企業規模が必要である。そのためには、保険会社が有する複数の子会社を統合・再編し、一定の規模を持つことが有効な手段となり得る。

また、保険会社本体において証券仲介業は法定他業として認められているものであるが、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社は営むことができない。当該子会社についても証券仲介業を営むことが可能となれば、保険会社にとって経営の効率化を図るための選択肢がより多様化する。

したがって、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社の業務範囲に、保険会社の子会社に認められている従属業務及び金融関連業務のうち現在兼営が認められていない一部業務を追加し、また証券仲介業についても兼営可能業務とすることについて検討し結論を得るべきである。

(エ) 金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し【平成 19 年度結論】

保険会社が付随業務として資金貸付業務の代理や事務の代行を行う場合にお

いては、個別の認可が必要であるが、保険会社においては、資金の貸付が固有業務と位置付けられており、総資産の一定程度の貸付残高を有しているにも関わらず個別の認可が必要とされることは、銀行が行う個別の融資の取次ぎや融資のアレンジャー業務等を機動的に行う上で阻害要因となっている。

したがって、保険会社の経営資源の有効活用及び顧客利便性向上に向けて、保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については認可制の撤廃を含めた見直しについて検討し結論を得るべきである。

オ その他

(ア) サービサー法の見直し【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

債権回収会社（サービサー）は、平成 11 年 2 月の制度の発足以来、不良債権の処理等において大きな役割を果たしている。

現在、不良債権処理における債権回収会社の役割を一層充実させるとともに、債権回収業務の更なる適正化を図る観点から、必要な法令改正を含めた制度改正が検討されているところである。

したがって、上記検討について早期に結論を出すとともに、結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるべきである。

4 再チャレンジ

(1) 雇用・就労分野

【問題意識】

人口減少社会が到来する中、我が国がその活力を維持し、持続的な経済成長を達成していくためには、国民ひとりひとりが意欲を持って能力を発揮できる環境整備が求められる。このためには、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度も再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会の仕組みが必要である。そのような社会の実現においては、例えば、高校中退者、就職氷河期に不本意な就職をした人、子育てが一段落した人、社会人入学によって20代後半以降に卒業した人等にとって、既存の制度がチャレンジの障害となっている場合、その制度を抜本的に見直すことが必要である。

具体的には、資格制度についてはこれまでも、平成11年3月、規制緩和委員会の「規制改革についての第1次見解」による提言に基づき閣議決定された「規制緩和推進3か年計画(改定)」に掲げられた資格制度に関する見直しの基本方針に従い、改革が推進されてきたところであるが、業務独占資格取得に関する学歴要件の規制は、新たな職業にチャレンジする人にとって阻害要因となっている。

また、新卒一括採用・終身雇用制度が重視される雇用システムにおいては、採用時の年齢制限等のため、年齢にかかわらず生き甲斐を持って働くことのできる多様な働き方の機会は依然限られている。能力があっても、非正社員が正社員に中途採用されることは容易でない場合が多い。今国会に提出された雇用対策法の改正案によれば、募集・採用に関し、年齢にかかわらず均等な機会を与えることが義務化される予定であるが、その具体的な内容は省令で定められることとなっており、いくつかの例外規定が置かれることが予想される。

さらには、生活保護制度、あるいはその運用が、必ずしも生活保護層の就労意欲を高めることに繋がっていないという現状がある。例えば、生活保護受給者が就労すると、稼得した賃金のうち就労のために必要とされる費用を超える額は、生活保護給付から減額される。また、就労によって生活保護から脱却できるほどの賃金の場合、生活扶助だけでなく、医療扶助、住宅扶助等も失うこととなり、生活水準が実質的に低下する場合もある。生活保護から脱し、再チャレンジを目指す人の意欲が削がれることのないよう制度の見直しを行うべきである。

こうした再チャレンジの「壁」とも言える規制は、将来に向けて意欲をもって働く機会を狭めるとともに、国全体の豊かさの源泉となる適材適所の雇用を制約する要因

ともなっており、これを取り除くための改革に果敢に取り組むべきである。

学歴・年齢に関わらず、多くの人が希望をもって再チャレンジできる社会に向けた環境整備こそが、今、我が国には求められているのである。

【具体的施策】

理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し【平成 19 年末までに結論】

理容師及び美容師の資格制度においては、近年の科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成 7 年の理容師法及び美容師法の改正により、受験資格について高等学校卒業を要件としたところである。同改正においては、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう、改正附則において、中学校卒業者であって、厚生労働省令に定める要件に該当する者にあつては、当分の間、受験資格を認めることとされている。

同改正は平成 10 年に施行され、新たな試験が平成 12 年に実施されてから 7 年が経過していることから、中学校卒業者に対して、厚生労働省令に定める講習課程について、法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討すべきである。

また、理容師及び美容師資格については、現在でも中学校卒業者が取得可能資格であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知すべきである。

国家公務員の採用年齢等の見直し

国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)にあるとおり、存続すべき理由があるものを除き撤廃する方向で検討を行い、速やかに結論を得る、とされている。これについて、人事院では、平成 17 年人事院勧告時報告において、新規学卒者を中心に採用を行い部内育成を図る仕組みは今後とも必要と考えられるため、現行採用試験の受験年齢制限は撤廃すべきでないとしている。

さらに、今後、年齢にかかわらず民間人材の採用を推進していくためには、各府省が人材確保の必要に応じて行う選考採用の活用を図ることが適切であり、そのために、求める能力・経歴等を明らかにして積極的に公募を行うとともに、応募者の能力・経歴を適切に評価し、ふさわしい職務付与を行う新たな仕組み(経験者採用システム)を早急に整備する旨を表明している。

しかしながら、現行採用試験の受験年齢制限を撤廃しないまでも、年齢上限の引

き上げを検討すべきである。現行の採用試験の年齢上限は 種試験で 29 歳未満、種では 21 歳未満となっており、社会人入学した大学から 30 歳を過ぎて卒業した人、職業経験、或いは、求められる経歴が無くとも、国家公務員として働く意欲がある人、例えば、子育てが一段落した人、就職氷河期に不本意な就職をした人等にとって、受験機会は閉ざされている。

したがって、再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験（種・種）の受験年齢上限を引き上げることとし、具体的な仕組みについて本年末までに結論を得るべきである。**【平成 19 年末までに結論、平成 20 年度実施の試験より措置】**

また、平成 19 年度より、種相当を対象とした国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）が導入されたところであるが、当該選考試験の年齢要件は 29 歳以上 40 歳未満となっており、また、初年度の予定採用者数も 150 名程度である。

初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、来年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行うべきである。**【平成 19 年度結論、平成 20 年度実施の試験より措置】**

5 地域活性化

【問題意識】

農業分野については、当会議の前身である規制改革・民間開放推進会議において、意欲と能力ある農業経営者が創意工夫を発揮し、自由に競争できる環境を整備すること、農業の活性化や産業としての自立、競争力の向上を目指すため、イノベーションの創出や新たなビジネスモデルの出現を促すことの2つの視点から農業改革の必要性を訴えた。

具体的には、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)において、次のとおり具体的施策を提言しているが、これについて引き続きフォローアップを行い、所管省庁に対して確実な実施を求めていく必要がある。

認定農業者制度の見直し

- ・ 農業経営の発展に資する業態に対する支援【平成19年度措置】
- ・ 認定農業者制度の運用改善【平成19年度措置】

農地の所有と利用の分離

- ・ 農地政策全般の再構築に係る検証・検討【平成19年度検討開始】
- ・ 農地の長期安定利用スキームの設定【平成19年度措置】 等

農業委員会の在り方の見直し

- ・ 権限行使における判断の統一化【平成19年度措置】
- ・ 委員構成の見直し【平成19年度措置】

農協経営の透明化・健全化

- ・ 農協の不正取引方法等への対応強化【平成19年度措置】
- ・ 農協経営の透明化に向けたディスクロージャーの改善【平成19年度措置】
- ・ 中央会監査の在り方についての検討【平成19年度検討開始】 等

農業分野における銀行等の民間金融機関の参入促進

- ・ 多角的農業経営者等への中小企業信用保険の在り方に関する検討【平成19年検討、平成20年度結論】
- ・ 農業信用保証保険制度の対象融資機関の拡大【平成19年度検討・結論、引き続き措置】 等

農業共済制度の見直し

- ・ 栽培管理能力等に応じた掛金の設定【平成19年度措置】
- ・ 選択の自由度の向上【平成19年度措置】 等

農薬の登録、肥料の銘柄登録、品種の登録、原原種生産の見直し

- ・ 農薬の登録に要する期間の短縮、農薬の適用病害虫の適用拡大【平成 18 年度検討開始、平成 19 年度措置】
- ・ 普通肥料のうち可能なものは更新期間を 6 年に延長【平成 19 年度措置】
- ・ 品種登録業務の民間開放の推進【平成 19 年度措置】 等
創業・事業拡大等への支援
- ・ 創業支援融資制度の充実【平成 19 年度措置】
- ・ 中小企業政策との連携【平成 19 年度措置】 等

当会議においては、こうした改革の視点を継承し、法制度の見直しはもとより、制度の運用の実態を踏まえ、農業改革全般についての審議を深め、実効性のある提言を行い、着実な改革の前進を図っていくことが重要である。

このような認識の下、本年度前半においては、農業経営者自らが行う消費者ニーズやマーケットニーズに対応した商品開発や付加価値の向上を促進すべく、米の育種開発や成分・品種表示についての検討を行うとともに、農業経営者の経営基盤である農地の基盤整備や農業金融の円滑化などについての検討を行った。

今後は、農業政策全般に関する競争環境の整備、農地政策の再構築、農協改革など農業改革の根幹について検討を行うとともに、農業経営・農業生産本位のサポートの充実や、異業種からの農業参入や民間企業の品種開発への参入などの促進策を検討し、農業がより活性化し、より競争力のある開かれた産業へと変革するための規制改革を強力かつスピーディに進めていくことが重要と考える。

併せて、林業及び漁業についても構造改革の推進や参入規制の緩和などについて検討をすることが必要と考える。

また、地域産業振興分野については、地域の現場の具体的な要望に基づき、地方の産業・観光振興等に向けた阻害要因の見直しについての検討を行った。産業・観光振興等の地域活性化のためには、制度的障害があれば取り除き、必要不可欠な支援を早期かつ効果的に実施することが重要であり、国としてもそれを支援していく方針を打ち出している。今後、当会議においても産業・観光振興分野を重点分野と位置付け、引き続き地域の現場の具体的な要望・ニーズの把握を積極的に行い、地域の実情に応じた創意工夫が十分発揮できる基盤整備に向けて取組を強化していく方針である。

さらに、国と地方分野については、「真の地方分権型社会」の実現に向けて、「三位一体の改革」を始めとする様々な取組が多方面において行われてきているが、当会議においても、「国から地方へ」という構造改革の基本方針の下、地方公共団体などからの具体的なニーズに基づき検討を行った。これらの国と地方の規制について、従来より、地方公共団体独自の規制の見直しなど合理化を求める要望が多数寄せられており、引き続き検討を深めていくことが必要と考える。

(1) 農林水産業分野

生鮮食品の栄養成分の表示について

【問題意識】

現在、通常の米の栄養成分と比較し、カロリーが低く、また、タンパク質の吸収率が低いなどの特徴を持つ機能性米の開発が進んでいる。この機能性米については、消費者サイドにおいては、生活習慣病に対する食事療法として有効であるとの指摘があり、生産者サイドにおいては、消費者やマーケットから求められる米作りという攻めの農業経営を展開するための新たな付加価値商品として期待されているものである。

この機能性米について消費者の理解を深めるためには、栄養成分の表示が重要となるが、米などの生鮮食品の栄養成分の表示については、食品の栄養成分の量や熱量に関する表示についての内容や方法を定めている健康増進法第31条に基づく「栄養表示基準」(厚生労働省告示)の対象外とされており、特段栄養成分に関する表示規制はないものの、表示に関する基準や定めがないことにより、栄養成分の表示をしてはならないものとの誤解を招いている。

このような誤解により、現在のところ、栄養成分を表示した生鮮食品は普及しておらず、消費者の認知も進んでいない。このことは、機能性米を求める生活習慣病などの患者と機能性米の生産を行う農業経営者の間に、ほとんど接点がないと言っても過言ではなく、消費者の選択の幅を広げることや、農業経営者の新たな事業展開を妨げている。機能性米について栄養成分を表示することだけでも、新たな市場の創造が大いに期待できることから、生鮮食品の栄養成分表示を求める農業経営者に表示を行う道を開いていくことが必要である。

【具体的施策】

ア 生鮮食品の栄養成分の表示に向けた取組への支援【平成19年中措置】

生鮮食品については、農業経営者などにおいて栄養成分を表示してはならないとの誤解が生じているが、表示と実際の栄養成分の内容が一致していることを前提に、カロリーやタンパク質の吸収率などの栄養成分を表示することが可能である。

したがって、生鮮食品の栄養成分の表示も可能である旨を、関係省庁が連携し、

農業経営者などに広く周知すべきである。

併せて、栄養成分の表示方法について、それを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、参考となる表示方法なども公表すべきである。

イ 生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けた取組支援【平成 19 年度中措置】

生鮮食品については、健康増進法第 26 条に規定する特定保健用食品などの特別用途食品の許可の対象から除外されるものではないが、生鮮食品における許可実績はない。生鮮食品は、栄養成分が自然や生産地による影響を受けるといった特徴を持っていることから、栄養成分に係る製品品質や安定性の確保が必要と考えられる。

したがって、生鮮食品の特定保健用食品などの特別用途食品の許可取得に向けて、食品としてそれを希望する消費者の理解を深め、それに取り組む農業経営者を支援するため、関係省庁が連携し、特別用途食品の表示許可の前提となる有効性・安全性が科学的に担保されるよう、生産段階において、どのように栄養成分に係る製品品質や安定性の確保を図るかなどについて検討を行い、参考となる考え方や生産方法などの情報を農業経営者などに広く周知すべきである。

ウ 特別用途食品の表示制度の見直し【平成 19 年度検討・結論、引き続き措置】

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。

これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がされている。

しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、または加工用途に用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。

ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。

したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品（病者用食品）ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質（通常の米の％）」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討するべきである。

米の品種等の表示について

【問題意識】

現在、米の品種表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 13 に基づく「玄米及び精米品質表示基準」（農林水産省告示）において、農産物検査法第 3 条及び第 5 条に基づく品位等検査を受け証明を受けた米についてのみ、品種、産地、産年の表示ができることとなっている。

この農産物検査法の品位等検査については、同法第 11 条において農林水産大臣が定める規格に基づいて行うこととされているが、農林水産大臣が定める「農産物規格規程」（農林水産省告示）においては、産地品種銘柄を各都道府県ごとに設定していることから、栽培した都道府県で産地品種銘柄とされていない品種については、農産物検査において品種を証明できないため、その品種等の表示ができないこととなっている。

しかしながら、米の生産、流通、販売等の形態が多様化する中、品種等の表示をするにあたって、農産物検査を必ず受けなければならないという現制度については、DNA 鑑定などの活用を含めて改善等を求める意見が様々ある。

また、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据えた場合、従来の品種、産地、産年といった表示方法ではなく、技術力のある生産者・生産法人名やブランド名などを表示し、品種や産地に価値を求めずに販売促進を図る経営展開も十分に考えられる。今後の米の消費拡大に向け、米の新たな魅力や可能性を引き出すためにも、農産物検査を前提とした表示制度については、見直しを行うことが重要である。

【具体的施策】

ア 表示制度の見直し【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

米の品種等の表示については、現在、産地品種銘柄かどうかによらず、DNA 鑑定等の農産物検査以外の根拠をもって表示することを可能とするかどうかを含

めた「玄米及び精米品質表示基準」の見直しについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討されているが、単に農産物検査以外の根拠をもって品種表示が可能か否かだけの検討ではなく、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据え、魅力ある商品開発を可能とする観点からも検討を行い、結論を得るべきである。

奨励品種制度など品種開発に関する諸制度について

【問題意識】

奨励品種制度とは、主要農作物種子法第8条に基づき、主要農作物の品種について、都道府県ごとに品種を指定し、販売を奨励する制度であり、その生産については、都道府県が原種を管理し、都道府県の指定した採種ほ場で生産を行うものである。

現在、この制度においては、民間企業が育成した品種について、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされており、また、その生産においても、都道府県に対しほ場の申請を行い指定を受けることで、民間企業の採種ほ場における生産が可能となっている。

しかしながら、これまでの稲等の品種開発が、主に独立行政法人や都道府県などの公的機関により行われてきた経緯から、公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めており、いまだ民間の参入が進んでいないのが現状である。

この理由として、従来から品種開発に取り組んでいる公的機関と後発的に品種開発に取り組んだ民間企業においては、品種開発力に差があるということが挙げられるが、例えば民間企業の商品開発力が公的機関に劣っていても、顧客ニーズ等の情報収集力やマーケット動向への対応力においては、民間企業の方が優れていることは十分に考えられる。

今後、国内消費の拡大や輸出拡大に向けて、国際的にも競争力のある農産物の開発が求められる状況にあることから、公的機関において品種開発がなされている現状から、民間企業の創意工夫がより発揮できるよう、「民でできることは民へ」促していく必要がある。

【具体的施策】

ア 民間企業の育成品種の普及促進【平成19年中措置】

奨励品種制度については、民間企業が育成した品種について、優良なものは積

極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対して指導がなされているが、いまだ公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めていることから、国際競争力のある品種開発を促進するためにも、単に参入機会を与えるだけでなく、実質的に参入が可能となるよう促していく必要がある。

したがって、都道府県に対して民間企業の創意工夫をより発揮させる観点から、民間企業の育成品種が奨励品種として積極的に採用されるよう、改めて効果のある措置を講じるべきである。

品種登録について

【問題意識】

品種登録については、知的財産の保護を強化する観点から、「知的財産推進計画2006」(知的財産戦略本部)において、2008年度までに平均審査期間を2.5年に短縮する旨の決定がなされている。

しかしながら、品種開発を行う民間企業から見ると、2.5年に審査期間を短縮したとしても、依然として審査期間は長期であると捉えられている。消費者やマーケットの需要に対応した育種・生産が求められており、それに対応できる農業経営への展開が必要となっており、今後も更なる審査期間の短縮を図る必要がある。

【具体的施策】

ア 審査期間の短縮【平成19年度措置】

米、麦、大豆の品種開発は、主に独立行政法人や都道府県などの公的機関により行われており、民間参入が進んでおらず、品種開発を行う民間企業は少数に止まっているのが現状である。

公的機関と民間企業の品種開発を比較した場合、公的機関は公費、民間企業は自社の研究開発費でもって開発コストを賄っているため、公的機関と民間企業では、コスト概念が大きく異なる状況にある。さらに依然として公的機関の品種開発が主となっていることから、公的機関の販売価格が実質の標準価格となっており、民間企業のコストに基づく価格設定・コスト回収が困難となるなど、品種開発や新規参入の促進を阻害する要因にもなっていると看做しても過言ではない。

品種登録に要する審査期間については、これまでも短縮化が図られているが、引き続き、審査期間を平成20年度までに2.5年に短縮するという目標達成に向けた取組を着実に推進するとともに、更なる審査期間の短縮に努めるべきである。

生産調整カウントとなる加工用米の取扱いについて

【問題意識】

加工用米については、生産調整方針の運用に関する要領（農林水産省総合食料局長通知）において、加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実に認められることなどが行われていれば、生産調整カウントとして認められることとなっている。また、農業経営者が自ら加工用米の販売先を開拓した販売契約についても、生産調整カウントとして認められることとなっている。

しかしながら、農業経営者より、実際に農業現場においては、生産調整方針の運用に関する要領に則した運用がなされておらず、要領の趣旨を歪めた運用がなされているとの指摘がある。

【具体的施策】

ア 生産調整カウントとなる加工用米の取扱いの適正化【平成 19 年中措置】

農業現場においては、生産調整カウントとして認められる加工用米について、加工用米の出荷先は既存の集荷団体に限定される、また、農業経営者自らが加工用米の販売先を開拓した販売契約については、生産調整カウントとして認められないといった誤解が生じており、生産調整方針の運用に関する要領において定められた運用と異なる運用がなされているとの指摘がある。

したがって、農業経営者の創意工夫を活かした経営発展を促進するためにも、農業現場において、このような誤解が生じないように、また、適切な運用がなされるよう、改めて周知徹底すべきである。

地域水田農業推進協議会における透明性の確保について

【問題意識】

地域水田農業推進協議会とは、米政策改革基本要綱（農林水産事務次官依命通知）に基づく、地域の行政や農業者団体等の関係機関を構成員として、地域の水田農業のビジョンの実現に向けた各種取組について調整する第三者的な組織である。この協議会では、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、地域水田農業ビジョンの点検・見直し、生産調整全体について配分ルールの設定等について、

客観的・透明性のある公正な議論を行い決定することとされているが、農業経営者より実質的な議論がなされているのかという指摘がある。

【具体的施策】

ア 地域水田農業推進協議会における運営改善、決定過程の透明性の確保【平成 19 年中措置】

地域水田農業推進協議会については、当該地域の全ての認定方針作成者が実効ある形で参画し、客観的・透明性のある公正な議論が行われることが求められているが、地域においては、一部の認定方針作成者に開催日時が通知されない、一部の認定方針作成者の出席が認められない、また、幹事会や協議会の一部の構成員によって配分ルールなどが決定されるとの運用がなされているとの指摘がある。

したがって、協議会が本来の目的に沿った役割を果たし、そこでの議論が客観的でありかつ透明性のあるものにするためにも、協議会の運営が適切になされるとともに、協議会でなされた議論について、幹事会も含めて議事録の作成・公開がなされるよう、必要な措置を講ずるべきである。

区画整理、基盤整備事業の見直しについて

【問題意識】

区画整理、基盤整備事業の形状及び規模の決定に当たっては、立地条件、農作業条件、水利条件、社会経済条件等を勘案の上、各地区の実情に応じて決定されることとなっている。また、その決定においては、原則として事業参加資格者の 2/3 以上の同意を得ることが条件となっている。

しかしながら、能力と意欲のある農業経営者と、個々の生産者の力を集結させることによって経営として成り立たせようとする集落営農組織では、求める区画整理・基盤整備の形状や規模が異なることから、事業参加資格者の同意を得ることが困難な状況にあることも考えられる。

このため、能力と意欲のある農業経営者を育成するためには、地域全体を対象区域とした事業とするよりも、当該農業経営者の規模拡大意欲を優先し、対象区域を限定して事業を実施した方が、結果的に区画整理、基盤整備事業の投資効果が向上する場合もあることも考えられる。

区画整理、基盤整備事業については、従来の取組により農作業の効率化、生産コストの削減など一定の成果があったことは認めるものの、今後、能力と意欲ある農

業経営者の利用集積や規模拡大を支援するという観点から更なる推進を図っていく必要がある。

【具体的施策】

ア 意欲ある農業経営者の支援に向けた区画整理、基盤整備事業の推進【平成 19 年度措置】

能力と意欲のある農業経営者が、規模拡大や利用集積などの区画整理、基盤整備を希望し、該当農地の周辺関係者の同意が得られる場合には、意欲ある農業経営者と該当農地の周辺関係者が所有する農地等に区域を限定した区画整理、基盤整備事業の実施を推進すべきである。

具体的には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による支援が受けられることとなっており、意欲のある農業経営者とそれに同意する生産者がこうした仕組みを利用して事業が実施できるよう、積極的に広く周知し、その推進を図るべきである。

農業金融の円滑化について

【問題意識】

農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知）に基づき、認定農業者の運転資金の調達を支援することを目的とした低利の制度融資であり、認定農業者がスーパー S 資金を融資機関から借り入れる際には、都道府県農業信用基金協会の保証を利用することができることとなっているが、この都道府県農業信用基金協会の保証引受に際し、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱上、営農指導は要件となっていないにも関わらず、実態として、融資機関が営農指導を行えるかどうかを求め、農協以外の民間金融機関から借り入れようとした場合において保証利用ができず、スーパー S 資金が借りられないといった批判がある。

また、農業は収益性が低い上に、天候に左右されるなど特有のリスクが存在しており、そのリスク評価が困難と言われている。他方、経営として農業を捉え、生産活動のみならず、集荷・販売活動まで経営範囲を拡大している農業経営者も増加しており、経営範囲の拡大に伴う資金調達ニーズも高まっている。農業金融の円滑化は、能力と意欲のある農業経営者にとって喫緊の課題であり、更なる支援策を講じていく必要がある。

【具体的施策】

ア 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の取扱いの適正化【平成19年中措置】

スーパーS資金の取扱いについて、地域の農業信用基金協会の考え方や保証引受の審査を担う担当者に誤解が生じていることも考えられることから、本来の制度目的に沿った取扱いがなされるよう、改めて必要な措置を講ずるべきである。

イ 知的財産や農業動産を担保とした新たな資金調達手法の検討及びその公表【平成19年度措置】

農業金融の円滑化に向けては、農業特有の知的財産・動産及び新たなビジネスモデルの活用も今後重要になると考えられる。

農林水産省においては、金融機関（農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関）、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、新たな資金調達方法、担保評価方法、債権管理方法等を検討しているところである。

農業経営者にとって、農業金融の円滑化は喫緊の課題であることは言うまでもない。このため、現在、上記検討会で行われている農業金融の円滑化に向けた検討を踏まえ、新たな資金調達手法の内容、具体的事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行うべきである。

農協経営の健全化・透明化について

【問題意識】

農協が組合員に行う情報開示については、組合員が農協経営に参画するに当たって、農協の事業全般・経営全般に関する情報を適切に判断できるよう、的確な情報開示が求められており、また、過去に幾度となく的確に開示するよう指導されているが、いまだ組合員からは、情報開示が進んでいないとの指摘が多い。

【具体的施策】

ア 組合員に対する的確な情報開示の実施【平成19年中措置】

これまで、農業協同組合制度の所管官庁である農林水産省が、幾度となく的確

な情報開示を行うべきと指導していることについては一定の評価がなされるものの、現在制度的に義務付けられている情報開示の仕組みや自主開示の促進などの指導が今一度、改めて農協及び組合員に周知徹底されるよう必要な措置を講ずるべきである。

(2) 地域産業振興、国と地方分野

地域産業振興の促進について

【具体的施策】

ア 食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用【平成 19 年度措置】

各地方公共団体においては、食品衛生法第 51 条に基づき、条例により、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設の基準を定めることとなっている。

これについては、同法第 52 条に基づく営業許可に係る許可条件となっているが、厚生労働省が示した「営業施設基準の準則」において、知事が公衆衛生上支障がないと認めた事項については「しんしゃく」することが可能であるとされている。

しかし、地方公共団体においては、当該運用が柔軟に機能しているとは言い難い事例がある。

したがって、施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知すべきである。

また、移動を前提とする店舗に係る営業者が複数の地域にまたがって事業展開を行う場合、それぞれの地方公共団体で営業許可を取得する必要があるが、地方公共団体ごとに施設基準や許可申請書式が異なるため、手続きに要する時間的・経済的コスト負担の軽減を求める要望がある。

したがって、複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行うべきである。

イ 地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化【逐次実施】

平成 17 年 2 月から、特定保健用食品の審査の迅速化・簡略化に資するため、「健康食品」に係る制度の見直しについて」（厚生労働省医薬食品局長通知）により、既に許可等の件数が多く科学的根拠の蓄積した物について事務局審査のみで許可を行う「特定保健用食品（規格基準型）」が新たに設けられたところであるが、この規格基準の作成を検討するメルクマールとして、「健康食品」に係る制度に関する質疑応答集について（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知）において、許可件数が 100 件を超えている保健の用途に係る関与成分であること、を満たす関与成分であって、最初の許可等から

6年以上経過しており、その6年間に健康被害が出ておらず、かつ複数の企業が許可等を取得しているものとされているところである。

また、特定保健用食品の許可申請の際の添付資料について、規格基準型の特定保健用食品については、これまでも一部省略を認めることにより、有効性・安全性の確保を図りつつ審査の迅速化やコスト削減に努めているところであるが、今後とも、申請の際に必要なとなる審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組むべきである。

ウ ボランティア有償運送の促進について

過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また、STS(スペシャル・トランスポート・サービス)の需要が急増する中で、今後、特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になるものと考えられる。

このような中で、地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現するため、平成18年10月に道路運送法(昭和26年法律第183号)が改正され、特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の登録制度が創設されたところである。

ボランティア有償運送が法令上の制度として位置づけられたことは一定の前進であるが、一方でボランティア有償運送を実施しようとする者が地方公共団体に運営協議会の設置を申し出ても正当な理由がないのに運営協議会が設置されない、運営協議会の構成員が正当な理由がないのに運営協議会に出席しないなど関係者の制度の理解不足や運営協議会の設置・運営をめぐる混乱などが指摘されており、今後はこれらの問題に対処しつつ、ボランティア有償運送を制度として定着させていくことが求められる。

したがって、ボランティア有償運送のより一層の促進を図るという観点から、以下の具体的施策を講ずるべきである。

(ア) 施行状況のフォローアップの実施【平成19年度中に措置】

改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行うべきである。

(イ) ガイドブックの作成等を通じた制度の理解促進【平成19年度中に措置】

改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しな

い運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図るべきである。

(ウ) 相談窓口の明確化と問題解決に向けた関係者への働きかけ【平成 19 年度中に措置】

地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行うべきである。

(エ) 相談事案等のホームページ上での公表を通じた情報提供【平成 20 年度中に措置】

ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考に供するため、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供していくべきである。

エ 地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について【平成 19 年度措置】

中心市街地活性化協議会、商店街組織、特定非営利活動法人等の官民協働または民間のまちづくり団体において、地域資源の保存・活用の他、防犯対策、子育て支援等の多様な住民ニーズに応えようとする取組が増加している。

しかしながら、こうした団体の活動資金は、一般的に国や地方公共団体からの補助金に依存していることが多く、必要な人材を確保し、機動的かつ持続的な活動を支え得る安定的な自主財源を有していない場合が多い。

まちづくり団体が自主財源を確保する手段の一つとして、屋外広告による広告収入が有効と考えられるが、屋外広告物の道路占用について、道路管理者が「道路は公共のものであり特定の者の利益になるような使用は認められない」との理由でこれを不許可とする例が多い。

したがって、道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組を促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよ

う、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知すべきである。

企業立地の促進について

【具体的施策】

ア 工場立地の規制等について

工場立地法（昭和34年法律第24号）による工場の敷地、緑地及び環境施設に関する規制は、工業地帯を中心として公害問題が深刻化し、工場立地に係る周辺住民の不安が増大していた状況の中で、工場と周辺的生活環境との調和を保つための措置として、昭和48年に導入された。

その後、平成9年の一部改正においては、国が全国的な観点から定めた準則に代えて、都道府県及び政令市が、国が定める一定の範囲内で、緑地及び環境施設の面積率に関し、各地域の実情に即した準則（「地域準則」）を条例で定めることを可能とする権限委譲が行われた。

さらに今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）において、特に要望が強かった緑地面積率規制に関し、一定の要件を満たす市町村への権限委譲が措置されたところである。

今後は、同法を取り巻く状況変化を踏まえた上で、更なる措置を講ずるべきである。

（ア）地域ブロック連絡会の整備等

今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げるべきである。【平成19年度措置】

併せて、地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について、公表すべきである。【平成20年度以降逐次実施】

（イ）企業立地に当たっての迅速化【逐次検討・結論・実施】

企業が新たに工場を設置する際には、多数の許可・認可等が必要となる。

経済のグローバル化が進展し、企業が国境を越えて最適地生産を行う時代となったこともあり、これら多数の許認可手続等に関するワンストップで迅速な処理が、我が国の企業立地に係る競争力を高める上でも求められている。

したがって、企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的なニーズに基づき不断の取組を行うべきである。

(ウ) 工場立地の規制について【平成 19 年度検討、早期に結論】

今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指すべきである。

イ 農地法等に基づく処理の迅速化【平成 19 年度中に措置】

アジア諸国も含めたグローバルな企業誘致競争が続くなか、地方公共団体は企業ニーズに柔軟に対応した工場立地施策が求められている。

平地において広大な工業用地を確保するためには農地の転用を伴うこともあり、その場合、農地転用の許可を要することとなる。企業立地に係る農地転用についても、農業生産への影響という観点からの検討が必要であるが、一方で、農村地域の活性化の観点からは迅速な企業立地の促進というニーズにも適切に対応することが必要である。

したがって、優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべきである。

地方ごとに異なる規制の合理化について

【具体的施策】

ア 医療装置搭載車に関する医療法上の許可について【平成 19 年度検討・結論】

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所または入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事等の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、使用してはならないこととされてい

る。ただし、「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(健政発第 707 号、厚生省健康政策局長通知) に基づき、使用前検査及び許可については、軽微な変更等の場合に限り、申請者による自主検査が認められているところである。

しかし、医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 27 条の規定については、固定式の構造設備を前提としているものであり、CT 搭載車等移動式の医療装置は想定されていないものと思われる。

したがって、各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可の在り方について検討すべきである。

イ 飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化【平成 19 年度中に措置】

平成 7 年 9 月「営業許可の申請書等について」(衛食第 176 号・衛乳第 186 号・衛化第 115 号) において、飲食店営業等食品衛生法に基づく営業許可申請書類の全国的標準化・簡素化を図る観点から、許可申請書の標準的な様式を定めた通知が出されている。さらに、平成 16 年 3 月「営業許可の申請書等について」(食安監発第 0331004 号) において、各都道府県等に対する技術的援助として、申請書等の標準的な様式について周知が図られたところである。

しかしながら、現在も営業許可申請書の記載様式は地方公共団体ごとに異なっているところがみられ、特に全国展開する企業にとって事務効率化の阻害要因となっている。また、申請書の提出に当たっては、Eメールや郵送での対応が認められていない地方公共団体もあり、事業者等にとって大きな負担となっている。

したがって、地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずべきである。

ウ 指定業者登録様式の統一化【逐次実施】

地方公共団体が発注する物品納入、役務提供等の指名競争入札に参加するためには、入札参加を希望する企業は地方公共団体に申請をする必要がある。その際に提出する指定業者登録様式は地方公共団体ごとに異なっており、入札参加希望企業はその都度申請書を作成する必要があり、大きな負担となっている。

したがって、現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の

作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずべきである。

6 官業改革

【問題意識】

官業改革については、当会議の前身である規制改革・民間開放推進会議において、重点検討事項との位置付けにより取組がなされ、分野横断的・網羅的アプローチとして市場化テストの導入が、また、個別具体的なアプローチとして、国や公法人の個別の事務・事業の見直しが審議された。より大きな文脈からいえば、歳出歳入改革は、政府の最大の課題のひとつであり、分けても、歳出削減は早急に実現しなければならない重要課題であるが、歳出削減の方策としては、大きく、()行政機関の業務の遂行を効率化する、()行政に要するコストその自体を削減する、という二つが考えられ、市場化テストは()に、事務・事業の見直しは()に対応するものとして位置づけられる。この結果、市場化テストについては、平成 18 年 7 月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるに至り、また、個別官業改革については、85 項目の具体的提言が行われるに至った。当会議においては、こうした既往の会議の取組を継承し、官業改革の更なる深化・加速を目指し審議を行っていくことが必要と考える。

このため、本年前半においては、個別官業改革として、独立行政法人の廃止・縮小、民間開放について検討を行うとともに、事後チェックの重要性にかんがみ、規制改革・民間開放推進会議等で審議された既往案件のフォローアップを行った。

すなわち、個別官業改革については、資産規模の大きい独立行政法人として都市再生機構及び緑資源機構を、民間ビジネスと関わりの深い法人として日本貿易振興機構を取り上げ、それらの業務の廃止・縮小、民間開放について検討を行った。さらに、この検討に際しては、これら法人の外縁部分にも検討範囲を拡げ、当該法人と取引関係の深い関係法人をも取り上げ、適切な競争環境の下に両者の取引が行われているかについても検討を行った。

また、これまでの官業改革のフォローアップについては、規制改革・民間開放推進会議等において提言がなされ、これを受けて政府として閣議決定を行った「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」における事項のうち、公的施設等の整備・管理・運営に係るものとして、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、京都年金基金センター及び雇用促進住宅を取り上げ、それらの実施状況を検証し、更なる民間開放等について検討を行った。

これらの検討結果については、後述のとおりであるが、今後、当会議が審議を効率的かつ効果的に行い、官業改革の着実な推進と更なる深化・加速を図っていくためには、残る官業改革の既往案件について重点的なフォローアップを行うとともに、本年前半の取組をも踏まえ、独立行政法人の一層の民間開放等にも取り組んでいく必要がある。

さて、独立行政法人については、今日的な意味で既にその役割を終え存在意義が問われている法人、また、その存在が民間経済活動の足かせとなっている法人が多数あるとの批判が多い。平成 13 年に「特殊法人等整理合理化計画」(以下「計画」という)が閣議決定され 6 年が経過した今日、すべての独立行政法人について計画が着実に進捗し、改革がなされているかを厳しくチェック、吟味するタイミングにある。一方、昨今の極めて厳しい財政状況下にあつて、歳出削減の断行が強く求められる中、財政コスト圧縮の観点から、当初の「計画」が履行されていない法人を徹底的に糾弾し、今日的意味を失った法人は廃止・縮小を求めることにより、また、非効率な法人は市場化テスト等を通じて民間による効率的な業務体制に転換せしめること等により、財政コストの削減を図っていくことが、当会議に課せられた重要な使命である。こうした取組により、今日的意味を失った独立行政法人がいたずらに延命されることなく、一刻も早くその業務を終えさせるとともに、官と民の役割分担を明らかにし、独立行政法人の業務を民間では対応不可能な分野に真に限定させることが必要である。なお、当該業務を官が行う妥当性については、官自らが国民に対し立証責任を有するのは当然である。

以上の認識の下、当会議においては、当面、次のとおり、独立行政法人の廃止・縮小、民間開放について審議を行っていく所存である。

既往案件のフォローアップについては、規制改革・民間開放推進会議の答申において過去提言がなされたもののうち、独立行政法人に係る案件で平成 18 年度までに何らかの結論又は措置が求められているものだけでも別表の数にのぼる(逐次実施及び措置済みのものを含む)。しかしながら、先に述べたとおり、本年前半においては、時間的な制約により、当会議にてフォローアップを実施した事項は、ここに例示したものを含む既往案件のうちのごく一部に止まっている。

したがって、当会議としては、規制改革の P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを重視するとの観点から、ここに挙げた独立行政法人を始めとする既往案件について、その検討・措置の状況と更なる民間開放等について、今後とも重点的に精査を行っていくこととする。

また、独立行政法人の一層の廃止・縮小、民間開放を検討するに当たっては、すべての法人について吟味を行うことが必要ではあるが、当会議が約 3 年の時限設置とされていることを勘案すると、我が国経済において大きなプレゼンス又はインパクトを有する法人を検討対象とすることが効率的かつ効果的な審議を行う上で必要と考える。このため、総資産、予算、特別会計や一般会計からの繰入額等からみて大規模な法人を中心に取り扱うこととする。

検討の主な視点としては、民の参入を阻み、官の業務独占を可能としている参入規制を撤廃することが挙げられる。独立行政法人が独占的に公共サービスを提供することにより、当該業務分野における民間事業者の自由な経済活動や民間事業者の育成が阻害される状況が依然として続いており、この独立行政法人による業務独占の拠り所となっている参入障壁を果敢に改革し、民間事業者の参入環境を整備することで、民間の活力を最大限に引き出すことである。また、当該分野への新規参入が法令上制限されていない場合であっても、補助金その他の財政支援を受ける独立行政法人は、一般の民間企業に比べて格段に優位に立っており、事実上の独占の利益を享受していることが多く、このような何らかの優位性を独立行政法人に与える規制についても改革を行っていく必要がある。さらに、検討に当たっては、独立行政法人単体のみを対象とするのではなく、その外縁部分である関係会社も含めた全体を一つの事業体ととらえ、それらの業務の民間開放等について検討を行うべきである。これは、独立行政法人とその関係法人との間に不透明な契約関係が存在するとの指摘が多くなされており、独立行政法人が行う契約について、競争環境の整備が必要と考えるからである。

なお、多くの独立行政法人においては、行政機関からの出向者や退職者が相当数雇用されており、その意味で、独立行政法人の業務の民間開放等は、公務員の処遇あるいは公務員制度そのものと深い関わりを有するものである。したがって、改革を真に進めるためには、公務員制度との関わりの文脈において、検討を行う視点も必要である。

また、平成 19 年 5 月 9 日の経済財政諮問会議において、今後 101 の全独立行政法人を対象に見直しを行い、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが提言され、政府において取組を進めることとなっている。当会議としても、これまでの独立行政法人の見直しに関する知見を活かし、政府部内の関係機関とも連携を図りつつ、本取組に積極的な貢献を行ってまいりたい。

(1) 独立行政法人等公法人の業務の廃止・縮小、民間開放

【問題意識】

官業改革を一層推進するため、資産規模の大きい独立行政法人として都市再生機構及び緑資源機構を、民間ビジネスと関わりの深い独立行政法人として日本貿易振興機構を取り上げ、それらの業務の廃止・縮小、民間開放について検討を行った。この検討に際しては、当該独立行政法人の関係法人についても併せて取り上げ、両者の間で適切な取引が行われているかについても検討を行うこととした。

独立行政法人都市再生機構

【問題意識】

都市再生機構は、16兆円を超える巨額な資産を保有する独立行政法人であり、当会議の前身たる規制改革・民間開放推進会議においても民業圧迫等の観点から業務の必要性について精査するとともに、その資産・債務の圧縮について検討を行ってきたところである。これら検討を踏まえ、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）においては、以下の答申を行っている。

都市再生事業に関しては、当該事業における機構の役割が、大規模で長期間を要し地価や金利等の変動によるリスクが大きいこと、権利関係が輻輳し調整が難しいこと、採算性が低いことなどの要因から民間事業者では負担しきれない事業リスクを負担し、民間を都市再生に誘導することにあることにかんがみ、機構が事業を行うことができる基準の明確化、民間への売却の推進、事業総価値の最大化を図るべきこと。

賃貸住宅事業に関しては、現在の戸数規模が過大であり、セーフティネットとしての役割を果たしていく上で問題のあるものも多いことから、機構本来の役割を果たすべきという観点から、公営住宅階層の居住者が大半を占めている物件の地方公共団体への譲渡などの検討、建替え事業の厳選や現行制度の抜本的な見直しとこれに伴う家賃減額の縮小の方向での見直し、建替え事業に伴う整備敷地（余剰地）についての資産圧縮、77万戸の賃貸住宅の適正化に向けた削減目標の明確化、定期借家契約の幅広い導入、管理業務における業務効率化と管理コストの削減を図るべきこと。

経過業務に関しては、積極的に、中止、縮小等事業の見直しを行い、民間業者への早期売却を一層促進すべきこと。

さらに、これら事業中止、事業規模縮小、コスト削減の取組に加え、建替え事業に伴う整備敷地（余剰地）の売却促進、事業用定期借地（底地）の証券化、関連会社の株式売却等による資産圧縮を図るとともに、繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるよう、経営改善計画の細部に渡り見直しを行うべきこと。

以上の答申は今後の機構改革を進めていく上で核となるものであるが、改革をより一層確実なものとするためには、機構本体のみならず機構の関連会社等（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人をいう。以下同じ。）も含めた包括的な改革を推進する必要があるものと考え。そのため、当会議においては、関連会社等の整理合理化の推進、関連会社等の実施する業務の抜本的見直し、さらには関連会社等以外への外部発注業務の競争化の推進について検討を行った。

これまでの審議の結果、以下の措置が講じられるべきであるが、会議としては今後とも審議を継続していく必要があると考える。

【具体的施策】

ア 関連会社等の整理合理化の推進【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構においては、地方公共団体などの他の株主の同意を得つつ、平成 13 年度末で 58 社あった特定関連会社及び関連会社を 18 年度末までに 28 社に再編整理したところである。その内訳は清算が 1 社、株式売却による自立化が 8 社、残り 21 社は合併となっている。特定関連会社及び関連会社の数は半減するなど一定の成果が見られるが、今後の関連会社等の整理合理化は、整理合理化の効果に着目し、関連指標を見据えつつ、経営が安定し、出資目的が達成されたものについては、株式売却等に努めるよう、出資者である地方公共団体等との協議を進めるべきである。

イ 関連会社等の実施する業務の抜本的見直し【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間 3,142 億円（17 年度実績）の工事、管理業務等を外部に発注しており、そのうち約 630 億円（同）が関連会社等に対する随意契約である。機構の関連会社等においては、累次の閣議決定等に基づき、民間と競合する大・中規模補修工事や、実施設計、測量業務など民間に委ね得る業務から撤退するなど、段階的に一般の民間企業が実施可能な業務から撤退してきたところである。現在、機構の関連会社等は機構の競争入札には参加せず、機構の本体業務に密接に関連する業務について、機構との随意契約に基づき受注している。

関連会社等の業務は、機構が本来自ら行う業務を代行するものと、大規模賃貸住宅の管理に係る民間事業者のノウハウの蓄積が必ずしも十分でないために関連会社等が行っているもの等がある。これら業務に関しては、本体業務との関連性、一体性を考慮しつつ、後者に区分されるものについては、現在の居住者サービスの質を下げないこと等を前提とし、コストの削減が可能かどうかを比較検証した上で、一定の仕様を定めて、競争性のある入札方式により外部に発注する方策の導入について検討すべきである。

ウ 関連会社等以外への外部発注業務の競争化の推進【平成 20 年度までに結論、結論を得次第措置】

機構は年間 3,142 億円（17 年度実績）の工事、管理業務等を外部に発注してお

り、そのうち約4割（同：1,258億円）が随意契約によるものである。関連会社等と随意契約で行っている業務の取扱いに関してはイで示したとおりであるが、これ以外の者との随意契約についても、競争化を推進することによりコストの削減が可能となると考えられる。

このため、関連会社等以外への競争性のない随意契約についても、可能な限り、一般競争入札等（競争入札・企画競争等）に移行すべきである。

独立行政法人緑資源機構

【問題意識】

林業については、木材価格の長期的な低迷と人件費をはじめとする経営コストの上昇の中で、現状では収益性が極めて低いことから、間伐、保育等の施業や伐採後の植林が行われない森林が見られるなど、林業の生産活動は停滞してきている。このような状況のまま推移すれば、国民が期待する国土の保全、水源かん養などの公益的機能の維持増進も図ることができないものと考えられる。このような停滞を打ち破り、林業生産活動を活性化していくためには、ロットの確保による安定的な原木供給、施業や経営の集約化などによる規模拡大を図り、民間林業事業者等の収益性の向上を図ることが必要である。

緑資源機構が行う水源林造成事業は、民間による林業生産活動の停滞という現状を踏まえ、奥地水源地域の無立木地等において分収造林の手法によって森林を造成し、そのことによって公益的機能の維持増進を図ることを目的とした事業であるが、公益的機能の維持増進を図るためであっても、緑資源機構という公的主体が関与して森林造成を幅広く行うことは、結果として、近傍地域の民間林業事業者等に公的主体の関与への期待を抱かせ、モラルハザードを引き起こし、民間による施業や経営の集約化を通じた規模拡大や創意工夫の発揮に向けた意欲を削ぐこととなり、林業経営の成長と自立を阻むこととなるおそれがあるものとする。

そもそも、国民から求められる公益的機能の維持増進については、あくまで、民間の創意工夫が最大限に発揮され、民間活力が最大限に活用されるよう、基本的に産業としての林業生産活動を通じて行われるべきものである。このため、森林・林業政策としては、林業経営規模の拡大や、低コスト化、製品の品質向上、ロットの拡大等による林業及び木材産業の構造改革を進めていくことが重要であり、公益的機能の維持増進のみを目的とした事業はその必要性を十分に検討し、民間の林業生産活動によってはどうしても補えない、真に必要な場合のみに限定して補完的に行われるべきである。

これまでの審議の結果、以下の措置が講じられるべきであるが、会議としては今後とも審議を継続していく必要があると考える。

【具体的施策】

水源林造成事業については、どのような基準で新規事業採択がなされているか不透明であるとの指摘があることから、事業の透明性を高めるとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、その事業目的を明らかとしつつ、厳密な費用便益分析に基づく定量的な採択基準により新規事業採択を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で明らかにすべきである。

また、緑資源幹線林道事業については、談合など入札等に関して公正取引委員会の調査が行われている。これについて、業務適正化を図る観点から、今後、不適正な事例が二度と発生することのないよう、研修等を通じた関係職員に対する法令遵守を徹底するとともに、現在の管理態勢を抜本的に見直し、チェック機能の強化等再発防止に向け、内部管理態勢の強化を図るべきである。

さらに、緑資源幹線林道事業及び農用地総合整備事業については、今後、新規採択は行わず、既着工路線・地区についても費用便益分析を実施して、費用便益比の低い路線・地区の工事の中止等必要に応じて事業規模・規格の見直し・縮小を行い、緑資源幹線林道事業は現在の着工路線の工事が終了した段階で、農用地総合整備事業は既着工地区が終了した段階で、事業の廃止を決定すべきである。**【平成 19 年度結論以降速やかに措置】**

独立行政法人日本貿易振興機構

【問題意識】

日本貿易振興機構は、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人として、平成 18 年 11 月に政策評価・独立行政法人評価委員会によりその事業の改廃に関する勧告の方向性について指摘が行われ、これを受けた経済産業大臣による見直し案が、平成 18 年 12 月に行政改革推進本部において決定された。これにしたがい、第二期中期目標が策定され、この目標を踏まえた第二期中期計画が策定され平成 19 年 4 月から第二期期間が開始された。第二期中期計画においては、対日投資拡大、中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易拡大、調査・研究等の事業については一層の精査を行うこととされているところである。

当会議としては、機構は我が国の貿易投資振興策の実行を担う非営利の中立的機

関として、その事業が多岐にわたるが、事業の中には民間事業者でも行いうるものがあるとの問題意識を有しており、機構が行う事業の民間開放等を更に進めるため、機構の在り方について検討を行った。これまでの審議の結果、以下の措置が講じられるべきであるが、会議としては、今後とも審議を継続していく必要があると考える。

【具体的施策】

日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求めるべきである。

また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費縮減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随意契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進すべきである。【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

(2) 既往の会議等の官業改革のフォローアップ

【問題意識】

規制改革の P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを重視するとの観点から、規制改革・民間開放推進会議等において提言がなされ、これを受けて政府として閣議決定を行った「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」における官業改革に係る事項について、フォローアップを重点的に実施していくこととした。今年前半においては、公的施設等の整備・管理・運営に係る事項のフォローアップとして、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、京都年金基金センター及び雇用促進住宅を取り上げ、具体的な取組状況を検証し、措置の着実な実施を求めるとともに更なる民間開放等について検討を行った。

これまでの審議の結果、以下の措置が講じられるべきであるが、会議としては今後とも個別官業改革のフォローアップについて審議を継続していく必要があると考える。

【具体的施策】

船員保険保養所【平成 19 年度結論、平成 20 年度以降実施】

船員保険保養所については、平成 17 年度末までにその数を平成 13 年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27 施設のうち約半数の 13 施設が既に廃止されたが、残り 14 施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」においては、平成 18 年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。

したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成 19 年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成 22 年度までに行うよう努めるべきである。

政府管掌健康保険保養所

政府管掌健康保険保養所については、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において、厚生労働省にて、平成 16 年度中に整理合理化計画を策定し、平成 17 年度に設置予定の独立行政法人へ当該施設を現物出資し、5 年を目処にそれらを民間等に売却することとなっているが、利用料で運営経費をまかなえない施設も多いことから、整理合理化計画を前倒しで実施するとともに、運営収支の改善がみられない施設は、速やかに廃止・売却することとされている。

これを受けて、平成 17 年 10 月に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」(平成 17 年 3 月 31 日)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立され、現在、同機構が、現物出資された施設について、一般競争入札による民間等への売却を進めているところであり、平成 22 年 9 月末までにすべての施設を譲渡・廃止することとなっている。

ア 施設売却業務の委託【平成 19 年度結論、平成 20 年度措置】

機構の施設の譲渡・廃止を真に効率的かつ効果的に行うためには、如何なる業務を機構内部で行い如何なる業務を外部に委託することが望ましいのかについて検討・整理し、外部委託を行うことが合理的とされた業務についてそれを実施すべきである。

また、現行の施設売却業務は、媒介業務と入札の補助業務を一体とした委託により行われており、当該業務の入札は、公募プロポーザル方式により選定された宅地建物取引業者に限定された指名競争入札により実施されている。本来、媒介業務とは売主にとって最適な購入者を探し出す労力等の提供を意味するものであ

る。加えて、施設売却を最も効率的かつ効果的に行うためには、宅地建物取引業者のみに止まらず他の専門業者の知見を活用することが極めて有効と考えられ、そのためには、当該業務を適切な単位に区分し入札を実施するなどの方法も考えられる。

したがって、施設の譲渡・廃止業務の一部を外部委託することが合理的と判断される場合にあっては、宅地建物取引業者以外の他の専門業者を含めた民間事業者の知見が最も効果的に発揮できるよう、委託業務を適切に区分し、入札参加者を宅地建物取引業者に限ることなく、他の専門業者にも広く開放し具体的に多数の他分野事業者の参入を確保するかたちで機構業務の円滑な実施に資するよう質の確保に十分留意しつつ一般競争入札を実施すべきである。

イ 最低売却価格の取扱【平成 19 年度措置】

機構が施設を売却するに当たっては、売却価格を最大化することで健康保険財政に対する損失を最小化することが求められており、その入札手続きは、透明で公正かつ効率的で効果的な方法により行われる必要がある。

現在、機構は、施設の入札において、当該施設の売却予定価格を下回った場合には入札は無効としており、また、その予定価格については非公表としている。ただし、時価 3 億円以下の物件や不落物件等については、入札前の最低売却価格の公表を可能としているところである。他方、裁判所における不動産の競売や財務省における相続税物納財産の公売については、大量の物件について最低売却価格（売却基準価額・買受可能価額、見積価額）を設定し、それらをすべて公表している。したがって、機構は、物件の最低売却価格や参照価格を設定した場合には、これを開示すべきである。

ウ 施設購入者からの媒介手数料の徴収【平成 19 年度措置】

これまで施設売却業務の委託業者が、施設の購入者から媒介手数料を徴収することに関し機構は関与しないとの立場をとってきたが、機構は、本年度より委託業者をして機構業務に専念させるため、購入者からの手数料収受を禁じる措置を採用している。宅地建物取引の媒介手数料は、購入者への物件の紹介や契約に必要な情報の提供といった媒介業者が購入者に対し提供する労力への対価として、支払いがなされるものであるが、機構の施設売却に当たって機構の委託業者が媒介手数料を購入者から収受していた場合には、これが委託契約に照らし適切に行われたか検証されるべきである。したがって、機構は、これまでに委託業者が徴収した媒介手数料の実態を調査し、その結果を踏まえ、契約の解除等を含む適切な措置を講じるべきである。

京都年金基金センター【平成 19 年度以降逐次実施】

京都年金基金センター（「らんざん」）は、企業年金制度の加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。

平成 17 年度の運営状況は、約 2500 万円の赤字であり、宿泊室稼働率も 60%となっているが、経営改善の一環として、平成 17 年度から運営を民間に全面委託し、会員以外の利用を積極的に行うなど、平成 18 年度も継続して独立採算達成に向け徹底した経営努力に取り組んだことにより、平成 18 年度における運営状況（見込み）は約 500 万円の黒字となり、宿泊室稼働率も 73.6%と向上している。

したがって、独立採算による運営を継続させるための経営努力を引き続き行うとともに、仮に、今後、赤字基調に復帰した場合には、会員のニーズを考慮しつつ、施設の売却を含めた抜本的な運営方法等の見直しを行うべきである。

雇用促進住宅【平成 19 年度以降縮小、遅くとも平成 33 年度までに廃止】

雇用・能力開発機構が管理する雇用促進住宅については、前身の規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」（平成 17 年 12 月 21 日）において、その業務の見直しに関する提言がなされた。すなわち、事業廃止までに 30 年かけるという従来の考え方を撤回すること、老朽化又は陳腐化している住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡する方法以外の新たな方法を検討すること、築年次の新しい住宅については、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等による売却を検討すること、等であり、これらについては、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に盛り込まれ閣議決定がなされている。

これを受けて、機構においては、住宅の譲渡・廃止については、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、譲渡・廃止までの年限及び売却方策について検討を行い、平成 33 年度までに譲渡・廃止を完了すること、住宅の売却方法の一つとして、更地にして民間等に一般競争入札により売却する方法を加えること、不動産鑑定により住宅の資産価値を評価し、建物を継続して使用した方が評価額が高い場合は、建物を取り壊さず、土地・建物一体で一般競争入札により民間等に売却すること、等を決定したとのことである。

このように雇用促進住宅については、早期の廃止が決定されていることから、これを着実かつ円滑に推進するため、機構は、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるように取り組み、遅くとも平成 33 年度までにすべての処理を完了すべきである。

また、明け渡し請求に関する期限、立退き料等について、元々政策的に格安な対価によって特定の資格者に対してのみ受益を与えてきた措置であったことを踏まえて、民間同士の借家法適用住宅における立退き料等とは異なり、土地収用法の基準（「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定）」）を踏まえ、特別な追加的受益を入居者に得させることのない基準を設定し、これに沿った早期の移転を進めるべきである。

(別表) 平成 18 年度までに結論又は措置が求められている独立行政法人に係る案件

(逐次実施及び措置済みの案件を含む)

<p>規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申(平成 16 年 12 月 24 日)</p>
<p>貿易保険業務</p> <p>近年、金融技術の革新、リスク・ヘッジ手法の多様化等、金融や保険を取り巻く環境が変化し、貿易保険事業が当初想定していたリスクのうち、民間保険会社による引き受けが可能と考えられるものが出現してきている。現在 N E X I は、国内損害保険会社 3 社と業務委託契約を締結し、一部商品を販売委託している。しかし、これらは、N E X I の既存商品の販売のみの委託である。</p> <p>さらに、外国における貿易保険の運営体制は多様であるが、先進国においては、N E X I のような国が関与するエージェンシーや国からの委託として民間保険会社が運営を行うことに加え、民間自らも一部の商品を提供している。</p> <p>したがって、貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にすべきである。【平成 16 年度中に措置】</p> <p>また、組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択性の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、抜本的な見直しを行う。【平成 16 年度中に着手、可能な限り早期に措置】</p> <p>さらに、国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退すべきである。【平成 16 年度以降逐次実施】</p>
<p>政府管掌健康保険保養所【平成 16 年度以降逐次実施】</p> <p>健康保険保養所については、現在国内に 21 箇所設置されている。政管健保の厳しい財政状況から、今後は、保険料財源を施設整備等に投入せず、平成 12 年度の閣議決定により、施設の廃止・売却を進めていくこととなっている。厚生労働省では、平成 16 年度中に整理合理化計画を策定し、平成 17 年度に設置予定の独立行政法人へ現物出資し、5 年を目処に地方公共団体や民間への売却を進めることとしているが、施設利用料では、運営経費のまかなえない施設も多い。</p> <p>したがって、整理合理化計画を前倒して実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却すべきである。</p>
<p>国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター【平成 18 年度中に措置】</p> <p>国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センターは、研修や体験活動をするための宿泊施設を所有し運営しているが、早急に法人の統合や施設の管理等の面で民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。</p> <p>したがって、速やかに、これら 3 法人の統合を図るべきである。</p> <p>また、これら 3 法人が実施している青少年の健全育成を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進すべきである。</p>
<p>国立女性教育会館【平成 18 年度中に措置】</p> <p>国立女性教育会館は研修や交流をするための宿泊施設を所有し運営しているが、施設の管理等の面で、民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。</p> <p>したがって、国立女性教育会館が実施している女性教育の振興を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進すべきである。</p>
<p>酒類の研究【平成 17 年度中に検討・結論】</p> <p>酒類の分析・鑑定やその手法開発等の業務については、酒類のアルコール度数等を分析し、どの種類に該当するかという鑑定を適正に遂行する業務であり、酒税の賦課と一体をなすものであるが、一定の分析能力は国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関も有している。また、酒類総合研究所は酒類に関する総合的な研究を行っているが、国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関においても個々の酒類・分野に関する研究は行われているところである。</p> <p>したがって、酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成 15 年の閣議決定通りにその見直しを検討すべきである。</p>
<p>日本人船員の育成【平成 17 年度中に検討・結論】</p> <p>日本人船員に対する船舶の運航に関する学術・知識等の教授等日本人船員の育成は、現在海技大学校、航海訓練所及び海員学校の 3 独立行政法人が担っており、業務の効率化や合理化とともに、海運業界のニーズに対応した人材育成が重要課題となっている。</p> <p>したがって、3 独立行政法人で行われている英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進すべきである。</p> <p>また、個別的・実践的な実務訓練を充実するとともに、海運業界のニーズが直接反映されるよう、航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船における O J T を活用すべきである。</p> <p>さらに、これらの法人については、教育と訓練という 2 つに再編成する等、その業務の効率化を検討すべきである</p>
<p>品種登録【平成 17 年度中に措置】</p> <p>品種登録は、出願された品種について、他の者の利用を排除する排他的独占権がある育成者権を付与するものであるため、高いレベルの中立性及び公平性の担保が求められるものであると主張されている。しかしながら、中立性及び公正性の保持義務を制度上又は契約上課すことによって十分にこれらを担保できるものである。</p> <p>したがって、栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進すべきである。</p>
<p>農薬の登録、肥料の銘柄登録【平成 17 年度中に検討・結論】</p> <p>農薬の登録及び肥料の銘柄登録については、人畜等に対する危険に関する新たな知見が得られた場合において、回収命令等の措置を速</p>

やかに講ずる必要があることから、登録、立入検査、行政処分を一体的に行う必要があり、国又は独立行政法人で行わなければならない、と主張されているところである。

しかしながら、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、登録業務の民間開放に関して検討すべきである。

農機具の検査【平成 17 年度中に措置】

農機具検査は、安全性の確保を主目的として行われているとされるが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ近年年間 300 件前後の農業機械作業中の死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとは必ずしもいえない。加えて、国の関与は、当該検査の指針を示すことにより、国自身が全ての検査を行う必然性はないと考えられる。

したがって、申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進すべきである。

規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申（平成 17 年 12 月 21 日）

独立行政法人工業所有権情報・研修館【平成 18 年度中に措置】

工業所有権情報・研修館の業務は、平成 13 年 4 月設立時からの公報閲覧事業、審査・審判関係図書等整備事業、特許流通促進事業、相談事業、平成 16 年 10 月に追加された情報普及事業、研修事業、平成 18 年度に追加予定の情報システム事業と多岐にわたっているが、工業所有権情報・研修館の現在の業務全般について民間等との役割分担を明確化し、民間等で自立的に実施可能な事業については民間等に委譲することとともに、その他の事業についても民間開放を推進すべきである。

独立行政法人国立美術館【平成 18 年度中に措置】

国立美術館については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。

その際、平成 18 年度に開館する国立新美術館も含めた 5 館それぞれの特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行うものとする。

独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所【平成 18 年度中に措置】

国立博物館等については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。

その際、各博物館における特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行うものとする。

独立行政法人家畜改良センター【平成 18 年度中に措置】

家畜改良センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある牧場について集約化を図るべきである。また、家畜の改良増殖・種畜配布業務や飼料用作物種苗の生産・配布業務等については既に地方公共団体や民間においても同種の事業が行われており、家畜改良センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体や民間に対する当該業務の開放を推進すべきである。

その他、家畜改良センターで行う必要がある事務事業についても、牧場の運営に関する業務など民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進すべきである。

独立行政法人林木育種センター【平成 18 年度中に措置】

林木育種センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある育種場、増殖保存園、育種技術園等における事務及び事業について見直しを図るべきである。また、林木の新品種の開発については、地方公共団体においても業務が行なわれており、林木育種センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体に実施可能な業務を移管すべきである。

その他、林木育種センターで行う必要がある事務事業についても、民間で実施できるものについては民間開放を推進すべきである。

独立行政法人農林水産消費技術センター【平成 18 年度中に措置】

農林水産消費技術センターについては、その検査・検定業務の合理化・効率化の観点から、肥料検査所及び農薬検査所と一体的に業務を行うとともに、地域センターについても合理化を推進すべきである。

また、各種調査の実施業務等、専門性の低い業務については、民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進すべきである。

自動車検査独立行政法人【平成 18 年度以降措置】

自動車の継続検査（いわゆる車検）については、約 70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。

しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認められておらず、残りの約 30%については、自動車検査独立行政法人において検査が実施されているところである。

今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、所要の措置を講ずるべきである。

独立行政法人雇用・能力開発機構

(ア)「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

「アビリティガーデン」（独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設）について、本年度実施中の事業を来年度も継続して実施するとともに、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コースについて、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。

(イ)「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

「私のしごと館」（独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設）における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種（「私のしごと館」が自ら実施している職種）の5職種に関する体験事業について、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるように措置する。

(ウ) 雇用促進住宅の速やかな処理

雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止すべきである。雇用促進住宅については、当初、移転就職者用の宿舍として整備されたが、その後、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者」に対象を拡大して全国で整備が推進され、現在では、移転就職者は約2割にとどまり、実態は公営住宅法にいう「住宅に困窮する低額所得者」に該当しない世帯も入居している状況にある。

また、国家公務員や地方公務員など制度の本来の趣旨に合わない者にまで市場家賃と比べて格安での入居を認めてきたという実態がある。

このように、雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に変更されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用もあり、また、内閣の意思として閣議決定された平成13年の特殊法人等整理合理化計画において、明確に「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」と明記されているにもかかわらず、現時点において具体的な処分計画等は示されておらず、これまでの対応には不十分なものがある。

したがって、雇用促進住宅の事業廃止までに、30年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18年度中に検討し、結論を得るべきである。

現在、雇用促進住宅については、老朽化し、又は機能的に陳腐化しているものもあり、これらの建物の資産価値は極めて低く、賃貸による運用によって適切な収入を確保することは困難な場合もある。このため、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながらできるだけ早期に譲渡・廃止する。具体的には、従来の地方公共団体等への譲渡という方法に加え、例えば、更地にするを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際には、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体に協力を求め、当該団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外に入居者については、他の同等の所得の世帯の多くが民間賃貸住宅に市場家賃で入居していることとの衡平を勘案すれば、これまでに一定の受益をしてきており、民間普通借家における正当事由制度や、それを前提とする立退き料の考え方以外の考え方がありうることから、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。

また、土地の最有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。

いずれにせよ、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、閣議決定に従い現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止すべきである。

併せて、国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図る。

加えて、現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては、疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校では、中小企業の経営基盤を確保するため、中小企業の経営者・従業員等に対する各種研修事業を広く実施している。

同大学校では、施設管理や研修事業の運営について、民間委託を進めてきているものの、企画部門等を含めた包括的な民間開放の実施には至っていない。しかしながら、事業をより包括的に民間に開放することにより、民間事業者の創意工夫を通じ、コストの削減を図りつつ、真にユーザーのニーズに応えられよう、事業の質の維持向上を図ることが期待できるとともに、中期計画で求められている同機構のサービス向上に向けた経営資源配分の最適化に資する。

こうした観点から、来年度において、1箇所の大学校（分校）につき市場化テストを実施する。

さらに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）が次期通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢の機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的としている。

同機構が運営している「日本科学未来館」については、同機構は、自らがやっている基礎研究の成果や、科学技術基本計画に基づく重点4分野の研究成果等に関連する事業を企画立案し、これを実施することによって、科学技術と社会とのコミュニケーションの活性化を目指した情報発信などを行っており、非常に有意義な事業である。これは、館長がイニシアチブを発揮する環境があつてこそ可能となる。しかし、その業務の実施に当たっては、特殊法人等整理合理化計画等でも民間委託の拡大等を通じた更なる経営効率化についての指摘がなされているところである。

したがって、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進していくべきである。

なお、同機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部（新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等）を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。

したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図るべきである。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていくべきである。

科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をすべきである。

いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとすべきである。

併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築すべきである。

また、科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行うべきである。

独立行政法人日本学生支援機構

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成16年4月に設立された独立行政法人である。

当該法人が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成18年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。

また、奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。

さらに、留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図るべきである。

上記について、検討し、平成18年度中に結論を得る。

独立行政法人航海訓練所

関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成18年度中を目途に結論を得る。

独立行政法人統計センター

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。

独立行政法人関連業務

独立行政法人関連業務については、以下に掲げられている法人・業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う必要がある。

規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申（平成18年12月25日）

自動車検査【平成18年度検討・結論、平成19年度中に措置】

自動車の継続検査（いわゆる車検）については、約70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。

しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認められておらず、残りの約30%については、自動車検査独立行政法人において検査が実施されているところである。

自動車検査については、今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図るべきである。

労働政策研究・研修機構【平成18年度検討・結論、平成19年度中に措置】

労働政策研究・研修機構については、労働保険特別会計から年間30億円の資金が支出されているが、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」においては、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理する」と定められていることから、当会議としては、この趣旨に照らして、同特別会計から機構への支出について疑問がある。したがって、この点については、今後更に検討を行うことが必要と考えるが、当面、機構が行う事業について以下の措置を講ずるべきである。

機構が行う研究事業においては、中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に係るテーマに対応したプロジェクト研究及び個別研究を行っているが、そのすべてを機構自らが行う必然性はないものと考えられる。したがって、機構が行う研究は、労働政策の企画立案に資するプロジェクト研究及び厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止すべきである。さらに、研究実施者については選定・評価を厳格に行うとともに、過去の業績を的確に評価すること等、審査の客観性・透明性を高めるための厳格・公正な選定基準を予め明示した上で、公募による選定を導入すべきである。併せて、すべての研究について、事後に政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開すべきである。

また、研修事業についても、その内容を詳細に検討し、民間で実施可能な内容については、民間開放を推進すべきである。

日本学生支援機構【平成18年度検討・結論、平成19年度中に措置】

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成16年4月に設立された独立行政法人である。

当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成17年度における要回収額に係る回収率は78.2%、平成16年度の77.9%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進めるべきである。

また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討すべきである。

さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント（セミナー、フェスタ等）教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討すべきである。

7 基本ルール

【問題意識】

(1) 規制の横断的評価・見直し

規制の周期的見直し等の推進

規制改革を一層進展させるためには、個別分野・事項に着目した「規制改革」という手法に加え、規制そのものの性質・制定形式などに着目して分野横断的に見直しをする基準（以下「見直し基準」という。）を策定して、これに基づいた見直しを推進していくことが必要であるとの観点から、前身の規制改革・民間開放推進会議に引き続き当会議では、規制の横断的な見直しに取り組んできている。

規制は、その導入時の社会的ニーズを背景とし、相応の検討を経た上で設けられるものであるが、その後の社会経済情勢の変化に応じた見直しを実施しない場合、多くの問題・弊害を引き起こすことがあると考えられるため、規制が適時的確に見直されているか、定期的にチェックを行うことが必要である。

また、通知・通達等法令以外の規定は、一般的には私人を法的に規律する効力を有しないものと理解されているが、法令に類似する効果を間接的に有するもの、法令の趣旨、内容を超えた過剰な規制となるものが存在することもありえ、規制の透明性確保の観点からも問題がある。

以上を踏まえ、平成18年度においては、規制の一定期間経過後見直し基準による見直しの推進、及び、通知・通達等の見直し基準による見直しの推進に関する取組を行った。引き続き平成19年度においても、これらの見直し基準に基づく見直しを推進していくことが必要である。さらに、通知・通達等の見直し基準に基づく見直しに関しては、法令による通知・通達等の整理の在り方についても適宜検討を進めていく必要がある。

規制影響分析（R I A）の充実

規制影響分析（R I A：Regulatory Impact Analysis）については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、その導入を推進することとされている。前身の規制改革・民間開放推進会議に引き続き当会議は、総務省と連携してR I Aの手法の活用を推進しており、「規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領」に基づき、平成16年10月に始められたR I Aの試行件数は、平成19年3月末現在、190件超に上っている。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（以下「3か年計画

(再改定)」という。)に基づき、規制について事前評価を義務付けるため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)が改正され、本年10月から施行されるなどの取組が行われている。

我が国のR I A制度は、現時点においては規制について行うこととされているが、諸外国ではR I Aの手法が規制以外の行政分野においても政策の分析手段として適用されていることから、我が国においても更なる活用の余地があると考えられる。

現時点においては、基本的に規制のうち法律又は政令に基づくものが義務付けの対象とされているが、R I A制度の趣旨を踏まえれば、基本的な方向性として、一義的には法令の形式にかかわらず規制全般をR I Aの手法の対象とすることが望ましい。さらに、R I Aの手法を規制以外の行政分野にも利用していくことによって、より客観性と透明性の向上に資するものと考えられる。

したがって我が国のR I A制度については、制度の実施状況や諸外国の制度の状況等を勘案しつつ、将来的には、その義務付けの範囲や対象分野についても拡大する方向で検討を行っていくべきである。

R I Aの実施に当たっては、定量的な分析、分析結果の金銭価値化等、その質的向上を図っていくことが重要である。また、その前提となる情報・データを蓄積するために、規制についての事前評価を行うに当たって、諸外国における取組を参考にしながら、有識者・利害関係者等との間において諸外国で実施されている情報提供・情報収集活動(コンサルテーション等)を前広に実施するなどの取組も重要である。

規制に関しては、その新設又は改廃によって、事業者間の競争の状況に影響を与えるものが存在する。諸外国においても、規制の新設又は改廃に当たって、競争に対する影響の評価の基準を取り入れる動きが広がっており、我が国においても規制が競争への影響を及ぼすことが明らかな場合は、規制の新設又は改廃の際に規制の競争への影響を考慮事項とすることについて検討が必要である。

また規制の新設又は改廃に当たり、R I Aによる事前評価を実施した規制については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時的確に規制の見直しを行うことができるよう、また、規制についての評価の質の向上に資するよう、当該規制によって発生した影響の実績把握(モニタリング)やR I Aの事後検証を必要に応じ行うことが必要である。

ノーアクションレター制度の充実

「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で市場ルールを明確化するためには、ルールの適用に関する予見可能性を高めることが重要であり、その方策の一つとしていわゆるノーアクションレター制度の一層の活用を図るべきである。

しかし、当会議は、我が国におけるノーアクションレター制度とされている現行の「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日同改正。)では、対象事項が行政処分に係るものとされており、対象事項が限定的であると考え。例えば、自己が行おうとしている事業活動が行政によって当該行政機関の所管する法律に違反することを理由に告発されるか否かについても、制度の対象とされていない。

当会議としては、このような現状のノーアクションレター制度の課題を踏まえ、同手続の対象事項を行政処分に係るものに限定せず、例えば行政権限の行使に係るものというように拡充することについても、我が国の法令体系への適合性にも配慮しつつ、今後検討を進め、速やかに対象事項を拡大する方向で措置する必要があると考える。

また、当会議は、ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、将来的には、民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関する全ての法令を対象とすることが望ましいと考える。

行政処分・行政指導の適正化

行政処分については、これに対して国民・事業者が不服がある場合に、より利用しやすい簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることが重要である。

行政指導については、国民・事業者が、所管制度の趣旨等について行政に対して問い合わせ等を行う際、行政からの回答が口頭で行われる場合が少なくなく、また、行政の担当職員によって回答の内容が異なる場合があるなど、行政手続の透明性や公平性等の観点から問題があるとの指摘がある。行政手続法では、例えば行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から行政指導の内容等を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないとされているが、国民・事業者からは「行政指導に対する書面交付請求がしにくい」といった声や、誤った根拠に基づきなされたと思われる行政指導については是正を求める何らかの方法を設けるべきといった声が聞かれる。

行政による処分や指導が、国民・事業者にとってわかりやすく透明性が確保されたものとなるよう、これらの実態に関する調査結果等を踏まえた所要の改善を図ることが重要である。

(2) その他

国民の活動に規制的影響を与えうる基本法の見直しについて

権利義務関係など私人間の法律関係を規律する私法は、最も基本的な法律群であるが、民間の事業活動の視点等から見た場合、こうした私法における強行規定は、私人に対してその適用が強制される規定であることから、規制的影響を及ぼすものと言える。

私法の中でも、特に我が国の民法は明治 29 年に制定されて以来、110 年が経過しており、時代の変遷の中で、国民の諸活動に対して現条文では対応しきれず、判例等を参考にした運用による対応が多くなっているとの指摘があり、その見直しの機運が高まっている。

規制改革の効果分析・評価

岩盤のごとき強固な規制を改革するに当たっては、改革の効果を可能な限りわかりやすい形で国民に提示し、国民の十分な理解と支持を得つつ進めることが肝要である。このための一つの有効な手段としては、規制改革の数量的な効果を分析し、それを広く国民へ公表していくことが考えられる。また、こうした数量的な分析は、政府における規制改革の取組を効率的かつ効果的に進めるためにも重要であり、国会議における審議にも資するものとする。

【具体的施策】

(1) 規制の横断的評価・見直し

規制の周期的な見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

国会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、国会議の前身である規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」(平成 18 年 12 月 25 日)(以下「第 3 次答申」という。)における一定期間経過後見直し基準(「第 3 次答申」の .各分野における具体的な規制改革 - 1 横断的的制度等分野 - (1) 規制の横断的評価・見直し - 一定期間経過後見直し基準による見直しの推進の項参照。)にしたがい見直しを推進するものとする。このため、以下の必要な措置を講ずるべきである。

ア 法律、法規命令、通知・通達等の一定期間経過後見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

平成 18 年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」(平成 18 年 3 月 31 日基準)の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各

府省庁において規制にかかわると判断した法律（その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く）について、「次回の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、本年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進めるべきである。また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進めるべきである。

イ 見直し作業のフォローアップ【平成 19 年度以降逐次実施】

当会議は、各府省庁において作成された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」を通じ、本年度の見直し対象とされている法律の件数（平成 18 年度基準）について、各府省庁の合計で 50 件（平成 19 年 4 月 11 日現在、見直し対象法律全体の 11%）と報告を受けている。

見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされているか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべきか否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のうえ適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行うべきである。

規制にかかわる通知・通達等の見直し【平成 19 年度以降逐次実施】

ア 規制にかかわる通知・通達等の分類

平成 18 年度において、各府省庁は、「3 か年計画（再改定）」における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。これは、現時点において効力を有する規制にかかわる通知・通達等（行政手続法に定める審査基準・処分基準、以外に本省等が定める基準のうち、企業・国民に影響を与える（関与・介入する）もの全て）について、私人に対する「外部効果」を有するかどうかの観点から、各府省庁において分類を行ったものである。

平成 19 年 3 月 30 日の時点で、その件数（平成 18 年 3 月 31 日基準）について当会議は以下のとおり報告を受けた。

- ・ 行政手続法に定める審査基準・処分基準：計 1,009 件

- ・ 上記以外で外部効果を有する通知・通達等：計 947 件

企業・国民に影響を与える（関与・介入する）ものとして各府省庁が発出している規制にかかわる通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有するものは上記のカテゴリーに分類されているものであり、これら以外の規制にかかわる通知・通達等については、各府省庁が、私人に対し「外部効果」を生じさせるような運用をするべきでないと判断しており、したがって、国民がその内容に従うか否かは任意であると考えられる。

この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年 12 月末日までに、新規のものの追加、既存のものの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告すべきである。見直し推進機関は、この過程において、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請すべきである。

イ 結果の公表について

「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等については「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。

このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表すべきである。平成 18 年 3 月 31 日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調査のうえ平成 18 年度末に当会議のホームページにおいて公表を行った。平成 19 年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にかかわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、これら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形で公表する方向で平成 19 年末までに検討を行い、結論を得るべきである。

見直しの推進【平成 19 年度以降逐次実施】

一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

ア 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずべきである。

(ア) 各府省庁は、規制にかかわる法律（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下同じ。）の新設・改正にあたり、法律案を作成する際には、「第3次答申」における一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。

(イ) 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覧において設定した、見直し年度において、「第3次答申」における一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する規制（法規命令、通知・通達等を含む）の見直しを行う。

(ウ) 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、前述の見直し一覧作成や一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップするとともに、適時報告の徴収、意見表明を行う。

イ 規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、「3か年計画（再改定）」における見直し基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進すべきである。また、各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、同見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行うべきである。

(ア) 各府省庁は、「3か年計画（再改定）」における見直し基準に基づく通知・通達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18年度に引き続き平成19年度以降、毎年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。

(イ) 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進機関に報告する。

(ウ) 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省庁に対し再検討を要請する。見直し結果については、平成19年度以降、毎年度末

までに確定し、見直し推進機関により公表する。

- ウ 平成 19 年度から平成 21 年度までは、当面当会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成 22 年度末までに検討し、決定すべきである。

規制影響分析（R I A）の幅広い実施

- ア 総務省は、「3 か年計画（再改定）」に基づき、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、R I A の義務付けの範囲等、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講じたところである（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）の一部改正（本年 10 月施行予定））。

今回の行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正政令の施行後、その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大を視野に入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を進めるべきである。【平成 20 年度以降継続的に実施】

- イ 各府省庁は、義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き続き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り当該案に係る R I A を付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進めるべきである。【逐次実施】

総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていくべきである。【平成 19 年度以降継続的に実施】

- ウ R I A の実施に当たっては、評価手法等 R I A の実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。

R I A の実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。

したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実した R I A を実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行うべきである。【平成 19 年度実施】

「日本版ノーアクションレター制度」についての検討

当会議は、我が国におけるノーアクションレター制度とされている現行の「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日同改正。以下「法令適用事前確認手続」という。)は、対象事項が行政処分に係るものとされており、対象事項が限定的であると考える。

したがって、ルール的事前の明確化に対する民間企業等の具体的要望も踏まえつつ、例えば法令適用事前確認手続の対象拡充も含め、「日本版ノーアクションレター制度」の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずべきである。

また、ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、ノーアクションレター制度の対象拡充がなされた後、その施行状況及び制度の活用状況についてフォローアップを行い、更なる改善点について検討すべきである。**【平成19年度以降適宜実施】**

また、各府省庁は、法令適用事前確認手続に関して、ルールの適用に関する予見可能性を一層高める観点から、民間企業等の要望の多い法令について、ノーアクションレター制度の対象とするよう努めるべきである。加えて、具体的な手続内容や同手続を利用した民間事業者の実例等を例えばポスター、リーフレット等を用いて広く分かりやすく紹介する、所管する事業者団体を通じて事業者への浸透を図る等、制度の更なる周知徹底を図るべきである。**【平成19年度実施】**

行政処分・行政指導の適正化【平成19年度検討・結論、以後速やかに措置】

行政処分については、国民の権利利益の救済を図るため、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため、制度の改善点を明確にするとともに、必要な措置を講ずるべきである。

行政指導についても、書面交付制度の在り方等についての利用者からの意見についての実態調査の結果も踏まえつつ、国民の権利利益の保護を図るため、行政指導について国民・事業者が不服を申し出られるような手続を行政手続法に規定すること等について検討すべきである。

(2) その他

民法の改正について【平成19年度措置】

我が国民法は明治29年に制定されて以来、110年が経過し、時代の変遷の中で時代背景や国民の意識や考え方、商取引の慣行の変化のため、時代の要請による見直しの機運が高まっている。

特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした運用における対応が多くなるととも

に、強行規定については、過度に規制的でないかという視点からの時代に合わせた見直しも必要となってきている。

そこで、民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があるから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む作業を実施すべきである。

規制改革の効果分析・評価手法についての検討【平成19年度以降逐次実施】

内閣府は、これまで累次にわたり策定されてきた規制改革（緩和）推進のための3か年計画に基づき、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を行ってきたところであるが、今後ともこうした分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表すべきである。また、それらの数量的な分析については、政府における規制改革の取組が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、分析可能な手法を見極めつつ、例えば政府における規制改革の調査審議事項についても行うなど、政府部内で連携を図りつつ進められるべきである。